

金



海外社会保障研究

SPRING 2003

No. 142

特 集：転換期における福祉国家の国際比較研究

特集の趣旨	富永 健一	2
福祉国家の分解と日本の国際的位置	富永 健一	4
社会保障給付費の趨勢分析	平岡 公一	17
社会保障給付費の構成に関する時系列的分析 ——先進諸国のクラスター化の試み——	三重野 卓	31
OECD19カ国における社会保障財源の国際比較	武川 正吾	43
福祉国家発展の時系列データ分析 ——pooled time-series dataの利用——	織田 輝哉	53
福祉国家レジームと世帯内性別役割分業： ジェンダーからみた比較福祉国家試論	白波瀬 佐和子	65

論 文

貯蓄支援税制としてのアメリカ401(k)に関する考察	吉田 健三	78
----------------------------	-------	----

動 向

国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状 ——ILO, OECD, EUROSTATの動向から——	勝又 幸子	90
--	-------	----



国立社会保障・人口問題研究所

海外社会保障研究

SPRING 2003 No. 142

国立社会保障・人口問題研究所

特集：転換期における福祉国家の国際比較研究 趣 旨

以下の6つの論文は、1998年度から3年間にわたって行われた国立社会保障・人口問題研究所の研究プロジェクト「転換期における福祉国家の国際比較研究」の研究成果である。これらは、昨年(2002年)まとめられた『転換期における福祉国家の国際比較研究 最終報告書』に掲載された諸論文を書き改めたものである。

このプロジェクトは、今から19年前の1984年に、当時の社会保障研究所において共同研究が行われ、翌1985年に『季刊社会保障研究』誌上に発表された「社会保障発展パターンの国際比較」という共通テーマを持つ5人(富永健一・平岡公一・武川正吾・三重野卓・下平好博)の論文の再試行にあたる。当時の研究を第1回プロジェクトと呼ぶなら、今回はメンバーの入れ替わりも最小限度に抑えて繰り返された第2回プロジェクトであるといってよい。しかしこの間に、社会保障をめぐる国際および国内環境は、すっかり変わってしまった。まさにそのことが、この第2回プロジェクトを計画する根本動機をなした。

1984年という年は、ミシュラの『福祉国家の危機』と題する本が出された年で、福祉国家が危機と再編を迎えるつあるという意識は、すでに当時から始まっていた。しかし他方で、この年は福祉国家の収斂理論を代表するウレンスキーの『福祉国家と平等』が、プロジェクト・メンバーの同僚である下平好博によって翻訳刊行された年であり、われわれは先進諸国の中で日本が置かれた孤立した位置を考えつつ、ウレンスキーやによる日本の低福祉に対する批判に共感した。このような観点から、われわれプロジェクト・メンバーは、わが国における福祉国家についての計量社会学的研究の最初のものを立ち上げる、ということを意図したのであった。

今回の「転換期における福祉国家の国際比較研究」は、第1回プロジェクトの分析以後における世界の諸福祉国家の変貌をテーマとする。題名にあるように、テーマはもちろん前回と同様に諸福祉国家の国際比較である。なぜ国際比較をするかといえば、そうすることを通じて国際社会の中での日本の福祉の現状を批判的に見るためである。以下6論文それぞれの基本的な着眼点を、掲載順に簡単に示しておこう。

- (1) 富永論文は、世界の先進諸国が「福祉国家」と「非福祉国家」に両極分解していく経過を分析して、その中の日本の国際的位置を見定めようとした。
- (2) 平岡論文は、社会保障給付費の変動パターンの差異に注目することから、クラスター分析によって、先進諸国と非先進諸国をそれぞれ類型化しようとした。
- (3) 三重野論文は、福祉国家の危機の中で、単線的な発展よりも福祉の類型化が重要であるとして、社会保障給付費の内部構造を、因子分析とクラスター分析によって明らかにしようとした。
- (4) 武川論文は、三重野論文とは異なった面、すなわち社会保障の給付ではなく財源を分析することから、財源による福祉の構造を明らかにしようとした。

- (5) 織田論文は、福祉国家化の要因分析が、従来おもに1時点での国家間クロスセクション分析を用い、それを複数時点について行うというやり方でなされてきたのに対して、時間的変化の中での因果関係を見るためには、時系列データを用いた分析が必要であるとして、クロスセクションと時系列とを同時に取り込んだ分析方法を工夫した。
- (6) 白波瀬論文は、女性の就労決定、性別役割分業に対する意識、誰が家計管理かという家族内ミクロ構造を、マクロな福祉国家レジームの4類型によって比較したものである。

データベースとしては、(1)から(5)までは本プロジェクトの「国際マクロデータ」を共通に用いているが、(6)のみは「ISSP ミクロデータ」を用いている。

第2回プロジェクトの必要を強調したのは私であったが、それを受け入れてプロジェクトに取り入れてくださった国立社会保障・人口問題研究所、多忙な時間を本プロジェクトのために割いてくださったメンバー諸氏(6人の論文執筆者)、とくに研究グループの世話役を務めてくださった白波瀬佐和子室長に、厚く感謝を申し上げる。

(富永健一 東京大学名誉教授)

福祉国家の分解と日本の国際的位置

富永 健一

■ 要約

かつて「福祉国家に向かって収斂する」といわれた世界の先進諸国は、1980年代後半ころから、社会保障給付費対GDP比の国家間格差が開き始め、「福祉国家」と「非福祉国家」に分解する傾向を示すようになった。この中にあって、かつて先進諸国中で孤立した「非福祉国家」であった日本は、次第にオーストラリア、アメリカ、イタリアとともに先進諸国中の「非福祉国家」グループを形成するにいたった。ここではこの傾向を「収斂」から「分解」へと言いあらわし、「福祉国家」たることを選択した諸国と、「非福祉国家」たることを選択した諸国とを分けた要因はどのようなものであるのかを、先進国・中進国36ヶ国を対象として探索することを試みた。説明変数としては、データベース中から、経済的豊かさ、人口の非農業化、人口の都市化、高齢者比率、人口規模、失業率を選び、被説明変数としての社会保障給付費対GDP比をそれらに単回帰させて、標準化された単回帰係数を比較した。その結果わかったことは、影響が断然大きいのは高齢者比率であり、これに次ぐのは人口の都市化と非農業化であり、国の人口規模が小さいこともいくらか関係がある、ということであった。

■ キーワード

福祉国家グループ、非福祉国家グループ、収斂から分解へ、高齢化

「福祉国家の収斂」理論

1985年に書かれた私の論文「社会保障の決定要因：福祉国家形成の普遍主義的解釈」（『季刊社会保障研究』Vol.23-1所収、これは社会保障研究所（当時の）第1回目の共同研究プロジェクト「社会保障発展パターンの国際比較」と題する諸論文中の1つであった）は、社会学の福祉国家論がウレンスキー『福祉国家と平等』（1975、下平好博訳）に代表される「福祉国家収斂理論」の影響下にあった當時に書かれた、国際マクロデータによる福祉国家の発展パターンの分析を意図したものであった。

当時ウレンスキーは、同書の「日本語版への序文」において、世界の先進諸国のがそのような収斂化傾向によって社会保障水準を高めている中にはあって、日本はアメリカ、スイス、カナダなどとともに

にその例外に属すると述べていた。私は上記の論文において、日本が現在（1985年当時）先進国中で例外的に社会保障水準の低い国であることには、主として日本が近代化の後発国であることに起因する社会学的な理由があると考え、そのことを国際マクロデータの計量分析によって説明しようと試みた。強調しておくべきことは、この「説明」が、日本も近い将来において、先進諸国との国際的な収斂化傾向に追いついていくであろうということを、暗黙のうちに想定していたことである。

1985年の論文における私のデータ解析は、1970年の国際クロスセクション・データによるものであった。これは、その当時の時点で、日本を含む先進諸国との社会保障水準とその説明変数を共通に揃えることができたのは1970年までだった、という事

情があったためである。しかしその後まもなく、日本は田中角栄内閣のもとで、当時「福祉元年」(1973年)と称された社会保障水準の大幅拡大政策をとった。これは驚くべきことであり、上記の説明において私の暗黙の「仮説」をなしていた、先進諸国の収斂化傾向に日本も近いうちに追いつくという想定が、実現に向かいつつあるかのように思われた。そこで私は、その後の国際マクロデータの継続的な分析によって、1985年の論文で暗黙に想定されていたこの仮説は、まもなく「実証」可能になるのではないかと一時は本気で考えるようになった。

「収斂」から「分解」へ

しかしながら、1980年代後半以降の日本の現実は、これが私のはかない希望的観測にすぎなかつたことを明らかにした。私の前著『社会変動の中の福祉国家』(2001)は、近年の福祉国家の動向についての私の失望を端的に述べたものである。1985年の国際マクロデータ解析のプロジェクトから十数年を経た現在までに、福祉国家をめぐる世界の状況は、「収斂の終焉」へとすっかり様変わりした。

「収斂の終焉」は、周知のようにマーガレット・サッチャーのイギリスとロナルド・レーガンのアメリカによって演出されたものであり、日本では中曾根康弘内閣がこれらに追随した。かくして1980年代の中ごろから、ミシュラのいう『福祉国家の危機』(1984)が叫ばれるようになり、日本もその危機の推進の一翼を担うようになった。ウレンスキーワの福祉国家収斂論に代わって、福祉国家は一つに収斂していくのではなく、多様な類型に分かれしていくのであるとする、エスピーニー・アンデルセンの福祉国家類型論が登場し、福祉国家の研究者のあいだでもてはやされるようになった。

日本を含む先進諸国において、高齢化はますます進んでいるだけでなく、私のいう意味での「家族の失敗」(富永、上掲書)もまたそれらの諸国に広

がっていることを考えると、「収斂の終焉」の進行はまことに悔しいことであるというほかはない。しかし、果たして「福祉国家への収斂」は「福祉国家の終焉」にとって代わられたのであろうか。日本も福祉国家への収斂を担うことになるだろうとする私のはかない希望に反して、われわれの国立社会保障・人口問題研究所(現在)における第2回目の共同研究プロジェクト「転換期における福祉国家の国際比較研究」(2000-02)は、このように福祉国家が多様化しつつある時代に、国際マクロデータの計量分析を再度行なったらどういうことが言えるか、ということの探求を目的とするものとなった。

この第2回目の共同研究プロジェクトのデータ解析は、すでに独立の冊子『転換期における福祉国家の国際比較研究』最終報告書(国立社会保障・人口問題研究所、2002)としてまとめられている。このプロジェクトで共通に使用されたデータベースによって、日本を含む先進諸国19ヶ国の1968年から1993年までの社会保障給付費対GDP比の時系列を折れ線グラフに表示した結果は、上掲報告書の私の論文「福祉国家への社会学的アプローチ」(上掲2002年の報告書所収)に掲げられているが、それをここに再録したものが図1である。このグラフから容易に読み取り得る重要な諸事実は、次のとおりである。

- (1) 先進諸国家の社会保障給付費の対GDP比は、1970年代中ごろまでは、世界の先進諸国がほぼ一団となって上昇を続けていた。それを1975年の時点で切ってみると、表1の最左列のようになる。すなわち、最上位のグループがオランダ、スウェーデン、西ドイツ、ベルギー、フランス、ルクセンブルクの6ヶ国(20%以上)、2番目のグループがデンマーク、オーストリア、アイルランド、ノルウェー、イタリア、イギリス、フィンランドの7ヶ国(15%以上20%未満)、3番目のグループがニュージーランド、スイス、オーストラリア、アメリカ合衆国、カナダの5ヶ

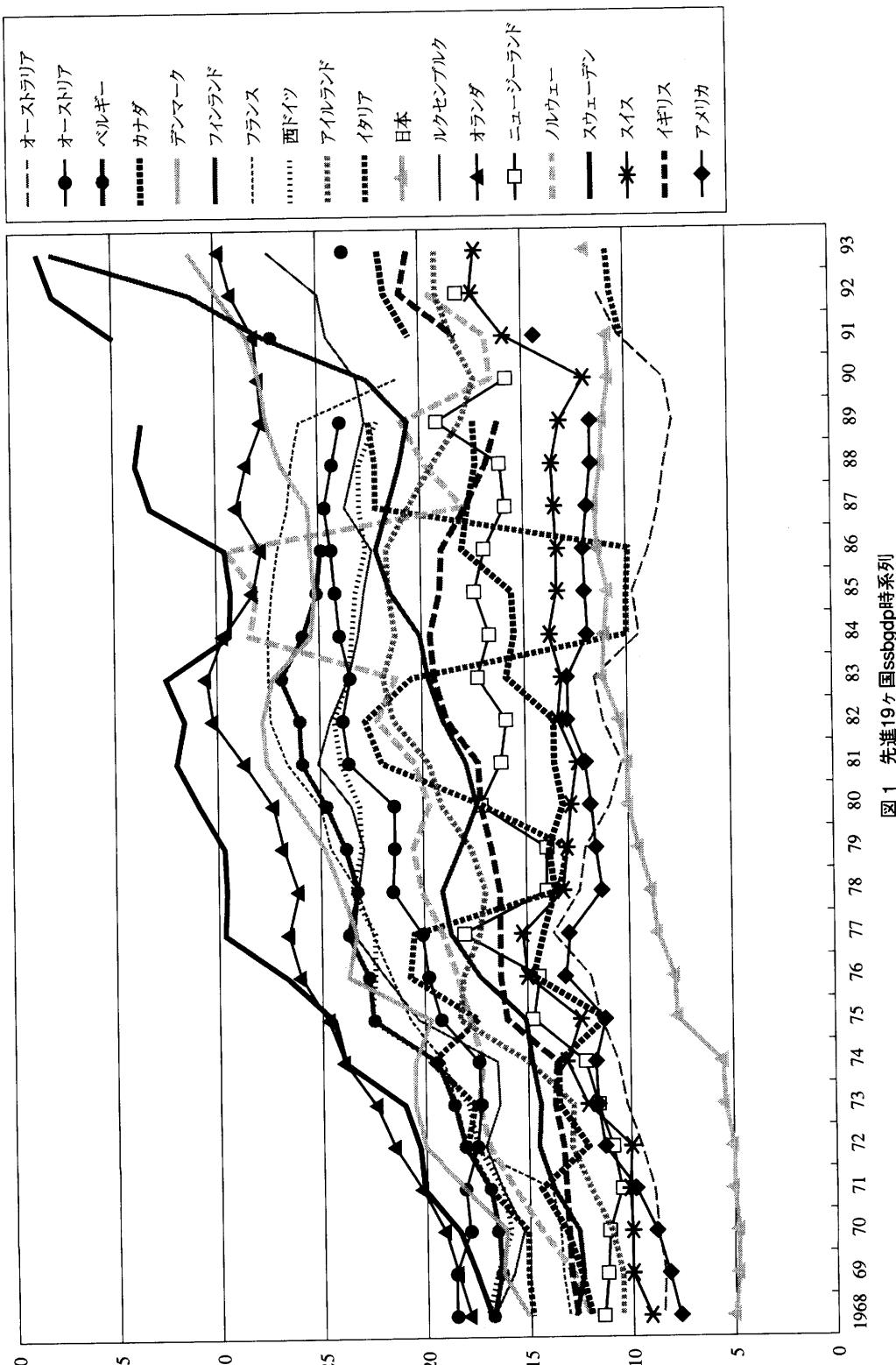


図1 先進19ヶ国sssbgdp時系列

国(10%以上15%未満)、そして日本だけが先進国中かけ離れて最下位(10%未満)に位置していた。

(2) 1970年代後半あたりから、スウェーデンとオランダが俄然、社会保障給付費の急上昇を開始し、特にスウェーデンが1976年から世界のトップに立って、世界の福祉国家の代表と見なされるようになった。1980年代に入るとともに、先進諸国の福祉水準は格差を広げる方向に向かい、「急上昇組」「ほどほど上昇組」「下降組」の3つにはっきり分かれるようになる。その結果、日本だけが単独最下位というこれまでの構造は変化して、スイス、アメリカ、日本、イタリア、オーストラリアの5ヶ国が最下位グループを構成するようになってきた。

(3) 1985年の時点で切ってみると、表1の第2列のように、スウェーデン、オランダ、ノルウェーの3ヶ国が最上位グループ(28%以上)、フランス、デンマーク、ベルギーの3ヶ国が第2位グループ(25%以上28%未満)、オーストリア、西ドイツ、ルクセンブルク、アイルランド、フィンランドの5ヶ国が第3位グループ(20%以上25%未満)、イギリス、ニュージーランド、カナダの3ヶ国が第4位グループ(15%以上20%未満)、スイス、アメリカ、日本、イタリア、オーストラリアの5ヶ国が第5位(=最下位)グループ(15%未満、但しオーストラリアだけは10%を少し切っている)、という5つに分けられる。この間にあって、最上位グループの社会保障水準がどんどん伸びているのに対して、2位グループと3位グループと4位グループは伸びてはいるがほどほどの伸びであり、対照的に最下位グループではイタリアとオーストラリアが転落し、スイスとアメリカは下降してはいないが伸びが悪い。そして日本は、1973年の「福祉元年」政策のおかげで少し伸びたとはいえ、これらの4ヶ国と並ぶ最下位に落ち着

くことになった。

(4) 1990年以後は欠損値が多くなるので、1990年、91年、92年、93年の4カ年のうちデータが得られる最新の年をとって、19ヶ国の1990年代初頭の福祉国家水準をランクすると、表1の第6列のようになる。すなわち、スウェーデンとフィンランドの2ヶ国が断然トップ・グループ(38%台)をなし、デンマーク、オランダ、ルクセンブルク、ベルギーの4ヶ国が第2位グループ(27-31%)、オーストリア、フランス、カナダ、西ドイツ、イギリスの5ヶ国が第3位グループ(21-24%)、ノルウェー、アイルランド、ニュージーランド、スイスの4ヶ国が第4位グループ(17-20%)、アメリカ、日本、オーストラリア、イタリアの4ヶ国が第5位(最下位)グループ(11-14%)をそれぞれ形成している。

以上のトレンド分析からはっきり言えることは、世界の先進諸国が福祉国家に向かって収斂化傾向を示し、日本だけがその例外をなしていたのは、1970年代前半くらいまでのことであって、それ以後の先進諸国は5つほどのグループに分かれ、それらのあいだの格差は開きつつある、ということである。こうして福祉国家は明らかに多様化しているが、福祉国家が世界的に崩壊している、との一般化はできない。そこでこのような世界先進諸国の動きを、「福祉国家の収斂から分解へ」と表現することにしよう。「福祉国家の分解」とここで言うのは、福祉国家政策をますます強めている諸国と、これまでのパターンを維持している諸国と、福祉国家を目指すことをやめた諸国とが分離した、という意味である。

この中にあって、かつて先進国中の孤立した福祉最下位国であった日本は、1970年代までは、福祉国家水準において先進諸国に追いつくことを目指す姿勢をとっていたが、1980年代からは先進諸国の中に「非福祉国家」の仲間を見いだして、もはや福祉先進国に追いつく努力を堂々と放棄した、

表1 1975年、1985年、1990—1993年の社会保障対GDP比

(%)

	1975	1985	1990	1991	1992	1993	1990—1993
オーストラリア	11.4	9.7	8.1	10.28	11.3		11.3
オーストリア	19.2	24.2				23.7	23.7
ベルギー	22.5	25.1		27.22			27.2
カナダ	11.2	15.6		20.51	21.69	21.98	22
デンマーク	19.7	25.2	27.82	28.42	29.84	31.24	31.2
フィンランド	15.1	21.5	22.61	27.63	31.22	37.96	38
フランス	20.7	27.3	21.14				21.1
西ドイツ	22.6	23.2					22.1
アイルランド	18.3	21.6	17.37	18.42	19.17	19.2	19.2
イタリア	17.4	10.0		10.15	10.66	10.86	10.9
日本	7.7	10.9	10.77	10.88		11.99	12
ルクセンブルク	20.3	22.8	23.06	24.53	24.92	27.39	27.4
オランダ	24.7	28.2	27.88	28.07	29.17	29.72	29.7
ニュージーランド	14.7	17.4	15.74		18.16		18.2
ノルウェー	17.8	28.0	16.54	16.8	19.6		19.6
スウェーデン	24.4	29.3		34.93	37.87	38.63	38.6
スイス	12.4	13.4	11.99	15.88	17.51	17.29	17.3
イギリス	16.0	19.1		18.24	20.94	20.55	20.6
アメリカ	11.2	12.0		14.39			14.4

と言い得るであろう。すなわち日本は、アメリカ、オーストラリア、イタリアとともに、福祉国家を目指すことをやめた4ヶ国の一員たる立場に居直ったかたちである。

中進諸国の場合

先進諸国19ヶ国の中には、福祉国家の水準をますます高めつつある国があることが明らかになった。しかし先進諸国に続く中進諸国の中にも、福祉国家の水準を高めている国があるのではないか、ということを検討してみる必要があろう。第2回比較福祉国家のプロジェクトにおいて、われわれが共通に使用したデータベースに含まれている152ヶ国のうちから、上記の先進諸国19ヶ国以外で、1975年の社会保障給付費の対GDP比が5.0%を上回っていた国が、17ヶ国ほど存在している。これらの諸国を先進福祉国家に続く中進諸国と見なして、そ

の福祉水準の時系列トレンドを、先の図1と同様に折れ線グラフで表したもののが、図2である(ただこの図には、データベースの制約から、韓国や台湾やシンガポールは入っていない)。

先進諸国と準先進諸国を合わせた36ヶ国を1つのグラフに表すと、図がほとんど読めないほど込み入ってしまうので、先進諸国と準先進諸国を図1と図2にそれぞれ振り分けて表示した。中進諸国との社会保険給付は、全体として先進諸国のそれよりも絶対水準として低いので、縦軸の尺度の取り方が2つの図で異なっていることが注意を要する。そこで両者を数値によって正確に読むために、36ヶ国全部を表2としてまとめておいた。表2の途中に引いた太い横線から上が先進諸国、下が中進諸国である。

図2と表2から直ちに明らかのように、旧ソ連、およびブルガリア、チェコスロバキア、東ドイツ、ハ

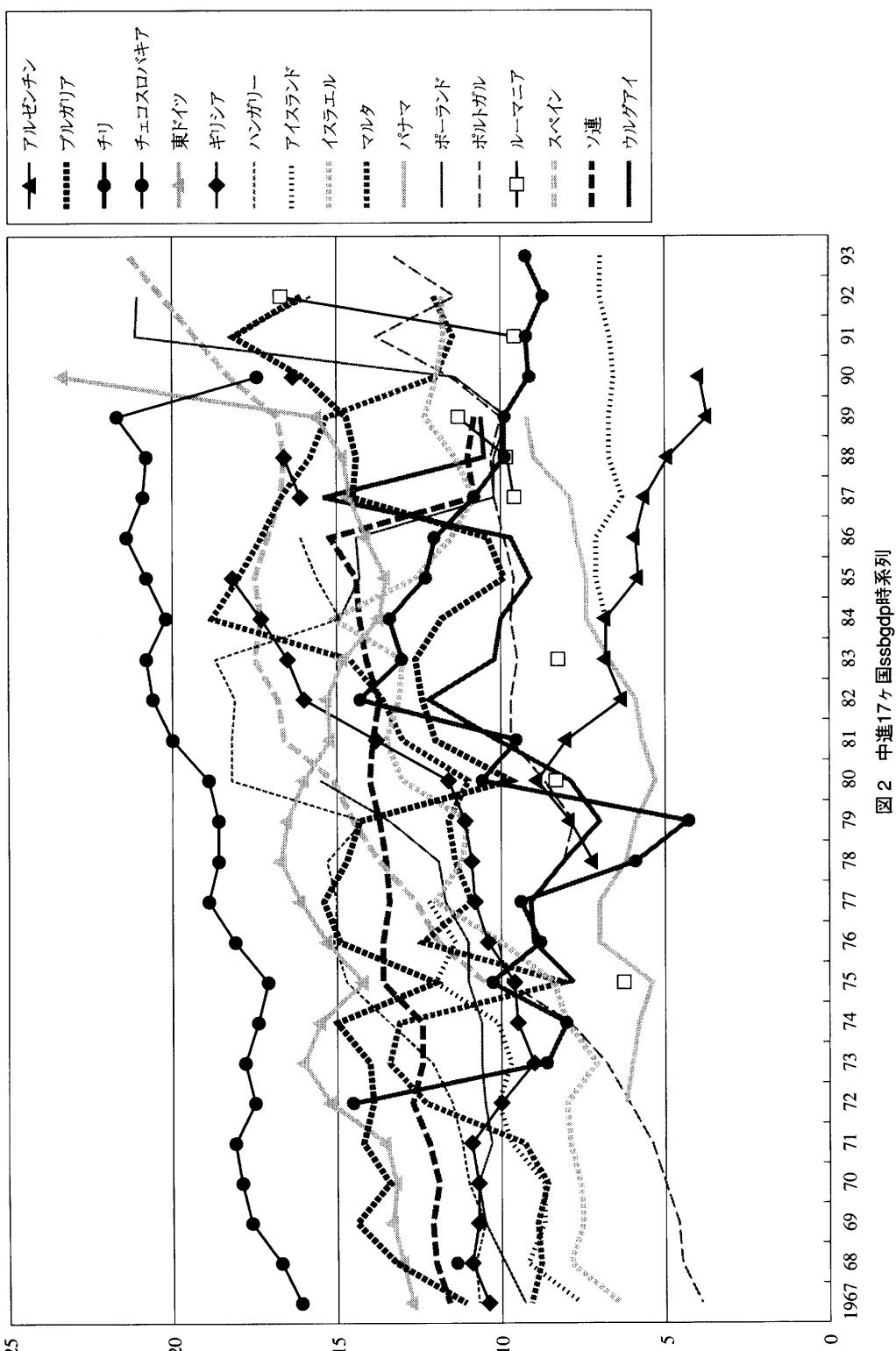


		表2 先進・中進36ヶ国のおかし保険費対GDP比 (%)																										
		67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
オーストリア	7.7	8.5	8.4	8.7	8.9	9.5	10.2	10.6	11.4	11.9	13.7	12.4	12.1	10.9	10.3	11.2	11.6	9.4	9.7	8.9	8.4	8.1	7.7	8.1	10.28	11.3		
オーストリア	7.9	18.6	18.6	17.9	18.1	17.5	17.3	17.4	19.2	19.8	20.1	21.5	21.4	21.4	23.6	23.5	24	24.2	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	23.9	23.7		
ベルギー	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
カナダ	0.5	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	1.3	1.5	1.1	1.2	1.4	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
デンマーク	1.8	15.1	16.3	16.1	18.1	12.0	20.5	20.5	19.7	23.7	23.3	24	24.8	26.2	27.6	27.8	27.3	25.4	25.2	25.4	25.5	26.8	27.5	27.82	28.42	29.84	3.24	
フィンランド	1.2	12.8	12.4	12.6	13.8	14.5	14.4	14.8	15.1	17.3	18.7	19.1	18.2	17.4	17.9	19	19.7	20.1	21.5	22.2	21.6	21	20.6	22.61	27.63	31.22	37.96	
フランス	13.1	13.4	13.5	13.9	18	18.5	19.1	20.7	21.6	22.5	23.2	24.5	25	26.6	27.4	27.5	27.3	27	26.5	26.3	25.9	21.14						
西ドイツ	1.4	17.1	16.6	15.9	16.3	17.5	17.9	19.4	22.6	22.4	23.5	23	23.1	24	24.3	23.6	23.4	23.2	22.7	23	23	22.1						
アイルランド	10.6	10.5	10.5	11	12	12.9	12.8	15	18.3	18.1	17.3	17	17.7	19.1	19.7	21.4	21.9	21.3	21.6	21.7	20.6	19.4	18	17.37	18.42	19.17	19.2	
イタリア	14.2	14.9	15.1	15.1	16.9	18	17.6	19.7	17.4	20.7	20.5	13.4	13	17.1	22	22.8	20.5	10	9.9	22.2	22.5	22.2	22.5	22.5	10.15	10.66	10.96	
日本	5.1	5	4.8	5	5	5.4	5.5	7.7	7.8	8.6	8.9	9.5	10	10	10.4	11.2	11.1	10.9	11.4	11.5	11.2	11.1	10.77	10.88	11.09			
ルクセンブルク	17.3	16.8	15.8	15.3	16.3	17.1	16.4	16.5	20.3	21.9	23.4	23.2	22.9	23.5	25.1	25	23.6	23.1	22.8	22.4	23.7	23.2	22.7	23.06	24.53	24.92	27.39	
オランダ	17.3	17.9	18.5	19.1	20.2	21.5	22.4	23.9	24.7	26	26.6	26.1	26.8	27.3	28.7	30.2	30.5	29.7	28.2	27.8	29	28.5	27.7	27.88	28.07	29.17	29.72	
ニュージーランド	11.1	11.4	11.2	11.1	10.5	10.9	11.6	12.2	14.7	14.4	18.1	14	14	17.2	16.2	15.9	17.3	16.7	17.4	16.9	15.9	16.1	19.2	15.74	18.16			
ノルウェー	11.4	12.1	12.9	14.4	15.7	16.9	17.4	17.2	17.8	18.4	19.1	20.1	20.5	19.7	20.4	22.2	21.3	28.4	28	29.5	17.9	19.8	20.9	16.54	16.8	19.6		
スウェーデン	15.6	16.9	17.6	18.4	20.1	20.3	21	23.9	24.4	26.7	29.7	29.6	29.7	30.9	32	31.6	32.5	29.4	29.3	29.6	33.2	33.9	33.6	34.93	37.87	38.63		
イスイス	9.3	9.1	10	10	10.1	10	12.1	13.1	12.4	15	15.2	13	13.2	12.8	12.5	13.4	13.2	13.8	13.4	13.4	13.5	13.6	13.2	11.99	15.88	17.51	17.29	
イギリス	11.9	12.7	12	13.1	13.2	13.3	13.7	13.6	16	16.3	16.3	16.3	16.7	17.2	17.3	18.8	18.8	19.4	19.6	19.1	19	17.8	16.8	16.2	18.24	20.94	20.55	
アメリカ	7.3	7.7	8.2	8.8	9.8	11.3	11.6	11.7	11.2	13.1	12.9	11.3	11.6	11.8	12.1	12.9	12.9	11.9	12	12.1	11.9	11.7	11.7	14.39				
アルゼンチン																												
ブルガリア	11.1	13.2	14	13.4	14.2	13.9	14	15	12	14.9	15.4	14.7	14.3	14.7	14.3	14.7	14.3	12.6	11.8	9.9	10.4	14.5	14.4	14.7	16.01	18.14	16.08	
チリ																												
エコロジーキング	16.1	16.7	17.6	17.9	18.1	17.5	17.8	17.4	17.1	18.1	18.9	18.6	18.6	18.9	20	20.6	20.8	20.8	21.4	20.9	20.8	21.7	17.41					
東ドイツ	12.7	13	13.3	13.2	13.5	15.2	16	15.5	14.2	15.3	16.1	16.7	16.5	16	15.2	15.3	14.8	13.7	13.5	14.1	14.6	14.8	15.6	23.31				
ギリシア	10.4	10.9	10.7	10.7	10.9	10	9	9.5	9.6	10.4	10.8	10.9	11.1	11.6	13.8	16	16.5	17.3	18.2	18.2	16.1	16.6		16.38				
ハンガリー	10.7	10.8	10.5	11	11.2	11.5	12.1	13.4	14.7	15.1	15	15.3	14.2	18.2	18.2	18.1	18.7	14.9	15.6	16.1						18.22	15.78	
イスラエル	6.4	7.9	7.5	7.6	7.9	8	7	8	8.4	10	12	11.2	11	13	13.5	13.1	13	15.1	12.6	11.5	10.8	11.4						
マルタ	9.1	8.8	8.9	8.6	9.3	12.3	13.4	13.1	8.1	12.4	10.9	11.4	11.6	11	13	13.6	14.6	14.8	18	17.3	16.7	15.8	15.3	11.97	11.45	12.04		
パナマ																												
ボーランド	9.3	9.9	10.5	10.7	10.3	10.6	11	11	11.7	11.9	13.4	15.5						14.9	14.3	14.4	10.2	10.2	9.8	11.39	21.12	21.07		
ポルトガル	3.9	4.5	4.6	5	5.4	6.1	6.8	7.9	9.8	10.1		8.1	7.8	8.7	9.7	9.5	9.7	9.6	9.9	10.2	10.3	10	11.51	13.8	11.39	13.24		
ルーマニア																												
スペイン																												
ソ連	11.6	12	12.1	11.9	12.2	12.7	12.4	13.6	13.4	13.5	13.7	14	13.9	13.7	14.1	14.3	14.4	14.5	15.2	10.8	11	10.8						
ブルガリア																												

ンガリー、ポーランド、ルーマニアという旧共産主義圏諸国は、社会保障給付費の対GDP比が、ほぼ安定的に10%を超えていたケースが多い。中でもチェコスロバキアは断然トップを走り、1980年から89年まで20%の大台に乗せていました。これに続いているのが、東ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、ソ連、ポーランドなどで、どれもほぼ10%を超えていた。特に1990年の東ドイツ、ならびに1991年と92年のポーランドは、突如として20%を超えた。またルーマニアはデータが飛び飛びにしか存在せず、概して10%未満であるが、1992年にはやはり突如として15%を超えていた。これらの共産圏諸国は、周知のように1989年から90年にかけて体制変革を経験した。特に東ドイツは国そのものが消滅し、ソ連は多数の異民族国家が分離独立し、チェコスロバキアも国が分裂した。このため、ハンガリーは1987年以後、ソ連は1990年以後、東ドイツとチェコスロバキアは1991年以後、それぞれデータが続いていない。

旧共産主義圏以外では、スペインの福祉水準が最も高い。スペインのデータは1975年の10.5から始まっているが、その後は着実に安定成長を続けて、1980年に15.1、1985年に17.5、1992年に20.32、1993年に21.3と上昇してきた。スペインは、先進諸国の最下位グループ(アメリカ、日本、オーストラリア、イタリア)よりも高い福祉水準にある。

スペインに続くのは、ギリシア、マルタ、イスラエルである。ギリシアは1967年以来10%を超えており、途中やや中だるみがあったが、1982年から15%を超えた。しかし1990年の16.38を最後にデータが出ていない。マルタは1975年まで10%未満を低迷していたが、1976年に10%を超え、1988年に18.8を記録した。しかしその後は低下傾向に転じ、1991年以後は10%以下に戻ってしまった。イスラエルは1967年から10%未満の値が続いているが、1974年から持続的に10%を超えるようになり、1984年に15.1まで上がった。その後

は10%のやや上を低迷したが、1991年と92年にはそれぞれ18.22、15.78という値を示している。

それ以外の国は、もっと低い水準にある。チリは社会保障給付の不安定な国で、1972年には14.5とかなり高い値を示したが、その後は10%以下の水準を低迷し、1982年に14.3に回復したが、その後ふたたび減少傾向に転じて、1993年には9.26に後退している。ポルトガルは1967年の3.9から始まり、76年に10.1まで上昇したが、その後は10%にわずかにたりないところで伸びが止まっていた。1987年に10%をやっと超えたが、1990年の11.51が最後のデータになっている。ウルグアイは欠損値が多いが、1975年の7.8からデータが始まって、最高は1987年の15.4である。アルゼンチンは、一番高かったのが1980年の8.9で、それ以後は低下を続けている。アイスランドは1967年の7.6から1977年の12.2まで漸増したが、その後は欠損値が続き、1984年からは7%前後の数値が続いている。パナマは1972年から1989年まで6ないし7前後の値を示し、88年と89年には9%台に上がったが、それ以外は欠損値である。

以上から分かったことは、中進国の中にも、ソ連・東欧の旧共産主義圏諸国と、スペイン、ギリシア、マルタ、イスラエルなど、社会保障給付費対GDP比が10%ないし15%を超える国がいくつもある、ということである。とはいえ彼らは、先進国中の福祉水準の高い諸国のように、社会保障給付費対GDP比が20%を超えるようなことはない。またそれらの中に、社会保障給付費対GDP比を近年高めつつある国は、見当たらなかった。したがって、先進諸国のトレンド分析からわれわれが引き出した、福祉国家化が「収斂」から「分解」に転じたという結論は、中進諸国の検討によって変わることはない。

「分解」を生み出した要因は何か

先進諸国が「福祉国家に収斂する」ことをやめ、「福祉国家」と「非福祉国家」に分解するようになっ

たのは、なぜなのであろうか。そもそもいかなる要因によって、ある先進国は福祉国家たることを継続し、あるいはいっそう高度の福祉国家化への道を目指すことを選択したのに対して、他の先進国は福祉国家たることを放棄し、あるいは最低限度の社会保障給付費を出すにとどめおく道を選択したのであろうか。その選択を決めている要因は何なのであろうか。

福祉国家たることを選択するか放棄するかは、政治的イデオロギーにかかるところが多く、この問いに全面的に答えることは、このようななかたちのデータ解析では、もちろん不可能である。しかし福祉国家たることを継続した国はどのような特徴を持ち、それを放棄した国はどのような特徴を持つかについて、多少の分析を試みることは可能であろう。以下、きわめて不十分ではあるが、そのような分析を試みよう。

従来の福祉国家化の要因分析においては、社会保障給付費対GDP比、または一人当たり社会保障給付費を被説明変数(目的変数)にとり、説明変数(独立変数)として経済的豊かさ(一人当たりGDP)、非農業従事者比率、都市人口比率、高齢者比率、社会保障制度経過年数などを説明変数にとって、多変量解析にかけるという分析手法が試みられてきた(織田輝哉、2002; 藤村正之、1999)。収斂理論を打ち出したウイレンスキーガトッタのもそのような分析手法の1つとしてのパス解析であつたし、私が1985年の論文「社会保障の決定要因: 福祉国家形成の普遍主義的解釈」でとった手法も、同様のものであった。後者において私が説明変数として選んだのは、経済的豊かさ(一人当たりGDP)、非農業従事者比率、都市人口比率、高齢者比率、社会保障制度経過年数の5変数に、単身世帯比率および平均世帯規模という、家族解体の指標にかかる2変数を加えた7変数であった。ただし、社会保障制度経過年数と平均世帯規模は、多重共線性問題を引き起こしたため除去され、説明変

数は最終的に5つになった。

今回の研究では、研究目的はかつてのようにすべての先進諸国が福祉国家になることを目指すのではなく、先進諸国は福祉国家への道をとるものとそうでないものとの2つに分離しつつあるということを、要因分析することが目標である。しかしこれは、「福祉国家化」するか「非福祉国家化」するか、という連続線上の両極をなしているのであるから、分析における「目的変数」は1つであり、従来とられてきたアプローチと別のものではないといってよい。すなわちわれわれの設問は、「福祉国家化」の道をとるか「非福祉国家化」の道をとるかを決定している要因は何かということであって、これは従来の福祉国家化の要因分析と基本的に違うものではない。この意味で、説明変数もまた基本的に変わっていないと言つてよい。

今回の研究のデータベースになっている変数リストから、この研究において説明変数として選ばるべきものは何であるか、探し出してみよう。

- (1) 経済的豊かさ(一人当たりGDP)。国が経済的に豊かになることは、国家が社会保障給付を高めることを可能にする。ただ先進19ヶ国だけを考えると、それらはすでに一様に経済的に豊かになった国であるから、この変数はもはや国家間で識別力を持たないと考えられるであろう。しかし中進17ヶ国を含めた36ヶ国で考えると、国による経済的豊かさの違いは依然として存在しており、この基本要因はやはり説明変数から外さないでおくほうがよいであろう。
- (2) 農業従事者比率。農業従事者が減少すれば、自営業比率が減って、高齢者や失業者が国家の社会保障給付に依存する必要が高まる。この傾向も、先進19ヶ国だけを考える限りではすでに十分進行しており、もはや国家間で識別力を持たないと考えられる。しかし中進17ヶ国を含めた36ヶ国で考えると、やはり説

明変数に含めておくべきであろう。ただしここで用いるデータベースでは、この変数は「非農業従事者比率」としてではなく、「農業従事者比率」として表されているから、福祉国家化にマイナスに作用する要因としてこの変数を考えておこう。

- (3) 都市人口比率。都市生活者は、農村生活者に比べて土地や家を持つものが少なく、自営業者も少ないので、都市生活者の比率が高まれば、非農業従事者比率の増大と同じく、国家の社会保障給付に依存する必要が高まる。また都市では、家族と地域社会が解体化傾向にあるという点でも、やはり国家の社会保障給付に依存する度合いが高まる。だからこの変数についても、前の二変数と同様のことが当てはまるであろう。
- (4) 高齢者比率。高齢化比率は、65歳以上人口がその国の全人口に占める割合である。高度産業化・先進国化のもたらした年齢構成の高齢化は、生活レベルと医療レベルが向上した「豊かな社会」に共通する問題である。長生きできるということは、言うまでもなく一面では人生の幸福が実現したことを示すが、多面では年齢構成が高齢化することによって、国民の多くが年金支出や高齢者医療支出や高齢者介護支出などの増加を必要とするようになる。私は前掲論文において、貧困や病気や失業や老齢や身体障害など誰にも起こり得る故障にさいして、「幸福」ができるだけ損なわれないことが福祉である、ということを強調した。貧困者が相対的に減少し、失業率も長い間低くなっていた先進諸国において、高齢化の問題は幸福の実現に関する最大の関心事になったと言えるであろう。この意味で、福祉国家の国際マクロデータの分析において、高齢者比率は最も重要な変数であろうと考えられる。
- (5) 人口。前回の分析では、人口を説明変数に入

れることは考えられなかった。先進諸国はどこでも出生率が低下傾向にあり、「人口問題」は先進諸国から消えたと考えられていたからである。しかし近年では、別の観点から、人口に着目する必要が出てきたように思われる。というのは、先進諸国についての図1の分析で、第1位になったスウェーデンとフィンランド、第2位になったデンマーク、オランダ、ルクセンブルク、ベルギーが、いずれもヨーロッパの「小国」であることを考慮すると、国が小さいことは国民の相互扶助意識を高め、福祉国家化を促進する、という効果を持つことが考えられるからである。この点から、福祉国家の国際マクロデータ分析には、人口をぜひ含めておくことが必要であることが気付かれる。

- (6) 失業率。日本を筆頭に、先進諸国が完全雇用に恵まれていた段階では、失業問題は解決された問題であるかのように考えられる傾向があった。前回のデータベースに、失業率が入っていなかったのは、この事情を反映している。ところが、近年では先進諸国が多くが再不況化したので、今回のデータベースでは失業率が加えられるようになった(ただし欠損セルが多い)。そもそも失業は社会保障の古典的な対象の一つであったのだから、失業率と社会保障給付との関係について調べてみる必要がある。

1985年の富永論文においては、社会保障の説明諸変数を、先決諸変数(predetermined variables)と、相互に時間順序を想定し得るパス諸変数(path variables)とに分け、パスモデルを構成した。しかし今回の6つの説明変数間には、時間順序を想定し得る変数が少なく、パスモデルを構成することができない。そこで今回はパス解析の適用を断念し、被説明変数である社会保障給付費対GDP比を、6つの説明変数にそれぞれ単回帰させることで、より単純な分析手法を用いたい。

なお、制度経過年数は、高齢者比率と相関が非常に高いため、1985年論文の重回帰分析で多重共線性がひきおこされ、分析から除去された。今回の分析は単回帰であるが、この両変数は相互に代替関係にあると考え、高齢者比率のみを採用した。また前回の分析で用いた単身者比率は、今回のデータベースには含まれていなかったので、用いることができなかつた。

5時点での回帰分析

社会保障給付費対GDP比のデータベースは、1960年、1965年、1967年から1993年まで毎年、152ヶ国分があるが、中進国以下は欠損値が大部分である。ここではそれらのうちから上述した先進国19ヶ国と中進国17ヶ国、計36ヶ国を選び、1970年、1975年、1980年、1985年、1989(90)年の5時点について、回帰分析を試みた。それでもなお欠損値が多く、ケース数は説明変数ごとに異なっている。表3がその要約的結果を示す。

表3には、左端にタテに6つの説明変数が並べられ、上端にヨコに5時点ごとのケース数(n)、単回帰係数(r)、標準化された単回帰係数(R)、この場合は単相関係数に等しい)、決定係数(R^2)が並べられている。標準化された単回帰係数を示したのは、単位の異なる6つの説明変数間で、被説明変数である社会保障給付費対GDP比への寄与率

を比較することができるようとするためである。

標準化回帰係数が最も大きいのは「高齢者比率」(AGED)であり、その大きさは圧倒的である。すなわち、高齢者比率の標準化回帰係数は、1970年に.697で、1975年に最大.753になった。それ以後はやや低下に向かっているとはいえ、この変数が終始圧倒的に高い説明効果を持ち続いていることには、変わりがない。私は先に、高齢者比率こそ高度産業化・先進国化のもたらした最大の問題であろうと述べたが、データ解析の結果はこの変数が社会保障給付費の説明変数として最も重要であることを示している。

標準化回帰係数がその次に大きいのは、高齢者比率よりはだいぶ小さくなるが、「人口都市化」(URBPOP)である。人口都市化の標準化回帰係数は、1970年の.303に始まり、1975年に.294へと一度下がったが、1980年に.418へと最大になった。しかしこれをピークとして、それ以後は低下に向かっている。1980年にピークに達したのは、先進国でこの時期に都市化の急速な高まりがあり、先進国中の遅れた国ないし中進国との格差が開いたためであろう。しかしそれ以後は、先進国中の遅れた国ないし中進国でも都市化が進んだために、都市化の開きは小さくなりはじめた。

1970年データで目立つのは、「農業従事者比率」(AGRI)と「人口」(POP)にそれぞれ-.254、-.256

表3 単回帰分析

被説明変数(目的変数): SSBGDP

説明変数:	1970			1975			1980			1985			1989(1990)		
	n	B	R ²	n	B	R ²									
GDPREA	24	0.056	0.003	30	0.055	0.003	32	0.001	0	32	-0.194	0.037	30	0.125	0.016
AGRI	25	-0.254	0.065	31	-0.488	0.238	31	-0.544	0.295	31	-0.412	0.141	29	-0.461	0.213
URBPOP	26	0.303	0.092	32	0.294	0.086	32	0.418	0.175	32	0.247	0.061	30	0.187	0.035
AGED	26	0.697	0.485	32	0.753	0.566	32	0.698	0.488	31	0.674	0.454	22	0.621	0.386
POP	26	-0.256	0.066	32	-0.119	0.014	32	-0.099	0.01	32	-0.14	0.02	30	-0.107	0.011
UNEMP	8	0.08	0.006	14	-0.242	0.059	12	-0.392	0.154	18	-0.101	0.01	22	-0.041	0.002

注:nは国数、Bは標準化された単回帰係数、R²は決定係数

表4 36ヶ国の高齢化率

数字は65歳以上人口比(%)

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
アルゼンチン	5.56	6.23	6.95	7.58	8.11	8.5	8.94	9.41
オーストラリア	8.47	8.48	8.36	8.68	9.6	10.13	11.13	11.75
オーストリア	12.04	13.19	14.09	14.87	15.39	14.28	14.97	14.74
ベルギー	11.96	12.6	13.39	13.91	14.32	13.96	15.08	15.76
ブルガリア	7.51	8.4	9.59	10.92	11.87	11.31	12.99	14.52
カナダ	7.5	7.66	7.85	8.46	9.39	10.23	11.21	12.13
チリ	4.78	4.97	5.09	5.34	5.55	5.83	6.12	6.61
チェコスロバキア
デンマーク	10.59	11.35	12.28	13.4	14.42	15.1	15.6	15.07
フィンランド	7.21	7.88	9.17	10.61	11.96	12.48	13.36	14.13
フランス	11.64	12.11	12.86	13.48	13.97	12.94	13.97	15.19
東ドイツ
西ドイツ
ギリシア	8.25	8.85	11.15	12.21	13.15	13.3	13.69	15.93
ハンガリー	9.05	10.33	11.55	12.63	13.43	12.37	13.36	14.1
アイスランド	7.96	8.33	8.82	9.18	9.65	9.96	10.59	11.57
アイルランド	11.19	11.2	11.28	11.01	10.73	10.53	11.32	11.33
イスラエル	4.88	5.82	6.66	7.82	8.66	8.79	9.07	9.54
イタリア	9.31	9.97	10.89	12.05	13.16	12.74	15.32	16.05
日本	5.73	6.25	7.07	7.88	9.03	10.31	11.98	14.56
ルクセンブルク	10.82	12.05	12.05	13.53	13.46	13.12	13.12	13.68
マルタ	7.37	7.86	8.9	9.86	10.48	9.6	10.46	11.05
オランダ	9	9.56	10.16	10.79	11.51	12.07	12.83	13.23
ニュージーランド	8.64	8.15	8.44	8.73	9.96	10.47	11.11	11.72
ノルウェー	11.11	11.95	12.89	13.67	14.78	15.73	16.3	16.03
パナマ	4.26	4.37	4.25	4.24	4.51	4.8	4.97	5.25
ボーランド	5.77	6.81	8.24	9.53	10.12	9.42	10.04	11.02
ボルトガル	7.98	8.26	9.2	9.87	10.45	12.11	13.61	16.08
ルーマニア	6.71	7.92	8.59	9.6	10.28	9.47	10.4	11.82
スペイン	8.21	8.56	9.78	10.03	10.68	12.01	13.81	15.41
スウェーデン	11.96	12.65	13.66	15.11	16.28	17.87	17.75	17.37
スイス	10.05	10.51	11.37	12.57	13.86	14.16	14.38	14.34
ソ連
イギリス	11.68	12.01	12.94	13.95	15.07	15.12	15.73	15.79
アメリカ	9.19	9.49	9.85	10.48	11.21	11.83	12.4	12.56
ウルグアイ	8.15	8.36	8.83	9.65	10.47	10.83	11.53	12.34

という中位のマイナス係数が出ていることである。ただし農業従事者比率は、これを「非農業従事者比率」に置き換えて読めば、人口都市化と同様の意味を持ったプラス係数になる。この値は、1975年-.488、1980年-.544、1985年-.412、1989年-.461というように、1970年以後高まっている。

他方、人口の標準化回帰係数がマイナスなのは、近年福祉国家化を強めている諸国が、いずれもヨーロッパの小国である事実の結果であるが、ただこの係数は1975年以後にはずっと-.100前後に減少している。したがって、小国が福祉国家になる傾向はたしかにあるが、この傾向はあまり強い

ものではない。

「失業率」の標準化回帰係数は、1970年には.080で小さいプラス値であったが、1975年、1980年、1985年、1989年はそれぞれ-.242、-.392、-.101、-.041で、いずれもマイナス値になっている。すなわち、社会保障給付費の高い国では、失業率はやや低い傾向にある、ということができる。しかし失業率は、社会保障給付費の高さを決める原因になっているとはいえない。

最後に、「経済的豊かさ」(GDPREA)の標準化回帰係数は、どの時点でも.100台あるいはそれ以下であって、ごく小さいことがわかった。すなわち、

国が経済的に豊かになることが、国家の社会保障給付を高める効果は、きわめて僅かである。

パス解析は因果分析たることを目指したが、回帰分析一般は因果関係を明らかにするものとは言えない。だから以上のわれわれの分析は、何が原因で「福祉国家」と「非福祉国家」が分離するようになったのか、という設問に全面的に答え得るものではない。とはいっても、われわれが見いだしたのは、高齢化比率の高まりが福祉国家化の原因として最も重要な要因である、ということである。

表4に、ここで分析対象とした先進国・中進国を合わせた36ヶ国の5時点における高齢化比率のデータを掲げておこう。国による差異が非常に大きいことが分かるが、中進国を別として、先に先進国中で福祉国家を目指すことをやめた4ヶ国としてあげたアメリカ、オーストラリア、イタリア、日本の高齢化比率を、福祉国家上位グループのスウェーデン、フィンランド、デンマーク、オランダ、ルクセンブルク、ベルギーと対比してみると、少なくとも1970年代までは、前者グループの高齢化比率が比較的低かったことが分かるであろう。

要約と結論

1970年代後半ないし1980年代から、世界の先進諸国は、「福祉国家」たることを選択した国と、「非福祉国家」たることを選択した国とに分解した。そのことを国際マクロデータによってあとづけ、その分解がいかなる要因によって生じたのかを考察することが、本稿の主題であった。

分解の原因となった要因について、このようなかたちのデータ解析によって解明できることは限られている。ここでのきわめて不十分な分析で分かつ

たことは、福祉国家化の要因として、高齢化がきわめて重要であるということと、これに次いで人口の都市化と非農業化があげられるということである。国的人口規模が小さいということとも、いくぶん福祉国家化を促進する要因になっている。

先進諸国の中にあって、日本は産業化・先進国化の後発国であったから、高齢化も都市化も非農業化も遅かった。しかし高度経済成長以後、それらは急速に進んでいる。にもかかわらず、1980年代以後の日本が社会保障に背を向ける政府を持つており、その政府の首相が国民の高い支持率を得ているということは、産業化・先進国化の進んでいく社会におけるパーソンズの意味での「人間の条件」(Parsons, 1978、富永・高城ほか訳『人間の条件パラダイム』)として、決して賢明な国民的選択とはいえない。この点を最後に指摘して、まことに不十分な分析しかできなかったこの論文を終えることにしたい。

参考文献

- 藤村正之 1999『福祉国家の再編成』東京大学出版会
- Mishra, Ramesh. 1984. *The Welfare State in Crisis*. Sussex: The Harvester Press.
- 織田輝哉 2002「福祉国家発展の時系列データ分析」国立社会保障・人口問題研究所『転換期における福祉国家の国際比較研究: 最終報告書』pp.89-103
- Parsons, Talcott. 1978. *Action Theory and the Human Condition*. New York: Free Press (富永・高城・盛山・鈴木訳『人間の条件パラダイム』到草書房).
- 富永健一 1988「福祉国家形成の普遍主義的解釈」東京大学出版会『日本産業社会の転機』pp.87-125
- 富永健一 2001「社会変動の中の福祉国家」中央公論社(新書)
- Wilensky, Harold. 1975. *The Welfare State and Equality*. Berkeley: Univ. Calif. Press (下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社).

(とみなが・けんいち 東京大学名誉教授)

社会保障給付費の趨勢分析

平岡 公一

■ 要約

本論文は、1960年代から1980年代にかけての世界各国の社会保障給付費の趨勢に関して、いくつかの観点からの基礎的な分析を行うことを目的とするものである。この目的に即して、本論文では、①社会保障比率(=社会保障給付費/GDP)の趨勢分析、②「社会保障先進国」と「社会保障非先進国」というグループごとの社会保障比率のクラスター分析、③老人人口比率の増加に対応した社会保障比率の増加のパターンに関する諸外国と日本の比較を行った。

①に関しては、先進資本主義諸国間の「収斂」傾向が見られないこと、先進資本主義諸国と中進国と低開発国の間の歴然たる格差が存在することなどが明らかになった。②については、「社会保障先進国」に関して5つのクラスター、「社会保障非先進国」に関して、3つのクラスターが析出され、それぞれのクラスターの特性が明らかにされた。③に関しては、急速な人口高齢化の進展にもかかわらず、社会保障比率の伸びを相当程度まで抑制したところに日本の特徴があることが明らかになった。

■ キーワード

社会保障給付費、クラスター分析、社会保障比率の趨勢、人口高齢化

I 課題と方法

本論文の課題は、1960年代から1980年代にかけての世界各国の社会保障給付費の趨勢に関して、いくつかの観点からの基礎的な分析を行うことである。このような性格の分析は、前回の研究プロジェクトでも筆者が担当し、以下の分析を行い、分析結果を論文にまとめた(平岡、1987)。

- 1) 社会保障制度の導入と産業化・近代化との関連を分析するために、社会保障の主要部門の制度の有無と農業労働力人口比率の関係を分析した。
- 2) 社会保障発展の水準の指標としての社会保障比率(社会保障給付費/GDP)の1960年から1980年までの変化を分析し、先進諸国とその他の国々の間の格差の変化や、先進諸国

「収斂」説の妥当性を検証した。

- 3) 社会保障比率の変動パターンに着目して先進諸国を類型化するために、先進諸国20カ国の1960年・65年・70年・75年・77年のデータに階層的クラスター分析の手法を適用して分析を行った。

この時点では、1980年までのデータを用いて分析を行ったが、今回の研究では、1990年前後までのデータを取り込んだデータベース(国立社会保障・人口問題研究所で平成10年度から12年度にかけて実施された「転換期における福祉国家の国際比較研究」プロジェクトで作成した「国際比較マクロデータ」)を利用することができる。本論文では、このデータベースを用いて、前回の論文での2)と3)の分析課題に関する分析結果の再検証を行うとともに、新たに若干の分析を付け加える。

以下では、まずIIにおいて、1960年から1989年までの社会保障比率の分布の推移を経済発展の水準との関連に着目しながら概観するとともに、社会保障比率で測定される社会保障発展水準の収斂傾向が、先進諸国において見られるかどうかを検討する。続いてIIIでは、前回の論文と同様にクラスター分析の手法を用いて、社会保障比率の変動パターンをもとにした先進諸国の類型化を試みる。ただし、このテーマについては、前回の論文の発表後に、藤村正之(1999、pp.25~50)が、1983年までのデータを用いて同様の分析を行っていることから、若干視点を変え、分析の対象をOECD諸国に限定せず、社会保障比率がOECD諸国の中での最低水準と同水準以上である国々も加えて「社会保障先進国」というグループを構成し、そのグループに関してクラスター分析を行うこととする。さらにIVでは、その他の「社会保障非先進国」についても同様の手法のクラスター分析を行う。そして、最後のVでは、人口高齢化への対応に関する国際比較において日本の占める位置を明らかにするために、老年人口比率の増加に対応した社会保障比率の増加パターンに、日本とその他の先進諸国との間でどのような違いがあるかを検討する。

II 社会保障比率の趨勢

1. 分布の推移の概観

まずははじめに、社会保障の発展水準の指標として広く用いられている社会保障比率(社会保障給付費/GDP)の推移を概観しておきたい。

表1には、1960年、65年、70年、75年、80年、85年、89年¹⁾の各時点での社会保障比率の分布を、経済発展の水準によって区分²⁾した「先進資本主義国」(1987年時点でのOECD加盟国の中ギリシャ・トルコ・ポルトガル・ユーゴスラビアを除く21カ国)、「中進国」(1981年の一人あたりGDPが405ドルを上回る国³⁾)、「低開発国」(1981年の一

人あたりGDPが405ドル以下の国)のグループごとに示した。前回の分析(平岡、1987)との連續性を保つため、3グループへの区分の基準は、原則的に前回と同じものを採用した。

表1の社会保障比率のデータは、先進諸国以外では、年次により有効ケース数にかなりの違いがある。この傾向は、中進国の場合、特に著しい。この点に注意しながら、この表に示された集計結果を見ていくことにしたい。

まず、先進資本主義諸国では、前回の分析でもみたように、1960年代から70年代にかけての社会保障比率の伸びが著しい。その傾向は第1次石油ショックを経た1970年代後半でも変わっていないが、1980年代に入ると、状況は大きく変わり、社会保障比率の伸びは、ほぼストップしている。

中進国の場合、75年から85年にかけて有効ケース数が、大幅に増加している。これは、3%未満の国々の数の増加によるところが大きい。ただし、このことが、単に社会保障比率の低い国で社会保障関連の統計の整備が進んだことによるものなのか、それとも、新たに社会保障制度の整備に取り組む国が増えてきたことによるものなのかという点は、この表を見ただけではわからない。

中進国に関してもう一つ注目すべき点は、70年代から80年代にかけて社会保障比率が9%もしくは12%を超える国が、次第に増えてきている点である。このことは、社会保障比率が先進国水準に達する国が増加してきたことを示しているものと考えられる。

他方、低開発国の場合、先進資本主義国との格差が著しい。89年時点になっても、社会保障比率のデータのある国は、17カ国にとどまっているが、そのうちのほとんどの国で、社会保障比率は3%未満であり、平均値は0.74%にすぎない。

2. 社会保障比率の格差の推移

次に、変動係数(=標準偏差/平均。ただし、表1

表1 社会保障比率(社会保障給付費対GDP比)の分布の推移: 1960年~1989年

(度数分布表は、国の数を示している)

	年次	3%未満	3%以上未満	6%以上未満	9%以上未満	12%以上未満	15%以上未満	18%以上未満	21%以上未満	24%以上未満	27%以上未満	30%以上未満	合計	最小値	最大値	平均値	変動係数
先進資本主義諸国	60		1	6	7	6							20	4.5	14.6	10.07	28.4
	65		2	4	7	6	2						21	3.2	16.6	10.84	34.5
	70		1	3	3	5	6	2					20	4.8	19.1	13.21	28.6
	75			1	4	3	4	5	2	2			21	7.7	24.7	16.66	29.9
	80				3	2	5	2	3	3	1	1	20	10.0	30.9	19.18	31.0
	85				1	3	2	3	1	4	3	4	21	7.1	29.3	19.48	35.5
	89				2	2	1	3	4	4	1	2	1	20	6.7	33.6	19.27
中進国	60	6	2	1									9	1.3	6.0	3.23	54.5
	65	17	7	3	1								28	0.9	9.8	3.51	72.9
	70	16	9	3	1								29	0.9	10.7	3.38	69.8
	75	20	5	4	3								32	0.3	10.3	3.62	83.1
	80	27	5	4	3	1							40	0.00	13.0	3.25	112.1
	85	38	7	2	3	2		2					54	0.01	18.2	3.13	136.8
	89	29	9	3	4	1	1						47	0.00	15.3	3.36	107.9
低開発国	60	1	1										2	1.4	3.3	2.35	57.2
	65	5	1										6	0.3	3.2	1.82	63.2
	70	3	1										4	1.9	3.0	2.38	23.7
	75	13											13	0.00	2.2	0.95	60.3
	80	11											11	0.00	1.6	0.61	89.0
	85	18											18	0.01	2.4	0.65	93.8
	89	17	1										18	0.00	3.4	0.74	116.7
全体	60	7	4	7	7	6							31	1.3	14.6	7.58	55.4
	65	23	10	7	9	6	2						57	0.3	16.6	6.13	78.3
	70	20	11	6	4	6	6	2					55	0.9	19.1	7.02	80.5
	75	34	6	5	7	3	4	5	2	2			68	0.00	24.7	7.09	103.7
	80	42	5	4	7	3	5	2	3	3	1	1	76	0.00	30.9	7.01	120.8
	85	64	7	4	6	5	3	3	4	3	4	1	103	0.01	29.3	5.97	138.7
	89	53	11	5	6	2	5	4	4	1	2	1	94	0.00	33.6	6.20	131.8

注1：データはいずれもILO, Cost of Social Securityによる。

注2：比較可能なデータが得られないソ連・東欧社会主義諸国は分析の対象から除外してある。

注3：国の発展水準の分類については、本文および注3を参照。GDP水準の高い石油輸出国(8カ国)は、「高所得石油輸出国」として分類されているが、有効ケースが少ないので、ここでは、それらの国の中での社会保障比率の分布を示すのは省略した。ただし、「全体」の中にはそれらの国の中でも含まれている。なお、1981年の一人あたりGDPのデータが得られないため「中進国」と「低開発国」のどちらにも分類されなかった国(13カ国)のデータも、「全体」の中には含まれている。

注4：変動係数は、100倍した値を示している。

では、本来の値を100倍して表示)に着目して、社会保障比率の格差が縮小しつつあるのか、拡大傾向にあるのかを検討してみたい。

まず先進資本主義諸国に限ってみれば、前回の分析では、1980年までの間に変動係数の値が次第に低下していく傾向は見られず、社会保障の発展水準の「収斂」現象は発生していないことが明らかになった。今回のデータで80年以降についてみると、変動係数はむしろ増加する傾向にあり、

やはり社会保障の発展水準の「収斂」傾向は見られない。なお、どの年についてもデータが揃っている18カ国だけを取り出して、変動係数を計算してみたところ、変動係数は、27.4(60年)→29.4(65年)→27.4(70年)→27.2(75年)→30.9(80年)→32.6(85年)→32.9(89年)と推移しており、やはり、「収斂」傾向にあるとはいえない。

先進資本主義諸国以外の国を含めて考えようすると、年次により有効ケースの数が大きく異なる

ことから、表1のデータのみでは、格差が縮小しているのか拡大しているのか判断できない。ただし、前述のように、1980年代に入っても、一部の中進国を別にすれば、先進資本主義諸国とその他の国の間の著しい格差が維持されていることだけは確かである。

III 社会保障比率の変動パターンによる類型化(1)―社会保障先進国の場合

次に、社会保障比率の変動パターンの各国間の類似点と相違点を明らかにするために、階層的クラスター分析の手法を用いて、先進諸国の類型化

を行うことにしたい。

ここでの「先進諸国」の範囲に関しては、1970年代後半以降、表1の分類の「中進国」の中で社会保障比率が「先進資本主義諸国」の水準に達する国が増えたことを踏まえて、「先進資本主義諸国」よりも少し広い範囲の国を含めることとした。すなわち、1965年、70年、75年、80年、85年、89年の各年のうちほとんどの年において、その社会保障比率の値が、「先進資本主義諸国」の最小値を上回った国を、「先進資本主義諸国」とともに「社会保障先進国」と見なして分析の対象に含めることにした。

このような基準で、分析の対象を選んだ結果、表2に示す26カ国が、「社会保障先進国」として分

表2 社会保障先進国の中進国分析に用いたデータ

クラスター番号		社会保障比率65年	社会保障比率70年	社会保障比率75年	社会保障比率80年	社会保障比率85年	社会保障比率89年
I	オーストラリア	8.0	8.7	11.4	10.9	9.7	7.7
I	チリ	9.8	12.95 ¹⁾	10.3	10.6	12.3	9.9
I	アイスランド	7.0	8.7	12.0	9.55 ²⁾	7.1	6.7
I	イスラエル	4.3	7.6	8.4	13.0	12.6	12.3
I	日本	4.6	4.8	7.7	10.0	10.9	11.1
I	ボルトガル	4.5	5.0	9.8	8.7	9.6	10.0
I	スイス	8.0	10.0	12.4	12.8	13.4	13.2
I	アメリカ合衆国	6.4	8.8	11.2	11.8	12.0	11.7
I	ウルグアイ	8.7	8.25 ³⁾	7.8	7.9	9.1	10.6
II	カナダ	9.1	13.2	11.2	13.2	15.6	17.4
II	ギリシャ	8.8	10.7	9.6	11.6	18.2	16.49 ⁴⁾
II	マルタ	8.9	8.6	8.1	11.0	18.0	15.3
II	スペイン	3.2	6.85 ⁵⁾	10.5	15.1	17.5	16.8
III	オーストリア	16.6	17.9	19.2	21.4	24.2	23.9
III	ベルギー	14.6	16.5	22.5	24.7	25.1	26.29 ⁶⁾
III	デンマーク	11.9	16.1	19.7	26.2	25.2	27.5
III	フランス	14.9	13.5	20.7	25.0	27.3	25.9
III	西ドイツ	15.7	15.9	22.6	23.1	23.2	22.1
III	ルクセンブルク	14.4	15.3	20.3	23.5	22.8	22.7
III	ノルウェー	10.6	14.4	17.8	19.7	28.0	20.9
IV	フィンランド	10.0	12.6	15.1	17.4	21.5	20.6
IV	アイルランド	9.8	11.0	18.3	19.1	21.6	18.0
IV	ニュージーランド	10.9	11.1	14.7	17.2	17.4	19.2
IV	イギリス	11.0	13.1	16.0	17.2	19.1	16.2
V	オランダ	14.8	19.1	24.7	27.3	28.2	27.7
V	スウェーデン	13.3	18.4	24.4	30.9	29.3	33.6

注1：1968年と1972年のデータの平均をとって推計値とした。

注2：1975年と1985年のデータの平均をとって推計値とした。

注3：1965年と1975年のデータの平均をとって推計値とした。

注4：1988年と1990年のデータの平均をとって推計値とした。

注5：1965年と1975年のデータの平均をとって推計値とした。

注6：1986年と1991年のデータを用いて線形補間により推定した。

析の対象となった(ただし、イタリアは、1980年から1985年にかけて社会保障比率が急激に低下するなど特異な変化のパターンが見られたため、分析の対象から除外することとした)。

クラスター分析を実施するにあたって、類似係数としては、平方ユークリッド距離を用い、クラスター化の方法としては、グループ間平均連結法(average linkage between groups method)⁴⁾を用いた。データは、表2に示したデータを標準化は行わずにそのまま用いた。計算は、SPSS Release 7.5.1Jを用いて行った。

クラスターの数はあらかじめ指定しなかったが、デンドログラム(図1)と各クラスターのプロフィール等から総合的に判断して、クラスター数を5とした。

それぞれのクラスターに含まれる国は、表2にも示してあるが、以下の通りである。なお、()内に示したのは、各クラスターに属する国々の特性に即して便宜的につけた名称である。

クラスターI(自由主義・後発国型)

オーストラリア、チリ、アイスランド、イスラエル、日本、ポルトガル、スイス、アメリカ合衆国、ウルグアイ

クラスターII(カナダ・南欧型)

カナダ、ギリシャ、マルタ、スペイン

クラスターIII(大陸型)

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、ルクセンブルク、ノルウェー

クラスターIV(中間型)

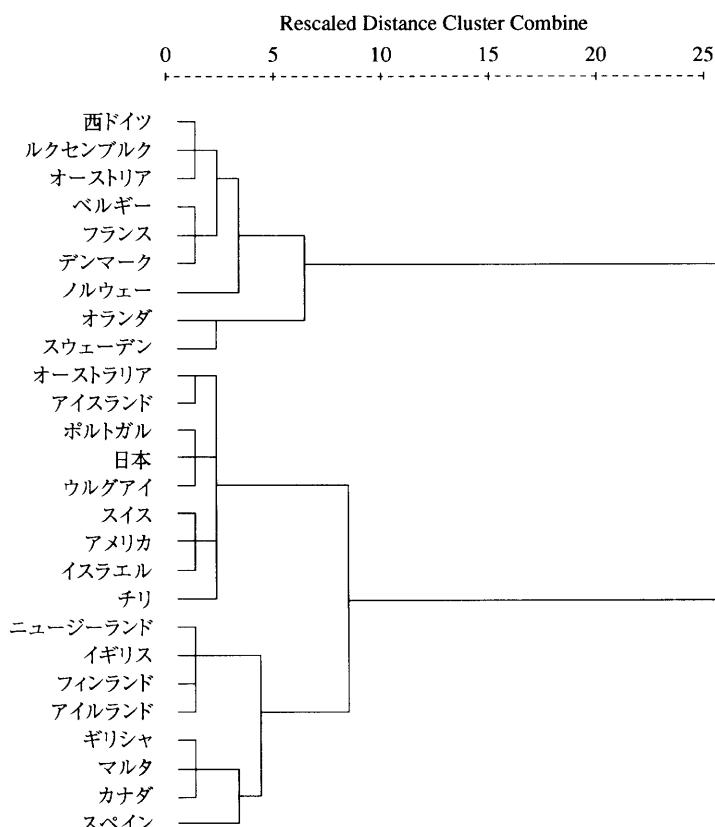


図1 社会保障先進国のクラスター分析 デンドログラム

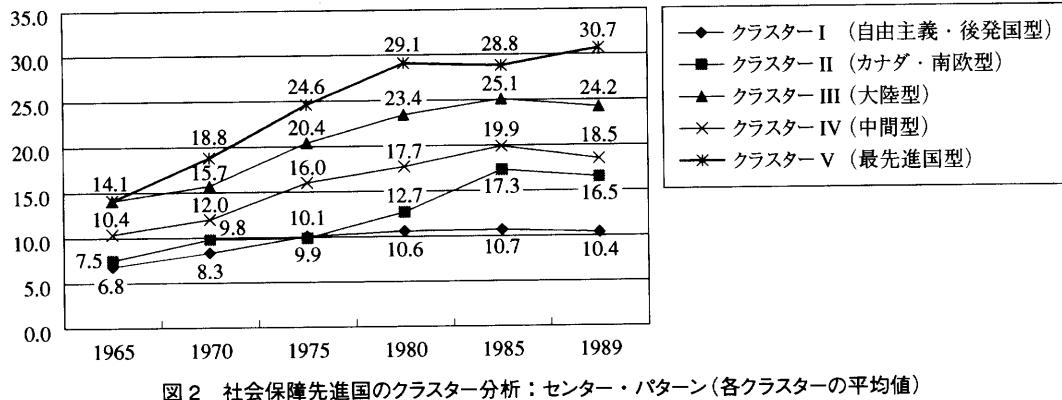


図2 社会保障先進国のクラスター分析：センター・パターン（各クラスターの平均値）

フィンランド、アイルランド、ニュージーランド、イギリス
クラスターV（最先進国型）
オランダ、スウェーデン
図2には、各クラスターのセンター・パターン（データの平均値）を示した。

クラスターI（自由主義・後発国型）は、社会保障比率が、65年から89年までの間、一貫して相対的に低い水準にとどまっている国で構成されている。福祉国家類型あるいは社会保障の制度設計の特徴という点から見ると、アメリカ合衆国とオーストラリアは、ともに「自由主義的福祉国家レジーム」（Esping-Andersen, 1990）に属する国であるのに対して、他の国々は、小国であったり、南欧・南米に位置するなどその特性はさまざまであるが、社会保障の発展における後発国という点が共通点となっている国々である。

前回の分析（平岡、1987）では、クラスター数が5になった時点でも、日本は、単独で一つのクラスターを構成していた。これは、日本の社会保障比率が、1977年までは一貫して「先進資本主義諸国」の中で最も低かったこととも関係している。しかし、1980年代になってからは、日本は必ずしも最下位ではなくなり、今回の分析では、アメリカ合衆国など8カ国とともに一つのクラスターを構成するという結果になっている。

クラスターII（カナダ・南欧型）の国々の社会保障比率の平均値は、75年まではクラスターIとほとんど差がないが、80年以降の伸びが著しく、その点にクラスターIとの違いがある。スペイン、ギリシャ、マルタは、いずれも地中海沿岸諸国であり、前二者は「南欧型」の福祉国家モデル（レジーム）に該当するとされる国である⁵⁾。一方、カナダは、福祉国家類型あるいは社会保障の制度設計という点では、これらの国とは異質であるが、社会保障比率の変化のパターンが共通するために、このクラスターに含まれるようになったものと考えられる。

クラスターIII（大陸型）は、ヨーロッパ大陸の7カ国から構成されており、北欧の2カ国以外は、社会保障の制度設計についての古典的な類型論でいえば「比例型（大陸型）」に属する国々である。これらの国々は、1970年から85年の間に、社会保障比率が大きく増加している。しかし、このような伸びも、クラスターVの国々ほどではなく、1985年の時点で、クラスターVとの間には、平均値で3.7ポイントの差がついている。

クラスターIV（中間型）の4カ国の平均値は、1965年から89年にかけて一貫して、クラスターIIとクラスターIIIの中間に位置しており、これらの3つのクラスターの相対的な位置関係に変化が起きていない。このクラスターに属する4カ国は、福祉国家類型あるいは社会保障の制度設計の類型

表3 社会保障先進国のクラスター分析：各クラスターの社会・経済的特性

		一人あたりGDP(ドル)		農業労働力比率		老人人口比率		失業率		労働力中の女性比率	
		65年	89年	65年	89年	65年	90年	70年	89年	65年	89年
クラスターI (自由主義・後発国型)	平均値 N 標準偏差	1688.10 9 1104.35	14516.09 9 9616.15	18.66 9 10.53	9.88 9 6.14	7.83 9 1.80	11.20 9 2.47	2.83 4 1.76	5.86 7 2.16	29.12 9 5.54	39.46 9 4.42
クラスターII (カナダ・南欧型)	平均値 N 標準偏差	1186.48 4 1026.65	10471.62 4 6573.61	24.78 4 18.87	10.67 4 9.71	8.23 4 0.57	12.29 4 1.71	— — —	10.77 3 5.66	23.75 4 4.04	34.15 4 7.81
クラスターIII (大陸型)	平均値 N 標準偏差	1964.36 6 360.11	19306.83 6 3212.13	13.90 6 4.63	5.38 6 1.90	12.21 6 0.63	14.84 6 1.14	2.40 1 —	6.43 4 2.93	31.62 6 5.27	41.46 6 3.71
クラスターIV (中間型)	平均値 N 標準偏差	1698.85 4 504.12	15143.56 4 5449.62	17.80 4 12.12	9.03 4 5.20	9.81 4 2.10	12.88 4 2.15	1.90 1 —	8.18 4 4.88	32.26 4 7.52	40.64 4 6.70
クラスターV (最先進国型)	平均値 N 標準偏差	2248.85 2 860.28	18955.82 2 5029.08	8.60 1 —	4.66 1 —	11.10 2 2.19	15.29 2 3.48	1.50 1 —	4.75 2 4.60	28.18 2 6.12	42.74 2 6.47
全体	平均値 N 標準偏差	1720.72 25 845.00	15474.33 25 7235.78	17.93 24 11.19	8.53 24 5.88	9.52 25 2.31	12.85 25 2.51	2.44 — 1.36	7.06 20 3.83	29.29 25 5.89	39.54 5 5.58

において同一の類型に属するとは言い難い。しかし、社会保障比率の水準に関しては、どの年次でも、これらの4カ国の間の差は小さく、変化のパターンもほぼ共通である。

クラスターV(最先進国型)は、オランダとスウェーデンの2カ国から構成されている。この2カ国の社会保障比率は、1965年の時点では、クラスターIIIの諸国の中程度の水準でしかなかったが、1980年までの伸びの程度が際立って大きく、80年代になっても80年までに到達した水準が維持された。そのため、クラスターIIIからは独立して一つのクラスターを構成するという結果になっている。

表3には、各国の社会・経済的特性を示す諸指標のクラスター別の平均値・標準偏差を、1965年(失業率のみ1970年)と1989年(老人人口比率のみ1990年)のそれぞれについて示した。

これを見ると、1965年においても1989年においても、社会保障比率の高いクラスターVとクラスターIIIの場合に、他のクラスターに比べて、一人あたりGDPが高く、農業労働力比率が低く、老人人口比率が高いという傾向が見られる。労働力の女性比率も、少なくとも89年においては他のクラスターより高い。この点は、産業化・近代化論によ

る福祉国家の発展の説明と整合的な結果になっている。しかし、社会保障比率の平均が、ほとんどの年で最も低いクラスターIが、これらの指標値の平均に関して、必ずしも最も低い(もしくは高い)値をとっているとはいえない。クラスターIの社会保障比率の平均の相対的な低さ、あるいは、その伸びの緩やかさは、産業化・近代化の遅れ、ないしは停滞によっては説明できないといってよい。

IV 社会保障比率の変動パターンによる 類型化(2)－社会保障非先進国の場合

次に、前節の分析の対象とした「社会保障先進国」以外の国(仮に「社会保障非先進国」と呼ぶ)に関して、同様のクラスター分析を行い、社会保障比率の変動パターンに着目した類型化を試みたい。

「社会保障非先進国」に関しては、社会保障比率のデータの欠損が多く、比較的多くの国についてデータが利用可能なのは1975年以降である。そこで、分析の対象を、1975年、80年、85年、89年のすべての年次について社会保障比率のデータが利用可能な国に限定することにした。そのような条件を満たす国は26カ国であったが、社会保障

表4 社会保障非先進国のクラスター分析に用いたデータ

クラスター番号		社会保障比率75年	社会保障比率80年	社会保障比率85年	社会保障比率89年
I	バングラディッシュ	0.0	0.0	0.01	0.0
I	インド	1.4	1.5	1.5	0.3
I	ニジェール	1.0	0.3	0.7	0.4
I	ブルキナ・ファソ	1.0	0.4	0.4	0.6
I	エル・サルバドル	1.3	1.4	1.1	0.9
I	セネガル	1.0	1.4	1.3	0.9
I	グアテマラ	1.1	1.0	0.8	1.0
I	トーゴ	0.5	0.8	0.9	1.0
I	ジャマイカ	1.1	1.3	1.2	1.1
I	エチオピア	0.9	0.9	1.1	1.2
I	ガイアナ	0.3	0.9	1.2	1.3
I	コロンビア	2.0	2.2	1.1	1.4
I	モロッコ	0.9	1.0	1.5	1.5
I	トリニダード・トバゴ	0.8	0.6	1.4	2.0
I	ボリビア	1.8	2.4	1.5	2.0
I	スリランカ	0.8	1.6	2.4	2.3
I	マレーシア	1.4	0.8	1.9	2.7
I	フィジー	1.0	1.2	2.0	3.9
II	コスタリカ	3.6	6.3	6.1	6.5
II	シンガポール	1.9	3.4	9.0	6.9
II	パナマ	5.4	5.3	7.4	9.2
III	ブラジル	4.9	5.1	4.6	3.4
III	バルバドス	1.6	2.0	4.1	4.1
III	キプロス	5.3	3.6	4.7	5.1
III	トルコ	2.6	4.1	3.8	5.9

比率がやや特異な変化のパターンを示すアルゼンチンは分析から除外することとし、表4に示す25カ国を分析の対象にすることとした。

クラスター分析の方法は、IIIで説明した先進諸国の分析の場合と同様である。クラスターの数はあらかじめ指定しなかったが、デンドログラム(図3)と各クラスターのプロファイル等から総合的に判断して、クラスター数を3とした。それぞれのクラスターに含まれる国は、以下の通りである(表4も参照)。()内は、各クラスターに便宜的につけた名称である。

クラスターI(低位停滞型)

バングラディッシュ、インド、ニジェール、ブルキナ・ファソ、エル・サルバドル、セネガル、グアテマラ、トーゴ、ジャマイカ、エチオピア、ガイアナ、コロンビア、モロッコ、トリニダード・トバゴ、ボリビア、スリランカ、マレーシア、フィジー

クラスターII(中位上昇型)

コスタリカ、シンガポール、パナマ

クラスターIII(中位停滞型)

ブラジル、バルバドス、キプロス、トルコ

図4には、各クラスターのセンター・パターン(データの平均値)を示した。

表5には、各クラスターの社会・経済的特性を示す諸指標のクラスター別の平均値・標準偏差を、1975年と1989年(老人人口比率のみ1990年)のそれぞれについて示した。

クラスターI(低位停滞型)には、18カ国が含まれているが、これらの国々は、社会保障比率が、75年から89年までの間、ゆるやかに増加しつつも、相対的に低い水準にとどまっている国々である。表5から明らかなように、「社会保障先進国」の一人あたりGDPは、1965年から1989年の間に9.0倍に増加しているのに対して、クラスターIの国々の場合、一人あたりGDPは、1975年から1989年の間に1.5倍にしか増えていない。このような経済発展の水準の低さが、これらの国々の社会保障の発展を妨げている要因と考えられる。

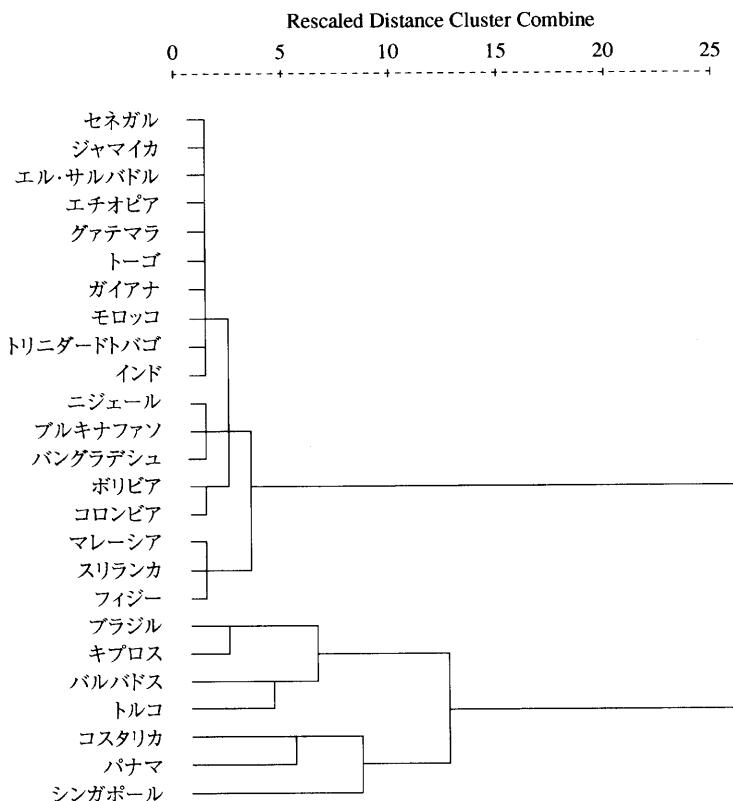


図3 社会保障非先進国のクラスター分析 デンドログラム

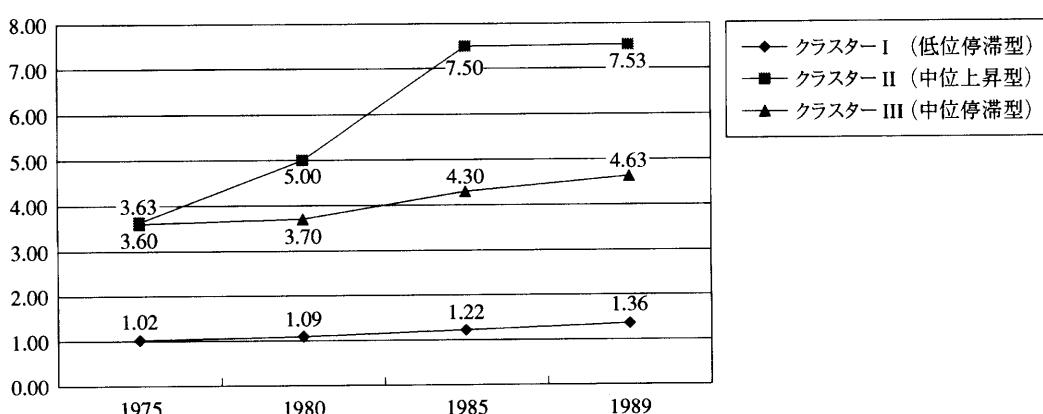


図4 社会保障非先進国のクラスター分析：センター・パターン(各クラスターの平均値)

表5 社会保障非先進国のクラスター分析：各クラスターの社会経済的特性

		一人あたりGDP(ドル)		都市人口比率		老人人口比率		農業労働力比率	
		75年	89年	75年	89年	75年	90年	75年	89年
クラスターI (低位停滞型)	平均値 N 標準偏差	630.6343 17 578.8035	948.774 18 862.4315	31.0017 18 16.7915	36.9587 18 17.8393	3.4717 18 0.8669	3.8999 18 1.2632	58.9476 18 22.5054	51.9597 18 24.4815
クラスターII (中位上昇型)	平均値 N 標準偏差	1615.5412 3 1011.8271	5110.3582 3 5528.0016	63.4333 3 31.9008	66.68 3 29.0509	3.9022 3 0.4793	4.9003 3 0.6679	25.3592 3 20.027	17.914 3 15.147
クラスターIII (中位停滞型)	平均値 N 標準偏差	1272.8184 4 243.4889	4626.6901 4 2479.4843	46.195 4 10.196	57.1405 4 12.7741	7.1574 4 3.3951	7.7829 4 4.0351	37.9016 4 21.7728	24.9583 4 20.5407
合計	平均値 N 標準偏差	860.7784 24 687.5982	2036.6307 25 2651.1345	37.3244 25 20.6355	43.7543 25 21.1269	4.1131 25 1.9624	4.6413 25 2.2953	51.5497 25 24.6836	43.554 25 26.2526

さて、クラスターII(中位上昇型)とクラスターIII(中位停滞型)の国々は、1975年の時点ですでに、社会保障比率が、クラスターIの国々よりもかなり高い水準に達していた国々である。このうち、クラスターIIの国々は、社会保障比率が1975年から89年までの間に相当な伸びを見せていているのであるが、クラスターIIIの国々の場合、その伸びは、緩やかである。

以上、「社会保障非先進国」における1975年代後半から80年代にかけての社会保障の発展パターンを、社会保障比率という観点からみた場合に、低位の水準にとどまった国々、中位の水準でゆるやかな発展を遂げた国々、相当なペースで発展を遂げて「社会保障先進国」の水準に近づきつつある国々という3つのタイプが存在することが明らかになったという点を確認しあこう。

V 国際比較における日本の位置

－人口高齢化への対応との関連で

1. 日本の老人人口比率の伸びと社会保障比率の伸び

以上の分析結果をふまえて、最後に、社会保障比率の(先進諸国間の)国際比較における日本の位置を、人口高齢化への対応との関連で検討しておきたい。

前回のプロジェクトの際に用いた1960年から

1980年までの社会保障比率のデータで見る限り、日本は一貫して先進諸国(OECD加盟国)中で最下位の位置にあった。また、先進諸国(20カ国)の社会保障比率のデータを用いてクラスター分析を行ってみたところ、クラスター数が5つになった時点でもなお、日本は一国のみで一つのクラスターを構成していて、社会保障比率の一貫した低さという点で、先進諸国の中で際立った存在であった(平岡、1987)。このような日本の社会保障の発展の遅れは、H. ウィレンスキー(Wilensky, 1975)や富永健一(1987)による産業化・近代化論に基づくパスモデルの分析結果に即してみれば、次のように説明できるものと考えられる。「日本では、産業化・近代化のスタートが遅く、かつそれが急速に進展したために、経済成長がかなり高い水準に達した段階でも、社会保障制度が導入されてからの経過年数がまだ短く、かつ人口高齢化が十分に進展しておらず、伝統的な親族組織のもっていた生活保障機能がかなりの程度残っていたため、社会保障の費用が相対的に低い水準に保たれた」(平岡、2000)。

日本の社会保障を低い水準にとどめてきたこのような要因の作用が、1960年代から1980年代までの期間を通じて、次第に弱まっていったことは、改めて指摘するまでもないであろう。とりわけ、社会保障比率に及ぼす直接的な影響が強いと考えられる老人人口(65歳以上人口)比率の増加が、この

表6 社会保障比率と老人人口比率の推移(各クラスター平均及び日本、1965年～1989/90年)

社会保障比率

	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1989年	増減 (1989年-1965年)
クラスターI平均(日本を除く)	7.09	8.13	10.41	10.81	10.73	10.26	3.18
クラスターII平均	7.50	10.83	9.85	12.73	17.33	16.50	9.00
クラスターIII平均	14.10	15.66	20.40	23.37	25.11	23.83	9.73
クラスターIV平均	10.43	11.95	16.03	17.73	19.90	18.50	8.08
クラスターV平均	14.05	18.75	24.55	29.10	28.75	30.65	16.60
日本	4.60	4.80	7.70	10.00	10.90	11.10	6.50

老人人口比率

	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	増減 (1990年-1965年)
クラスターI平均(日本を除く)	8.03	8.52	9.20	9.93	10.46	11.10	3.08
クラスターII平均	8.23	9.42	10.14	10.93	11.28	12.29	4.06
クラスターIII平均	12.21	12.93	13.81	14.39	14.19	14.84	2.63
クラスターIV平均	9.81	10.46	11.08	11.93	12.15	12.88	3.07
クラスターV平均	11.10	11.91	12.95	13.90	14.97	15.29	4.19
日本	6.25	7.07	7.88	9.03	10.31	11.98	5.74

期間の日本において著しかったことは、特に注目に値する点である。表6に示すように、日本の老人人口比率は、1965年から1990年までの間に約6ポイントの伸びを見せている。日本は、老人人口比率の大きさという点で、1965年時点では、「社会保障先進諸国」(データが欠落している西ドイツを除く)25カ国の中で23位であったが、1990年の時点では16位へと順位が上昇している。

それでは、これに対応して、社会保障比率も順調に増加したのだろうか。

確かに、日本の社会保障比率は、1965年の4.6%から、1989年の11.1%へと、6.5ポイントも伸びている。しかし、「社会保障先進諸国」26カ国の中での社会保障比率の順位は、1965年に23位であったものが、21位に上昇しているにすぎない。この間には統計上の定義の変更があるので、あまり厳密な伸び幅や伸び率の比較はできないが、24年間の日本の社会保障比率の伸びの大きさは、他の国々に比べて特に大きいとはいえない。クラス

ター分析の結果と合わせて考えると、この間の人口高齢化の進展にもかかわらず、社会保障比率に関する限り、日本は、他の先進諸国にキャッチアップしたよりも、むしろ他の先進諸国に取り残されているという見方も成り立つようである。

2. 人口高齢化の社会保障比率への影響

— クラスター別の分析

人口高齢化に対する対応の違いという観点から、老人人口比率の伸びと社会保障比率の伸びの関連について、もう少し分析を行うことにしよう。

老人人口比率の伸びが社会保障比率に及ぼす影響が、IIIの分析によって析出された5つのクラスターによってどう違うのか、また、その点に関する日本の特徴はどのような点にあるのかを明らかにするために、1965、70、75、80、85、89/90の各年におけるクラスター別(ただしクラスターIからは日本のデータを除いた)の老人人口比率と社会保障比率の平均を算出し、日本のデータと合わせて表6

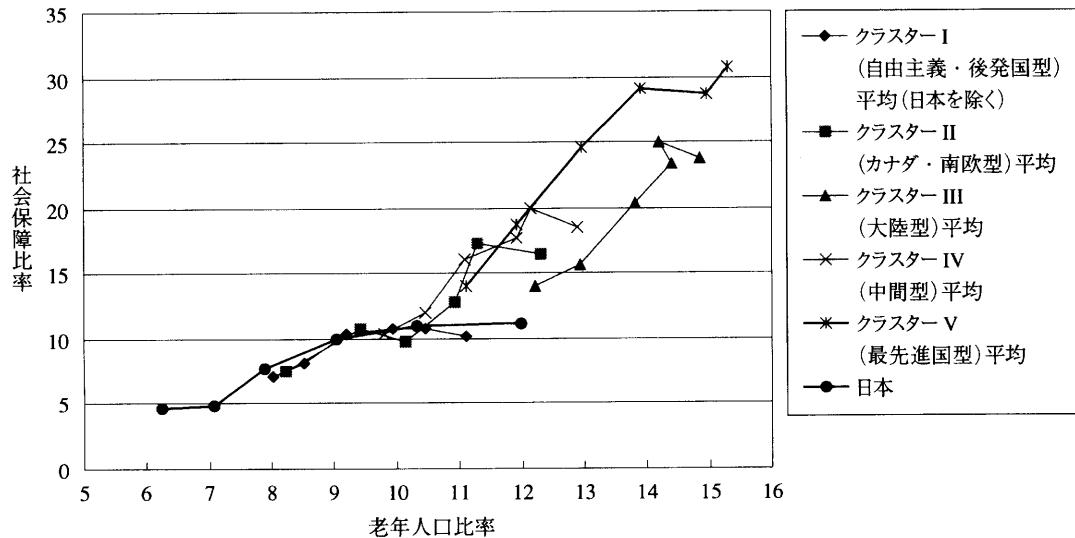


図5 老年人口比率と社会保障比率の関係(各クラスター平均と日本の比較、65～90年)

に示した。これをグラフ化したのが図5である(なお、ここで89/90年と表記しているのは、この分析で利用したデータベースでは、1990年の社会保障比率に欠損値が多く、その一方で、1989年の老人人口比率が含まれていないために、1989年の社会保障比率と1990年の老人人口比率を対比させるという便宜的措置をとらざるを得なかったためである)。

図5からは、各クラスター間の、あるいはそれらのクラスターと日本の間の人口高齢化の進展状況や、それが社会保障比率に与える影響のパターンのかなり明確な違いを見て取ることができる。

1965年の時点で、老人人口比率が相対的にみて低かったのはクラスターI(日本は除外されている)とクラスターIIである。高齢化の進展という点では、クラスターIIのほうがやや先行しているが、クラスターIとほぼ同じテンポで老人人口比率が増加しているといってよい。ところが、社会保障比率の伸びという点では、特に1980年代に入ってから、2つのクラスター間で相当な違いが出ている。クラスターIの平均は、80年代を通じて減少傾向にあ

るのに対して、クラスターIIの平均は、1975年から85年の間に8ポイント弱の増加を見せている。

日本は、もともとクラスターIに所属していることもあり、変化のパターンは、クラスターIの平均とほぼ同じであるが、クラスターIの平均よりも老人人口比率の伸びが大きい一方で、社会保障比率の伸びも大きい。その変化の傾向は、クラスターIの特徴を誇張したようなものだとも言える。

以上見てきたところでは、人口高齢化の進展が遅れた国々は、1970年代から80年代にかけての高齢化の進展とともに社会保障比率をかなり伸ばした国々と、社会保障比率の伸びを抑制した国々という2つのグループに分かれるのである。日本は後者に属しているということになる。

これに対して、クラスターIIIとクラスターVは、クラスターI、クラスターIIと比べると、かなり早い時期から人口高齢化が進展した国々で構成されている。

クラスターVは、1965年から1990年の間に老人人口比率が約4ポイント増加しているが、それに対応する社会保障比率の伸びが著しい点に特徴が

ある。クラスターIIIは、1965年の時点ですでに高齢化がかなり進んでいた国々で構成されている。老年人口比率の増加分に対する社会保障比率の増加分の割合は、クラスターVとほぼ同じといつてよいが、老年人口比率の特定の値に対応する社会保障比率の値は、クラスターIIIのほうがかなり低いといえる。1970年から1989年にかけての両クラスター間の社会保障比率の違いは、老年人口比率の違いのみによっては説明されず、その他の要因による説明が必要となる。

一方、クラスターIVの人口高齢化の進展状況は、クラスターI・IIとクラスターIII・Vの中間であるといつてよい。老年人口比率に対する社会保障比率の増加のテンポは、クラスターIIやクラスターVに近いものである。

以上から明らかになったことは、人口高齢化に対応する社会保障費用の増加のパターンには、クラスター間でかなりの差があり、日本の場合には、1970年代から80年代にかけて人口高齢化がかなり早いペースで進展したにもかかわらず、1980年代に入ってから社会保障比率の伸びが相当に抑制されたという特徴があるということである。

VI まとめ

本章では、社会保障の発展水準の指標として使われることが多い社会保障比率(=社会保障給付費/GDP)に関して、1960年代から80年代にかけての各国の趨勢を分析するとともに、「社会保障先進国」と「社会保障非先進国」の2つのグループごとに、クラスター分析の手法を用いて、社会保障比率の変動パターンという観点からみた類型化を行った。さらにまた、老年人口比率の増加に対応した社会保障比率の増加のパターンに関する諸外国と日本の特徴を分析した。

本論文での分析は、もっぱら探索的・記述的なレベルにとどまるのものであるが、いくつかの新し

い知見が得られた点に注目したい。一部の南欧・南米諸国も含めた比較分析において日本が占める位置を明らかにした点、あるいは、人口高齢化に対する対応のパターンの違いが明らかになった点などは、従来のこの種の研究にはあまり見られなかったことであり、今後の研究の展開にあたっては、ここで得られた知見が有効に活用されることが期待される。

ここで取り上げた主題に関するデータ分析においては、今後さらに、制度別・部門別の費用の分析を行うなど、よりきめ細かな分析が必要であろうし、また、人口高齢化のインパクトに関しても、時系列分析などより高度な手法を用いた分析が求められるであろう。このような点が、今後の課題として残されている。

付記 本論文のVを除く部分は、「転換期における福祉国家の国際比較研究最終報告書」(国立社会保障・人口問題研究所所内研究報告第6号、2002年3月刊)所収の拙稿「社会保障給付費の趨勢分析」(67~88頁)に加筆修正を加えたものである。

注

- 1) 1990年ではなく1989年のデータを使っているのは、1990年の場合、ILOの社会保障給付費のデータに欠損値が著しく多いためである。
- 2) 発展水準の分類は、基本的にはWorld Bank (1983)による。
- 3) ただし、先進資本主義諸国、ソ連・東欧社会主義国、「国民所得の高い石油輸出国」(サウジアラビア、クウェート、バーレーン、リビア、ブルネイ、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦)を除く。ソ連・東欧社会主義国が除かれているのは、比較可能な社会保障比率のデータが存在しないためである。「国民所得の高い石油輸出国」が除かれているのは、これらの国々はGDP水準の高さが、経済・社会システムの近代化を必ずしも伴っておらず、その他の国々と同じ基準でどれかのグループに分類するのが適当ではないと考えられたためである。
- 4) グループ間平均連結法とは、別名、「群平均法」もしくはUPGMA (unweighted pair-group method using

arithmetic averages)と呼ばれる方法であり、2つのクラスター間の距離を測定するにあたり、片方のクラスターに属するケースと、別のクラスターに属するケースとの間の距離を、あらゆる組み合わせについて計算して、その平均をとって、クラスター間の距離と定義する方法である。

- 5) 南欧型(もしくは地中海型)の福祉国家モデル(レジーム)という場合、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャの4カ国を指しているのが普通である。このようなモデル(レジーム)の設定が、どれほど有効かということは論議のあるところだが、福祉国家の国際比較において、家族主義の残存や政治体制上の特徴という点に関して、これらの国々の間に共通の特徴が見られることに注目することはそれなりの意味があると考えられる(Rhodes, 1997; Esping-Andersen, 1999)。

参考文献

- Esping-Andersen, Gosta. 1990. *Three Worlds of Welfare Capitalism*. Polity Press (岡沢憲美・宮本太郎監訳 2001『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)。
- Esping-Andersen, Gosta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford University Press (渡辺雅男・渡辺景子訳 2000『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)。

Postindustrial Economies. Oxford University Press (渡辺雅男・渡辺景子訳 2000『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)。

平岡公一 1987「社会保障発展の趨勢分析」『季刊社会保障研究』第22巻第4号、3~17頁。

平岡公一 2000「福祉国家研究における社会学的アプローチ」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際—福祉社会学研究入門』東信堂、187~211頁。
三重野卓 1987「社会保障給付費の加速化と国際的格差—その要因とパターン構造」『季刊社会保障研究』第22巻第4号、18~39頁。

Rhodes, Martin ed. 1997. *Southern European Welfare States: Between Crisis and Reform*. Frank Cass.

富永健一 1987「社会保障の決定要因：福祉国家形成の普遍主義的解釈」『季刊社会保障研究』第23巻第1号、108~121頁。

Wilensky, Harold. 1975. *The Welfare State and Equality*. University of California Press (下平好博訳1984『福祉国家と平等』木鐸社)。

World Bank. 1983. *World Tables (3rd ed.)*. The Hopkins University Press.

(ひらおか・こういち お茶の水女子大学教授)

社会保障給付費の構成に関する時系列的分析 —先進諸国のクラスター化の試み—

三重野 卓

■ 要 約

本稿の目的は、社会保障給付費の内訳について、精緻に分析することにある。具体的には、先進諸国を対象にして、社会保障給付費の制度別、部門別内訳について、その構成比、対GDP比の指標を概観し、さらに、その関連性を明らかにする。そして、クラスター分析、および、クラスター別平均値を駆使して、社会保障給付費の要因、各のパターン化を、クロス・セクショナル的、時系列的に明らかにする。そこでは、社会保障給付費をめぐる産業化仮説、政治的要因仮説、女性との関わりが検討対象となる。さらに、社会保険等の部門別内訳の年金に着目して、時系列データによる先進諸国のクラスター化を行う。

■ キーワード

社会保障給付費、因子分析、クラスター分析、プロフィール、年金

I はじめに

現在、福祉国家は転機を迎えていといわれて久しい。西欧社会において、1980年代の初頭、経済成長の鈍化、そして高齢化のなかで危機を迎えた福祉国家は、その後、自由主義的再編、ネオ・コープラティズム的再編など、各国により異なった対応を示しながら今日に至っている。

実際、この20年、福祉国家に対するさまざまの批判があったとはいえ、研究自体は活性化していった。かつて、70年代、社会保障をめぐる計量的な分析において、福祉国家の水準を表すための指標として、対国内総生産(GDP)の社会保障給付比率が使用されていたのは、周知の事実であるが、そうしたなかで、福祉国家において社会保障給付費は大きい方が、望ましいという価値判断がなされていた。近代化、産業化のなかで、福祉国家は、制度的にも類似したものになり、その指標

値が増大し、一定の方向に収斂していくという仮説がとられていたのである(Wilensky 1975=1984)。これは、近代化、産業化による福祉国家の普遍的側面といわれ、とりわけ、「産業化の意図せざる結果」としての高齢化によるものである。しかし、考えれば、その指標値が無限に増大することはあり得ない。当然、社会保障給付比率について、どの国も天井に向かってその比率が高まっていくというわけではなく、多様性があるのは当然である。

そのため、福祉国家危機のなかで、社会保障給付費の単線的な増大より、類型、クラスター化についての議論が中心となり、1990年代に福祉国家の類型論が一世を風靡することとなった。そこでの代表的な論者であるエスピニ・アンデルセンの主要な貢献は、経験的にクラスター化するというより、社会権に関係する脱商品化という視点、そして、実際には、社会保障がいかに人びとの階層化に影響を与えていたか、という視点にあった

(Esping-Andersen 1990=2001)。そして、自由主義型福祉国家、保守主義型(コーポラティズム型、大陸型)福祉国家、社会民主主義型福祉国家の類型化がなされていた。さらに、家族主義的な規範との関係も福祉国家論の論点になった。確かに、こうした議論自体、極めて重要であるが、しかしながら、そこでは、社会保障給付費自体の分析が後退したことは否めない。

本稿では、こうした点を考慮に入れて、各国のクラスター化について、社会保障給付費の内訳、構成に着目しながら分析することにしたい。その場合、社会保障費の制度別内訳、および、社会保険等の部門別内訳について検討することになる。もちろん、エスピング・アンデルセンの考え方とは、脱商品化、階層化という社会科学の理論に基づいている。それに対して、本研究のクラスターは、あくまでも経験的な分析によるものである。そして、クラスター化、パターン化自体、時系列的に安定していないかも知れない。しかしながら、その結果を、既存の類型などを参考にしながら論理的に解釈することにより、多くの知見を得ることができる。

II 問題意識とさまざまな仮説

本研究では、既に述べた通り、社会保障給付費の制度別、および社会保険等部門別状況に焦点を合わせ、具体的には、以下の分析を行うことにする。

第一に、社会保障給付費の制度別構成比、そして、社会保険等部門別構成比(百分率)、および、それぞれの対GDP比を詳細に検討することにしたい(平均、標準偏差による分析)。周知の通り、社会保障給付費については、ILOの国際比較のデータが有名である¹⁾。社会保障給付費の制度としては、家族手当、公衆衛生サービス、社会保険等、公的扶助等(「等」は類似制度)、公務員制度(公務員に対する特別制度)があげられる(その他、戦災

被害者への援助)。また、社会保険等部門については、家族手当、労災、年金、疾病・出産、失業をあげることができる。ここでの分析は、先進諸国、19カ国に限定した、4時点のデータによるものである。その国家は、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア、西ドイツ、フランス、イスラエル、イギリス、アイルランド、イタリア、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本である。

ところで、社会保障給付費、社会保険等の構成比の分析については、これらの国は、近代化、産業化が一定の段階に達しているから、そのなかで、構成比を比較・分析することができるという前提に基づいている。それに対して、対GDP比に加工したケースは、社会保障給付費自体のレベルと、構成の両方に焦点を合わせているものである。それにより、社会保障の発展水準と類型に着目することが可能になる。

第二に、それらの社会保障給付費の制度別、社会保険等部門別の比率の関連性を明らかにするために、因子分析(主成分分析、パリマックス回転)を使用することにしたい。それにより、各制度、部門間の構造を、より簡潔に明らかにできる。ここでは、1989年の構成比、対GDP比の分析に限定して示すことになる。

第三に、これらの社会保障の制度別、社会保険等の部門別比率(対GDP比に限定)を使用して、各国の親近性をクラスター分析により明らかにすることにしたい。具体的には、親近性のインデックスとしては、比率のユークリッド距離を使用し、クラスター分析としては、平均距離法を使用する。そして、デンドログラムを観察し、クラスターを確定することになる。実際のクラスター分析では、各年(4時点)について詳細に検討し、その結果の安定性、変異を明らかにする。

第四に、各クラスターの特質を明らかにするた

めに、社会保障給付費の制度別比率、社会保険等の部門別比率(対GDP比)それ自体と、社会指標、経済指標、政治指標を使用し、各クラスター別の平均、標準偏差を求めて分析することにしたい(なお、事前にクラスター分析に使用する変数と諸指標との相関分析を行い、指標を絞り込む)。そこでは、産業化仮説とともに、政治的要因仮説、すなわち、社会民主主義的な性格、労働組合の組織化がいかに社会保障に影響を与えるかという点と、さらに、女性の視点(家族手当、女性労働力)に着目することになろう²⁾。

第五に、社会保険等の部門別比率のうち、一番、ウェイトの大きい年金に限定して、時系列的な変動パターンを考慮に入れてクラスター分析を行い、そのクラスター化のメカニズムを明らかにする。なお、エスピニ・アンデルセンの議論も、年金に焦点を合わせている。

実際の分析では、先進諸国について、1960年、70年、80年、89年のデータを使用する。60年は高度経済成長の始まりの時期であり、70年にかけて、黄金の繁栄時代といわれる時代を迎えることとなった。その後、73年の終わりに、第一次オイル・ショック、78年に第二次オイル・ショックを経験した。そして、80年は、財政難のなかで、福祉国家の危機が叫ばれた頃であり、89年は、本格的な福祉国家の再編、グローバル化の直前の時期として位置づけられる。

ILOのデータ・ソースでは、社会保障給付比率(対GDP比)については、その後、データは一応、存在するが、その対象とする国は少なくなっている。また、制度別状況についても、そのデータが極めて不完全で、欠損値が多くなっている。それ故、ここでは、1989年までを分析対象にすることになる。

その意味から、本研究には、限界がある。しかし、本格的に日本の高齢化が注目され始めた1990年前後、世界のなかで、日本がいかなる位置にあるか、相対的に位置づけ、見取り図を描くとともに、

社会保障給付費をめぐるメカニズムを明らかにすることにしたい。

III 社会保障給付費の構成と因子構造

まず、社会保障給付費についてみると、ILOのデータは時系列的に若干、その定義が異なっている。制度別状況については、1977年まで、家族手当、社会保険等、公的扶助等(以下、本文中で「等」は省略)、公務員制度のほかに、公衆衛生サービスという項目があったが、それ以降、消えている³⁾。これは、公衆衛生サービスが社会保険などに含まれるようになったためである(表1)。ここでは、19カ国について分析するが、ただ、年により、欠損値があるため、厳密な比較はできない点に注目する必要がある。

こうした点を考慮に入れ、社会保障給付費の制度別構成比についてみると、家族手当、および公務員制度(公務員に固有な制度)の比率は1989年まで下がっている。家族手当は、近年、再び重視されるようになっているが、ここでは、その点は示されてはいない。それに対して、社会保険の比率は、推計方法が途中で変更になっているが、上昇しており、公的扶助の比率も高まっている。社会保障給付費の対GDP比(制度別)については、家族手当は微増、社会保険は大幅増(89年で15%弱)となっている。また、公的扶助も増大しているが、公務員に独自の制度は、89年で低くなっている。

社会保険等(家族手当+社会保険)部門別の構成比については、家族手当、労災の比率は、おおむね下がっているのに対して、年金は50%程度で上下している。疾病・出産も30%を超えるようになっており、失業保険は、時系列的に変動しながら、増大している。

それに対して、部門別の対GDP比については、年金が大きく伸びており、8%弱にまでなっている。

表1 基本統計量

(1) 社会保障給付費の制度別状況

<構成比>上段:平均、下段:標準偏差

	家族手当	公衆衛生サービス	社会保険等	公的扶助等	公務員制度
1960年	8.879 (7.381)	11.768 (10.309)	52.032 (10.127)	7.853 (4.897)	13.321 (6.374)
1970年	6.067 (4.895)	12.400 (10.917)	59.067 (8.937)	8.467 (7.068)	11.228 (4.920)
1980年	4.921 (4.019)		73.095 (9.039)	9.763 (7.791)	10.200 (4.671)
1989年	4.433 (4.277)		74.456 (10.216)	10.706 (10.488)	8.450 (5.517)

注: 1970年はフランス、1989年ではベルギーを除く。

<対GDP比>上段:平均、下段:標準偏差

	家族手当	公衆衛生サービス	社会保険等	公的扶助等	公務員制度	社会保障給付比率
1960年	0.984 (0.864)	1.094 (1.019)	5.419 (2.103)	0.725 (0.391)	1.448 (1.010)	10.242 (2.824)
1970年	0.939 (0.812)	1.595 (1.598)	7.982 (2.768)	1.084 (0.947)	1.552 (0.964)	13.447 (3.719)
1980年	1.085 (0.943)		14.102 (4.297)	1.873 (1.738)	2.022 (1.177)	19.395 (6.029)
1989年	1.099 (1.271)		14.979 (5.441)	2.129 (2.320)	1.632 (1.277)	20.106 (6.602)

注: 1970年はフランス、1989年ではベルギーを除く。

(2) 社会保険等の部門別状況

<構成比>上段:平均、下段:標準偏差

	家族手当	労災	年金	疾病・出産	失業
1960年	16.832 (11.136)	6.279 (3.572)	47.758 (14.845)	23.221 (15.439)	5.911 (6.766)
1970年	11.900 (6.698)	4.363 (2.569)	50.395 (14.249)	29.121 (13.957)	4.221 (4.191)
1980年	7.621 (4.534)	3.063 (2.266)	45.926 (9.514)	36.879 (8.807)	6.526 (5.358)
1989年	6.583 (4.377)	3.239 (2.501)	50.167 (9.334)	32.383 (8.168)	7.611 (6.089)

注: 1989年はベルギーを除く。

<対GDP比>上段:平均、下段:標準偏差

	家族手当	労災	年金	疾病・出産	失業
1960年	1.166 (0.867)	0.381 (0.262)	3.048 (1.243)	1.496 (0.918)	0.312 (0.328)
1970年	1.101 (0.742)	0.382 (0.267)	4.629 (1.922)	2.471 (1.280)	0.339 (0.275)
1980年	1.240 (0.819)	0.406 (0.309)	6.925 (2.445)	5.632 (2.341)	0.985 (0.977)
1989年	1.225 (1.195)	0.452 (0.323)	7.922 (3.077)	5.242 (2.476)	1.235 (1.053)

注: 1970年はフランス、1989年ではベルギーを除く。

また、疾病・出産も、1989年を除き伸びている。これは、当然、高齢化の進展の影響による。また、失業保険の伸びも著しいが、それは、ケインズ的な福祉国家が限界に達し、完全雇用の維持が難しくなっているからである。なお、トータルとしての社

会保障給付比率(対GDP比)は、大幅に増大しており、89年時点で、20%を超えてい。

それでは、これらの比率の関連性はいかなるものか、因子分析(主成分分析、バリマックス回転)による結果を検討してみよう。ここでは、煩雑にな

ることを回避するために1989年のデータのみを示すことにしたい(表2)。

社会保障給付費の制度別構成比の分析結果をみると、第I因子については、社会保険の因子負荷量がプラスで大きく、公的扶助のマイナスが大きく、社会保険と公的扶助を弁別する因子であることが分かる。それに対して、第II因子は、公務員制度と社会保険を弁別する因子になっている。これにより、社会保障給付費内の相互の関係が明らかになろう。対GDP比の社会保障給付費の制度別比率についてみると、第I因子は、家族手当と社会保険の充実因子であり、社会保障給付費の高さと関係している。第II因子は、公的扶助と公務員制度を弁別する因子になっている。これは、ニーズのある人びと、ハンディキャップのある人びとへの社会保障を充実するのか、それとも、公務員を厚遇する制度をとるのか、という軸であるといえる。

社会保険等部門別状況の分析結果は、以下の通りである。構成比については、第I因子は、年金と疾病・出産、第II因子は、家族手当と労災、

第III因子は、失業と年金を弁別する因子となっており、構成比のなかでの関連性が理解可能になる。それに対して、対GDP比については、第I因子の因子負荷量は、すべての項目でプラスであるため、その因子は総合的、包括的な社会保険等充実因子を表している。とりわけ、家族手当、年金、疾病・出産の因子負荷量が大きく、その水準を表している。一方、第II因子では、労災と失業保険の因子負荷量がプラス、マイナスで大きい値になっている。つまり、この因子は、産業化の初期の段階で整備される伝統的な労災を重視しているか、それとも、失業保険を重視しているかという代替的な関係を表す因子であるといえる。

IV 各国のクラスター化の実際

社会保障給付費の制度別状況、社会保険等部門別状況を踏まえたクラスター化について検討してみよう。具体的には、構成比を使用する場合と対GDP比を使用する場合が考えられるが、ここでは、後者について、検討しよう。

表2 因子分析(主成分分析・バリマックス回転)－1989年

(1) 社会保障給付費の制度別状況

<構成比>

	I	II
家族手当	-0.118	0.461
社会保険等	0.897	-0.412
公的扶助等	-0.947	-0.283
公務員制度	0.181	0.876

<対GDP比>

	I	II
家族手当	0.932	0.086
社会保険等	0.927	0.080
公的扶助等	-0.013	-0.818
公務員制度	0.134	0.779

(2) 社会保険等の部門別状況

<構成比>

	I	II	III
家族手当	0.103	0.948	0.066
労災	0.489	-0.688	-0.159
年金	0.714	-0.248	-0.588
疾病・出産	-0.996	-0.035	-0.025
失業	-0.033	0.028	0.995

<対GDP比>

	I	II
家族手当	0.912	0.064
労災	0.182	-0.822
年金	0.878	-0.158
疾病・出産	0.891	0.236
失業	0.294	0.754

各国の間のユークリッド距離を求める場合、比率を正規変換すると、その比率が小さいものが過大評価されるので、生の比率を使用することにしたい(平均距離法を使用)。ここでは、制度別状況(対GDP比)について、おおむね10年ごとに分析を行い、そのクラスター化の安定性と差異について検討することになる(表3)。それによると、抽出されたクラスターの様相は、それぞれ異なるが、おおむね安定した結果が得られる。

1960年、70年とは、保健衛生サービスという項目がある年である。その結果は微妙に異なるとはいえ、大きくいと、クラスターIに、大陸諸国(保守主義型福祉国家、コーポラティズム型福祉国家)がまとまっている。これらは、社会保険の比重が高い国である。また、オーストラリア、ニュージーランドといったオセアニア諸国は特異な動きをしている。日本とアメリカは同じクラスターにあり、水準の低さを表しており、スウェーデンは、70年では、他から独立している。こうした傾向は、80年、89年になると、より明確になっており、スウェーデンは孤立している。ここで、89年の結果をみると、クラスターIには、大陸諸国のはかに、ニュージーランド、アイルランドが含まれている。クラスターIIには、デンマークが孤立して位置し、クラスターIIIには、アメリカ、日本という自由主義諸国のはか、オーストラリアが位置している。クラスターIVには、カナダ、イギリスといった自由主義諸国に北欧、イスラエルが加わり、スウェーデンは孤立している。

社会保険等部門別状況について、1960年のクラスター分析の結果をみると、クラスターIVで、大陸諸国にその他の国としてニュージーランドが加わり、それ以外のクラスターでは自由主義諸国に北欧が加わり、日本、西ドイツは孤立している。70年では、クラスターIVに大陸諸国が多く集まり、80年では、クラスターIに大陸諸国が多く集まっている。80年のクラスターVIに日本を含む自由主義国が位置し、社会民主主義の代表のスウェーデン

は孤立している。それに対して、89年では、大陸諸国がクラスターIに多く集まり、クラスターIIにイタリア、オランダが分離している。クラスターIII、IVは、自由主義型福祉国家からなり、クラスターVは、混合的な性格を示し、スウェーデンは孤立している。

このように、時系列的なクラスターには変異があるが、こうした試みは経験的な分析であるからやむを得ない側面もある。しかしながら、第一に、大陸諸国がクラスターをなし、第二に自由主義諸国もクラスターを形成し易く、そこに、社会民主主義的色彩の強い国、北欧も加わり、とりわけ、第三に、スウェーデンは特異な位置にあり、第四に、日本は、特異な位置ないしは、自由主義国家に近いという関係が明らかになった。

V 各クラスターのプロフィール

ところで、各クラスターについて、実際の社会保障給付費の制度別状況、社会保険等部門別の状況は如何なるものか、そして、産業化、およびその波及効果はどう関係するのか、さらに、政治的要因、とりわけ、社会民主主義的な要因などがどう影響するのか、クラスター別の平均値(紙面の都合で解説はしないが、標準偏差も掲載)によりプロフィールを明らかにすることにしたい。ここで使用する変数の選択は、相関分析の結果(省略)に基づくこととする。1989年の結果について検討することにしたい(表4)。

まず、社会保障給付費の制度別分析(対GDP比)によるクラスターから検討しよう。クラスターIは、既にみた通り、大陸諸国にニュージーランドが加わったクラスターである。制度別の比率(対GDP比)で特色づけると、公務員制度の比率が相対的に高く、国家主義的な色彩がやや強いといえる(ただし、標準偏差は大きい)。社会保険、家族手当の比率も相対的に高いが、公的扶助は低い。ク

表3 クラスター分析

(1) 社会保障給付費の制度別状況(対GDP比)

1960年

クラスターI	ベルギー, ルクセンブルク, オーストリア, イタリア, オランダ, フランス
クラスターII	西ドイツ, ニュージーランド
クラスターIII	イス, アメリカ, 日本
クラスターIV	カナダ, フィンランド, アイルランド, イギリス
クラスターV	デンマーク, スウェーデン, オーストラリア, ノルウェー

1970年

クラスターI	イタリア, ルクセンブルク, オーストリア, 西ドイツ, ベルギー, ノルウェー
クラスターII	オランダ
クラスターIII	日本, アメリカ
クラスターIV	カナダ, デンマーク, オーストラリア, イギリス, フィンランド, ニュージーランド
クラスターV	スウェーデン

1980年

クラスターI	フィンランド, イギリス, オーストラリア, イス, カナダ, 日本, アメリカ
クラスターII	アイルランド, イタリア, ニュージーランド, ノルウェー, ベルギー, ルクセンブルク, 西ドイツ, オランダ
クラスターIII	オーストリア
クラスターIV	デンマーク, フランス
クラスターV	スウェーデン

1989年

クラスターI	オーストリア, ルクセンブルク, フランス, 西ドイツ, イタリア, ニュージーランド, アイルランド, オランダ
クラスターII	デンマーク
クラスターIII	日本, アメリカ, オーストラリア
クラスターIV	カナダ, ノルウェー, イス, イギリス, フィンランド
クラスターV	スウェーデン

(2) 社会保険等の部門別状況(対GDP比)

1960年

クラスターI	オーストラリア, イス, ノルウェー
クラスターII	デンマーク, イギリス, スウェーデン
クラスターIII	カナダ, アイルランド, フィンランド, アメリカ
クラスターIV	オーストラリア, オランダ, イタリア, ニュージーランド, ルクセンブルク, ベルギー, フランス
クラスターV	日本
クラスターVI	西ドイツ

1970年

クラスターI	デンマーク, フィンランド, イス, ニュージーランド, イギリス, アイルランド, アメリカ, オーストラリア
クラスターII	カナダ
クラスターIII	日本
クラスターIV	オーストリア, ルクセンブルク, イタリア, ノルウェー, スウェーデン, 西ドイツ
クラスターV	オランダ
クラスターVI	ベルギー

1980年

クラスターI	フィンランド, イギリス, イタリア, フランス, ノルウェー, 西ドイツ, ニュージーランド, ルクセンブルク, オーストリア
クラスターII	イス
クラスターIII	ベルギー, デンマーク, アイルランド
クラスターIV	オランダ
クラスターV	スウェーデン
クラスターVI	オーストラリア, アメリカ, カナダ, 日本

1989年

クラスターI	西ドイツ, ニュージーランド, デンマーク, フランス, ルクセンブルク, オーストリア, ノルウェー
クラスターII	イタリア, オランダ
クラスターIII	カナダ, アイルランド
クラスターIV	オーストラリア, アメリカ
クラスターV	フィンランド, イス, 日本, イギリス
クラスターVI	スウェーデン

表4 クラスター別分析—1989年

(1) 社会保障給付費の制度別状況—上段・平均、中段・度数、下段・標準偏差

	家族手当	社会保険等	公的扶助等	公務員制度	社会保障給付比率	社会保障移転比率	防衛支出	65歳以上人口比率	失業率
I	1.271 8 (1.084)	17.588 8 (1.697)	1.051 8 (0.810)	2.598 8 (1.233)	22.750 8 (3.194)	19.043 7 (3.672)	3.785 5 (1.855)	14.063 8 (1.622)	9.100 6 (4.111)
II	0.963 1 .	17.435 1 .	7.865 1 .	1.155 1 .	27.500 1 .	18.100 1 .	4.998 1 .	15.547 1 .	.
III	0.011 3 (0.019)	7.112 3 (1.199)	1.023 3 (1.151)	1.322 3 (0.472)	10.167 3 (2.157)	10.167 3 (1.274)	16.524 2 (11.382)	11.657 3 (0.695)	4.600 3 (2.042)
IV	0.757 5 (0.460)	12.308 5 (1.810)	3.761 5 (2.304)	0.695 5 (0.636)	17.660 5 (3.211)	12.875 4 (1.253)	8.143 4 (3.311)	13.129 5 (2.227)	5.750 4 (1.950)
V	4.838 1 .	28.594 1 .	0.168 1 .	0.000 1 .	33.600 1 .	19.500 1 .	6.483 1 .	17.779 1 .	1.500 1 .
計	1.099 18 (1.271)	14.979 18 (5.441)	2.129 18 (2.320)	1.632 18 (1.277)	20.106 18 (6.602)	15.806 16 (4.553)	7.387 13 (5.894)	13.692 18 (2.093)	6.636 14 (3.748)

	労働組合組織率	ストライキ労働損失日数	合計特殊出生率	女性労働力率	左翼投票率	右翼投票率
I	37.489 7 (15.297)	0.039 7 (0.065)	1.687 7 (0.323)	38.201 7 (4.107)	40.300 8 (12.091)	19.475 8 (18.787)
II	76.057 1 .	0.019 1 .	1.620 1 .	45.890 1 .	44.800 1 .	40.100 1 .
III	28.332 3 (14.803)	0.093 3 (0.078)	1.807 3 (0.222)	41.477 3 (2.247)	26.067 3 (23.548)	50.333 3 (4.136)
IV	45.156 5 (17.258)	0.121 5 (0.095)	1.744 5 (0.120)	43.228 5 (3.022)	33.240 5 (11.011)	36.380 5 (9.895)
V	81.564 1 .	0.091 1 .	2.020 1 .	47.310 1 .	55.000 1 .	18.400 1 .
計	42.990 17 (20.148)	0.074 17 (0.078)	1.741 17 (0.238)	41.246 17 (4.264)	37.033 18 (14.386)	30.400 18 (17.922)

注：社会保障給付比率、社会保障移転比率は、対GDP比、防衛支出は、対中央政府支出比率、労働組合組織率は、対被雇用者、ストライキ労働損失日数は、対被雇用者(千人当たり)、女性労働力率は、対全労働者。

クラスターIIは、デンマークのみであり、公的扶助が1位で、社会保険も相対的に比率が高い。それに對して、クラスターIIIは、日本、アメリカ、オーストラリアといった自由主義的な色彩の強い国からなり、家族手当、社会保険、公的扶助とも低い。クラスターIVは、北欧と自由主義的諸国、スイスからなり、家族手当、社会保険、公的扶助ともやや高めである。クラスターVは、スウェーデンのみからなり、家族手当、社会保険の比率がすば抜けて高い。

その他の変数では、当然、社会保障給付比率、社会保障移転率が、クラスターV、I、IIで高く、防衛支出の割合は、アメリカが含まれているので、クラスターIIIで高い(ただし、日本も含まれるため標準偏差は大きい)。産業化の波及効果としての高齢化率については、クラスターV、I、IIで順位が上位である。それに対して、失業率は、大陸諸国と混合のクラスターVIで高く、労働組合組織率は、スウェーデン、デンマーク、およびクラスターIVで高い。合計特殊出生率は、女性への政策を重視し

(2) 社会保険等の部門別状況一上段・平均、中段・度数、下段・標準偏差

	家族手当	労災	年金	疾病・出産	失業	社会保障給付比率	社会保障移転比率	ひとり当たり実質GDP
I	1.523 7 (0.766)	0.561 7 (0.392)	9.327 7 (0.807)	5.205 7 (1.135)	1.507 7 (1.016)	23.171 7 (2.858)	18.820 5 (2.128)	13682.000 7 (1382.485)
II	1.412 2 (1.078)	0.267 2 (0.378)	11.551 2 (0.602)	6.445 2 (1.254)	1.431 2 (1.510)	25.100 2 (3.677)	21.500 2 (5.374)	12419.000 2 (243.245)
III	0.818 2 (0.043)	0.369 2 (0.345)	4.826 2 (0.219)	6.474 2 (0.112)	2.661 2 (0.749)	17.700 2 (0.424)	13.050 2 (1.768)	13024.000 2 (6363.961)
IV	0.239 2 (0.338)	0.499 2 (0.269)	3.847 2 (1.012)	1.434 2 (0.521)	0.555 2 (0.401)	9.700 2 (2.828)	9.750 2 (1.485)	16474.500 2 (2291.733)
V	0.401 4 (0.468)	0.309 4 (0.257)	5.737 4 (1.647)	4.159 4 (0.649)	0.240 4 (0.132)	15.275 4 (4.121)	12.675 4 (1.517)	14369.500 4 (1351.091)
VI	4.848 1 .	0.702 1 .	13.908 1 .	12.570 1 .	1.438 1 .	33.600 1 .	19.500 1 .	14681.000 1 .
計	1.225 18 (1.195)	0.452 18 (0.323)	7.922 18 (3.077)	5.242 18 (2.476)	1.235 18 (1.053)	20.106 18 (6.602)	15.806 16 (4.553)	13987.111 18 (2217.848)

	防衛支出	65歳以上人口比率	失業率	労働組合組織率	左翼投票率	右翼投票率
I	4.747 5 (2.522)	14.323 7 (1.814)	6.125 4 (2.728)	44.916 6 (22.168)	45.686 7 (2.476)	25.657 7 (21.754)
II	5.005 1 .	13.743 2 (1.425)	10.000 2 (2.828)	33.433 2 (4.684)	41.200 2 (6.788)	12.250 2 (6.010)
III	5.245 2 (3.078)	11.046 2 (0.311)	11.250 2 (5.303)	42.928 2 (10.036)	16.000 2 (5.657)	39.900 2 (4.384)
IV	16.524 2 (11.382)	11.718 2 (0.971)	5.750 2 (0.636)	30.571 2 (20.204)	22.900 2 (32.386)	49.850 2 (5.728)
V	8.633 2 (5.641)	13.848 4 (1.854)	4.300 3 (2.571)	41.474 4 (22.333)	32.900 4 (6.339)	36.300 4 (12.859)
VI	6.484 1 .	17.779 1 .	1.500 1 .	81.564 1 .	55.000 1 .	18.400 1 .
計	7.387 13 (5.894)	13.692 18 (2.093)	6.636 14 (3.748)	42.990 17 (20.148)	37.033 18 (14.386)	30.400 18 (17.922)

ていたスウェーデンと、自由主義的なクラスター III で高く、女性の労働分野への進出は、スウェーデン、デンマークですぐんでいるという結果になっている。政治的要因として、左翼的傾向、社会民主主義的性質(左翼得票率)は、クラスター V、I、II で強く、右翼的傾向は、当然、クラスター III、IV で強い。

次に、社会保険等部門別状況によるクラスター化の結果を検討しよう。クラスター I には、既にみた通り、大陸諸国を中心に、ニュージーランド、ノ

ルウェーが加わっている。このクラスターは、家族手当、労災、年金、疾病・出産、失業の順位が相対的に上位で、総体として社会保険等の発達しているクラスターといえる。クラスター II は、同じく大陸諸国のオランダ、およびイタリアからなり、家族手当、年金、出産・疾病が充実している。

それに対して、クラスター III は、カナダ、アイルランドという自由主義的色彩の強い国で、疾病・出産、失業保険の比率は相対的に上位という特色がある。クラスター IV は、オーストラリア、アメリカで、

表5 年金によるクラスター分析(時系列データ)

クラスターI	カナダ、アメリカ、オーストラリア、アイルランド、イギリス
クラスターII	デンマーク、ニュージーランド、フィンランド、スイス、ノルウェー
クラスターIII	オーストリア、ルクセンブルク、オランダ、イタリア、スウェーデン、西ドイツ
クラスターIV	日本

労災のほかは、低くなっている。労災は、社会保険の制度の導入では、初期の段階に導入されるものである。これらの国は、自由主義的特色を示している。クラスターVは、日本を含む混成クラスターで、全体的に水準が低く、特に失業保険の比率が低い。クラスターVIは、スウェーデンのみであり、失業保険以外で1位をキープしている。

その他の変数では、社会保障給付比率と社会保障移転比率は、クラスターVI、I、IIで水準が高い。なお、ひとり当たりGDP(ドル)は参考のため示した。先進国であるからそれほど差はないが、自由主義的なクラスターIVで平均値が高く、同クラスターでは、防衛支出の比率も高い。自由主義的で反福祉国家的性格が分かる。

それに対して、高齢化率は、クラスターI、II、V、VIで高く、有効な指標であることが分かる。失業率は、クラスターII、IIIで高いが、そこでは失業保険のコストも高くなっている。労働組合組織率は、スウェーデンでとりわけ高く、大陸諸国中心のクラスターIがそれに続いている。当然、自由主義的なクラスターIVでは、労働組合組織率は低い。政治的要因として、左翼的色彩、すなわち、社会民主主義的性格は、クラスターVI、I、IIで強く、右翼的色彩は、クラスターV、III、IVで強い⁴⁾。

VI 時系列データ(年金)によるクラスター化

以上、各年ごとにクラスター化を行い、1989年について、詳細にその特色を検討してきた。しかし、年によりそのクラスターを構成する国については、出入りがある。ここでは、社会保険等部門別

状況(対GDP比)について、とりわけ、比率の大きい年金に注目して、時系列を考慮に入れた分析を行った。具体的には、1960年、70年、80年、89年ごとに、データを正規変換し、その上で、各国の間のユークリッド距離を求めた。その結果は、表5の通りである。

この分析結果は、明快なものになっている。各年ごとの分析における多様性が単純化されているといえる。クラスターIには、アメリカ、カナダなど自由主義的な国が集まっている、イギリスも、ここに含まれている。イギリスは、当初、福祉国家の代表とみなされていたが、経済状態の悪化のなかで、自由主義的性格を強めているといえる。クラスターIIには、北欧、スカンジナビア諸国のかたに、スイス、およびオセアニアのニュージーランドが含まれている。それに対して、クラスターIIIには、西ドイツ、オーストリアなどの大陸諸国、イタリアといった地中海沿岸の国、さらに、ここでは、スウェーデンが含まれている。各年ごとの分析によると、1980年、89年で、スウェーデンは独立して、給付水準で高い位置にあり、福祉国家の代表となっているが、60年では他のクラスターに含まれている。時系列的な分析により、クラスター化すると、その特色が弱まり、クラスターIIIに所属することになる。そして、クラスターIVとして、日本が孤立して位置している。60年時点では、日本は、まだ、福祉国家の側面では極めて低水準にあり、その後、急速に対GDP比の年金給付が高まっているが、まだ低い水準のままといえる。

既にみた通り、エスピノ・アンデルセンの福祉国家レジームは、脱商品化と階層化という理論的

立場から定式化されたものであり、自由主義型福祉国家、社会民主主義型福祉国家、大陸型福祉国家（保守主義ないしは、コーポラティズム型）に分かれている。そこでは、イタリア、スペインといった南欧、地中海諸国的位置づけはいかなるものか、日本の独自性はいかなるものか、オセアニア諸国的位置づけがいかなるものか、という点が議論になった。

ここでの試みは、年金の水準による経験的なクラスター化であるが、エスピニン・アンデルセンの議論の通り、イギリスが自由主義型福祉国家に入った点は注目に値する。さらに、南欧のイタリアは、大陸諸国に吸収され、オセアニア諸国としてのオーストラリア、ニュージーランドがそれぞれ別々に分属することから、新たなクラスターを構成する必要はないことが分かった。また、日本は、低い水準から急速に社会保障の整備が進展したという点から、今後、いかなる方向に向かうか、注目する必要がある。

VII 結語

以上の暫定的な分析結果から、幾つかのことが明らかになった。

第一に、社会保障給付費の内訳により、その増加、変動のパターンが理解可能になった。さらに、第二に、その制度、部門間の関連、トレード・オフが明らかになったといえる。

第三に、クラスター化については、社会保険重視の大陸諸国を中心に、社会民主主義、自由主義の国家が組み合わさるという構造が、時系列的に相対的に安定していることが分かる。第四に、社会保障のパターンをみると、産業化、近代化の波及効果の変数とともに、政治的な要因も大きく関連し、また、限られた分析から、女性についての位置づけが明らかとなった。

第五に、年金についての時系列データによるク

ラスター分析の結果、その研究目的は異なるが、エスピニン・アンデルセンの類型とおおむね同様な結果が得られた。

このように、クロスセクショナルな分析結果、および時系列的なパターンを詳細に検討することにより、さまざまな知見を得ることができる。

注

- 1) ILO では、1994年から、また、定義が変わり、「機能別集計」を行っている（勝又 2002）を参照。なお、ここで使用したデータは、国立社会保障・人口問題研究所作成のデータ・ベースによる。データの出所は、ILO, *The Cost of Social Security, Assembled by Huber, H, et al, Comparative Welfare States Data Set, World Bank, World Development Indicators, IMF, Government Finance Statistics Yearbook*, など。
- 2) 福祉国家の研究方法は、(平岡 2000)を参照されたい。①近代化、産業化論による福祉国家発展の普遍化的説明、②ケインズ主義的福祉国家論と社会民主主義、ネオ・コーポラティズム、③福祉国家レジーム論、④福祉国家研究のジェンダー・アプローチ。
- 3) 社会保障費の制度別、社会保険等部門別状況（構成比）は、(三重野 1987)を参照のこと。そこでは、全世界について、どの比率が大きいかにより、タイプを分け、さらに、そうした比率と社会・経済・政治変数の相関分析を行っている。本稿は、その統編として位置づけられる。
- 4) なお、社会保険の比率と中道・カトリック政党への投票は、相関係数が、0.317、さらに年金とは、0.476を示している。これは、大陸諸国の中道・カトリック政党が、社会保険の充実と関係していることを示している。

参考文献

- Cochrane, A., Clarke, J., & Gewirtz, S. 2001. *Comparing Welfare States*. the Open University.
- Dixon, J. 1999. *Social Security in Global Perspective*. Praeger Publisher.
- Esping-Andersen, G. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Basil Blackwell Limited (= 2001 沢田憲美・宮本太郎訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房)
- 平岡公一 2001 「福祉国家研究における社会学的アプローチ」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際—福祉社会学研究入門』東信堂
- 勝又幸子 2002 「社会保障費用の国際比較—Outline of International Data on Cost of Social Security by ILO」『海外社会保障研究』第138号 pp.85-99

- 三重野卓 1984 「福祉と社会計画の理論—指標・モデル構築の視点から」白桃書房
- 三重野卓 1987 「社会保障給付費の加速化と国際的格差—その要因とパターン構造」『季刊社会保障研究』第22巻第4号 pp.404-425
- 三重野卓 1991 「民生費の趨勢と都道府県間格差—その規定要因とクラスター化」『DATABASE FORUM』第4巻第2号 pp.19-36
- 三重野卓 1993 「「生活の質」の差異—生活関連の費用とストック」直井優ほか編『日本社会の新潮流』東京大学出版会

- 三重野卓 1995 「社会保障のコスト・ストック・マンパワーの比較分析（上）（下）」『ESP』第277, 278号 pp.69-73, pp.70-74
- 下平好博 1985 「産業化と国家—先進国における収斂理論の妥当性をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会
- Wilensky, H. L. 1975. *The Welfare States and Equity: Structural and Ideological Roots of Public Expenditure*. University of California Press (= 1984 下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社)
- (みえの・たかし 山梨大学教授)

OECD19カ国における社会保障財源の国際比較

武川 正吾

■要約

1960年から1989年までのOECD19カ国を対象に、社会保障収入の財源構成に関する分析を行う。この間のOECD諸国の財源構成は比較的安定しているが、80年代以降、緩やかな変化も観察される。福祉国家レジームによって財源構成のありかや変化の仕方が大きく異なっている。社会保障給付費の額より財源調達の方法の方が環境変化の影響を受けやすい。

■キーワード

社会保障給付、財源構成、福祉国家レジーム、政府の大きさ

I 問題の設定

財源分析の意義

福祉国家が用いる社会政策の手段には給付的なものと規制的なものがある。社会政策の歴史の中では、前者の源流は封建制の解体過程で生まれた救貧法に、後者の源流は産業革命期に生まれた工場法に求めることができる。現在では、前者は、社会保障給付やその他の社会給付として制度化され、後者は労働基準政策や各種の差別撤廃政策などとして制度化されている。これらのうちのいずれを欠いても、福祉国家は成り立たない。

これまでの計量社会学の研究では、「規制国家としての福祉国家」に関する分析ではなく、「給付国家としての福祉国家」に関する分析が中心だった。社会支出に関する定量的データは比較的整備されており、給付の方が量的な把握がしやすかったからである。福祉国家に関する計量社会学の研究史のなかで古典的な位置を占めているWilensky(1975)も、社会保障費の対GNP比を被

説明変数とした分析だった¹⁾。

また社会保障給付に関する分析を行う場合にも、それは支出面での分析が主流を占めた。総額でどれくらいの社会保障給付費が費やされているか、どのような分野で社会保障給付費が費やされているか、といった点が、分析の中心となった。これはもちろん重要な問題である。しかし、それに劣らず重要なことは、社会保障給付を行うために、どれくらいの規模の財源がどのような方法で調達されているか、ということである。そもそも収入が確保されていなければ、支出を行うことはできない。ところが福祉国家の国際比較研究のなかでは、社会保障の収入面に関する分析はあまりなされてこなかったというのが実情である。

社保研プロジェクトと社人研プロジェクト

ところで、社会保障研究所(国立社会保障・人口問題研究所の前身)では、1984~85年度に「社会保障発展パターンの国際比較」という研究プロジェクトを実施しており、これがわが国における計

量社会学的な福祉国家研究の本格的な出発点となつた(富永 1987、1988; 平岡 1987; 三重野 1987; 武川 1987)²⁾。この発展パターン・プロジェクトのなかに、社会保障の収入に関する分析が含まれているが、これは、ある意味で例外だった。

この社保研プロジェクトによって得られた結論はいくつかあるが、そのうち社会保障収入に関する主要なものは、以下のとおりである。

- 社会保障の支出の大きさを説明するのは、Wilenky (1975) が明らかにしたように、経済発展水準、人口高齢化、制度の経過年数といった三つの変数であるが、これらの変数は、社会保障の収入(財源構成比)に関しては、決定的な説明力をもっていない。
- 政治的な変数は社会保障の支出の大きさを説明しない、というのが Wilenky (1975) の研究が明らかにしたもうひとつの重要な点であるが³⁾、社会保障の収入に関しては、政治的変数が一定の影響力をもっている。
- 政府の政治的性格(資本主義・社会民主主義・国家社会主義)によって、重点を置いている財源調達法は異なる。例えば、資本主義的性格の強い政府ほど、被保険者拠出や資産収入を好む傾向がある、国家社会主義的性格の強い政府ほど、被保険者拠出と資産収入を嫌う傾向がある、など。

社保研プロジェクトのフォローアップを行うことを一つの目的として、国立社会保障・人口問題研究所は、1998(平成10)年度から2000(平成12)年度にかけて、「転換期における福祉国家の国際比較研究」という研究プロジェクトを実施した。このプロジェクトでは、前述の社保研プロジェクトのメンバーが中心となった。

本稿は、社保研プロジェクトの成果を踏まえたがら、今回の社人研プロジェクトで作成した「国際比較マクロデータ」を用い、社会保障制度における収入面でのOECD19カ国を中心とした国際比較

分析を行うこととする。

社保研プロジェクトから社人研プロジェクトまでのあいだには、すでに15年の年月が経過している。この間に、福祉国家をめぐる状況も激変している。

第一に、1980年代に先進諸国は、共通して福祉国家の危機と再編を経験した(武川 1999)。社保研プロジェクトの時期は、危機と再編に重なっているが、当時利用可能な最新データは70年代までであり、危機と再編を反映した分析を行うことはできなかった。

第二に、80年代末から90年代初頭にかけて国家社会主義諸国が崩壊し、これらの国々は脱共産主義化の過程に入った(Deacon 1993)。このため当時の政府の政治的性格という変数は意味を失った。

第三に、80年代以降、世界はグローバル化の過程に入っており、これが福祉国家のありかたに対しても大きな影響を及ぼすようになっている(武川 1999、2002; Mishra 1999; 下平 2001)。

今日、これらの社会変動を視野に入れないで、福祉国家の国際分析を行うことはできない。とくに、今回の分析では、武川(1987)の「政府の政治的性格」といった変数に代えて、Esping-Andersen(1990)によって提唱された「福祉国家レジーム」という変数を導入した分析を試みる。

用いる変数

ILOの統計では、社会保障費の財源(収入)は、以下の6つに分類されている。国際比較マクロデータのなかには、社会保障収入に占める各財源の比率が収録されている。これらの財源構成比を本稿における従属変数として扱う。なお右側のアルファベットは変数名であり、今回のデータベースに由来する。

- | | |
|-----------|--------|
| • 被保険者拠出 | INCINS |
| • 事業主拠出 | INCEMP |
| • 社会保障特別税 | INCTAX |
| • 国庫負担 | INCSTA |

- 他の公費負担 INCPUB
 - 資産収入 INCCAP
- ただし、国庫負担、他の公費負担、社会保障特別税については、「国公費負担」として一括する。したがって、本稿では、以下の4つの変数が、分析の対象となる。
- 被保険者拠出 INCINS
 - 事業主拠出 INCEMP
 - 国公費負担 $INCGOV = INCTAX + INCSTA + INCPUB$
 - 資産収入 INCCAP

II 財源構成の概観と時系列

概観

OECD加盟各国の財源構成比に関する入手可能なデータは1960年から1989年までである⁴⁾。ここでは19カ国の1960、1965、1970、1975、1980、1985、1989の7カ年の財源構成比のデータを利用することにする。これらのデータの基本統計量の概要は、表1のとおりである⁵⁾。

表1は、国公費負担の割合が最も大きく、平均で43.4%となっており、次いで、事業主拠出(31.2%)、被保険者拠出(19.8%)、資産収入(4.0%)の順となっていることを示している。変動係数(標準偏差を平均値で除した値)でみると、資産収入が0.82と最も高く、その散らばりかたが他に比べて大きいことがわかる。被保険者拠出がこれに次ぎ、事業主拠出や国公費負担は同程度に低い。

表1 社会保障財源構成比の概要

	度数	平均値	標準偏差	変動係数
INCINS	132	19.8	12.1	0.61
INCEMP	132	31.2	15.8	0.51
INCGOV	130	43.4	22.5	0.52
INCCAP	132	4.0	3.3	0.82

財源構成の時系列変化

次に、社会保障財源構成比の時系列による変化をみておこう。図1は、1960年から1989年までの約30年間に財源構成比がどのように変化したかを示したものであるが、図1から、いくつかの点がわかる。

第一に、社会保障の財源構成は、この30年間に急激な変化を示していない。すなわち、国公費負担が4割台、事業主拠出が3割前後、被保険者拠出が2割前後、資産収入が数%という構造が維持されている。この時期のOECD諸国は、福祉国家の危機やグローバル化といった大きな環境変化のなかにあり、収入のありかたについても大きく変化してもよさそうに思われるが、財源構成は比較的安定しているのである。社会保障においても制度のInertiaが存在しているのだろうか。

しかし、まったく変化がないというわけではなく、若干の趨勢的变化を観察することが可能である。

第二に、1980年代以降、被保険者負担の割合が漸増の傾向にあり、事業主負担の割合は減少の

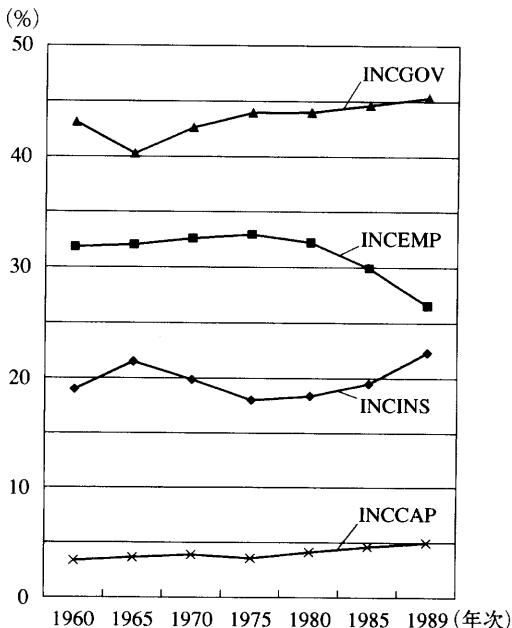


図1 社会保障財源構成比の推移

傾向にある。この趨勢がそのまま続いたとすると、両者は90年代に逆転したことになる。残念ながら、今回のデータベースでは、データの制約から、このことを確認することはできなかった。

1980年代は、今日のグローバル化が始まった時代であり、このことの影響がこうした変化に現れているのかもしれない。グローバル化にともなう、いわゆる「大競争」の中で、企業は生産費用削減にしのぎを削るようになる。このため、法定外福利費だけでなく、社会保険の事業主負担などの法定福利費についても圧縮をはかるようになる(Mishra 1999; 下平 2001; 武川 2002)。経済学者は、被保険者拠出も事業主拠出も労働費用として機能的に等価であると考えるが、両者の政治社会学的な機能は異なる。

第三に、資本収入が、予想に反して、微増の傾向にある。制度が成熟するにつれて、公的年金の財政方式は、積立方式から賦課方式へ移行すると一般には考えられてきた。積立金の減少は資産収入の減少を招くはずである。しかし、資産収入の割合はあまり変化していないどころか微増の傾向にある。有名なチリの実験(賦課方式から積立方式への移行)は80年代に始まったが(山田 1999)、それは、ここでのデータのなかに含まれていない。福祉国家の危機と再編のなかにおけるNew Rightの影響が現れているのかもしれない。

III 政府の大きさと財源構成

政府の大きさ、すなわち、社会保障の規模と財源調達の方法との間には何らかの関係があるだろうか。言い換えると、社会保障制度が成熟するにつれて、財源調達の仕方は変化するだろうか。大きな政府が好む財源調達方法はあるのだろうか。あるいは、小さな政府が好む財源調達の方法はあるのだろうか。

ただちに思いつく仮説は、

- ・「小さな政府」は、積立方式を維持しようとする

だろうから、資産収入を好む(仮説I)。

- ・「小さな政府」は、企業の活動の自由を重視するだろうから、事業主負担を減らす。反対に、大きな政府は、労働者の利益を守るために、事業主の犠牲によって、社会保障の充実を望むだろうから、事業主拠出を増やす(仮説II)。
- ・「大きな政府」は、国公費負担を好む。あるいは、国公費負担の増大によって、大きな政府が生まれる(仮説III)。

といったものである。データの制約から、これらの仮説をただちに検証することはむずかしい。また、80年代の社保研プロジェクトの結果でも、政府の大きさと社会保障の財源構成比については、あまり断定的なことは言えなかつた。

とはいえ、何もしないで判断保留というよりは、少しでも言えることを見つけだす方が生産的である。そこで次に、この点について、可能な範囲で推論を試みることにする。表2は、社会保障給付費の対GDP比と財源構成比とのピアソン相関係数を年次別に示したものである。

この表における各係数の符号に注目すると、いくつかの解釈を得ることができる。

第一に、被保険者拠出については、一貫した傾向を見いだすことができない。というより、両者は、無関係だと見た方がよいかもしれない。このことの政策的インプリケーションは、被保険者拠出の水準は国によって異なっているとはいえ、これを動かすことはむずかしいかもしれない、ということである。換言すると、被保険者拠出の引き上げによって社会保障給付の充実をはかることはむずか

表2 社会保障給付費の対GDP比と財源構成比との相関係数

	INCINS	INCEMP	INCGOV	INCCAP
1960	-0.06	0.32	-0.14	-0.42
1970	0.13	0.38	-0.27	-0.26
1980	-0.15	0.32	-0.11	-0.17
1989	0.08	0.16	-0.13	-0.09

しい、ということになる。

第二に、事業主拠出は一貫してプラスの値を示している。上記の仮説IIが正しいとすると、符号はプラスになるはずであるから、この結果は仮説IIと整合的である。言い換えると、社会保険料・給付費の増加は、事業主拠出によるところが大きいかもしれない。

大きな政府が社会民主主義的なイデオロギーに基づくものだとすると、(経済学者が言うように、社会保険料は企業にとって賃金の一部であるから、長期的には、総人件費のなかで調整されていくということはあるにしても)社会保障の費用は、労働者ではなく、事業主に負担させる傾向がある、ということであろう。反対に、小さな政府の方は、事業主の負担を回避しようとする。

ただし、こうした構造は、現在では、すでに変わっているかもしれない。というのは、89年の係数の値は、その他の年に比べて小さいからである。これは80年代における福祉国家の危機と再編の反映かもしれない。

第三に、国公費負担は、値は小さいが、その符号は一貫してマイナスの傾向を示している。これは、社会保障制度の規模が大きくなるにつれて、国公費負担の割合は低下する、あるいは、国公費負担の増加(税負担率の引き上げ)によって社会保障制度を拡大することには限界がある、ということを示唆する。予想に反して、上記の仮説IIIは支持されなかったわけである。

第四に、資本収入についても、一貫してマイナスの値を示している。これは仮説Iと整合的であって、小さな政府の方が資本収入を好むことになる。あるいは、社会保障の規模が大きくなるにつれて、資本収入によって財源をまかなうことがむずかしくなる、ということかもしれない。ただし、ここでも若干の留保が必要で、以上の点が、より当てはまるのは、1960年のデータについてであって、89年のデータでは、係数の値が極端に小さくなつており、そうし

た構造が変化している可能性もある。

以上の点を要約すると、次のようにになる。

社会保障の充実を、被保険者拠出や国公費負担の増加によって行うことには限界があり、これまでには、事業主拠出の引き上げによって行われてきた。しかし、80年代の福祉国家の危機と再編を経て、そうしたやり方も限界にきている。資本収入の増加による社会保障拡大への寄与は小さかったが、現在では、社会保障制度の規模の大きい国でも資本収入の増加をはかっているかもしれない。

とはいって、以上は、データの性質からして、暫定的な結論というよりは、データの解釈と推論によって得られた作業仮説と考えた方がよいものである。

IV 福祉国家レジームと財源構成

武川(1987)では、社会保障の財源構成と政治変数との関連をみるために、「政府の政治的性格」という変数を利用した。これは衛藤ほか(1979)に由来し、資本主義、社会民主主義、国家社会主義といった値をとる⁶⁾。しかし本稿では、冷戦終了後の情勢の変化を踏まえ、Esping-Andersen(1990)の提唱による「福祉国家レジーム」を説明変数として用いることにする⁷⁾。

彼によると、福祉国家は、脱商品化と階層化の基準から、自由主義、保守主義、社会民主主義、といった三つのレジームに分類することができる。OECD諸国をこの分類に当てはめると以下のようになる⁸⁾。

自由主義レジーム：オーストラリア、カナダ、アイル

ランド、ニュージーランド、イギリス、アメリカ

保守主義レジーム：フランス、ドイツ、イタリア、日本、スイス

社会民主主義レジーム：オーストリア、ベルギー、

デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン

レジーム別の特徴

IIおよびIIIで用いた1960年から1989年のデータを、福祉国家レジーム別に再集計したのが表3であり、その分散分析の結果が表4である。

これらの表から、福祉国家レジームによって財源構成がかなり異なっていることがわかる。

第一に、保守主義レジームは、被保険者拠出と事業主拠出の割合が他のレジームに比べて著しく高い。両者の合計が自由主義レジームでは4割弱、社会民主主義レジームでは5割弱となっているのに対して、保守主義レジームでは7割近くに達している。これらの数値は、このレジームの下での社会保障制度が社会保険中心であることを如実に物語っている。

また、保守主義レジームでは、事業主拠出だけで4割を占めていることにも注目すべきであろう。

保守主義レジームは「コーポラティズム・レジーム」と呼ばれることがあるように、そこでは社会保障が職域別に組織されることが多く、このレジームは人びとの福祉にとって職域団体の果たす役割が大きいことで知られている。事業主拠出の多さは、こうした点とも整合的である。

第二に、自由主義レジームは、他のレジームに比べると国公費負担の割合が高い。これは、税方式中心のオセアニア諸国が含まれているからであると思われる。自由主義レジームでは、資産収入の割合が高そうに思われるが、必ずしもそうなっているわけではない。というより、時間を捨象し全データを対象とした分析では、資産収入については、レジーム間の差は見られなかった。

第三に、社会民主主義レジームについてみると、やはり国公費負担の割合が高い。その割合は、自由主義レジームよりは低いものの、保守主義レジームよりはかなり高めである。ここで注意すべき

表3 福祉国家レジームと財源構成

福祉国家レジーム	INCINS	INCEMP	INCGOV	INCCAP
自由主義	15.9	23.3	56.2	3.5
保守主義	27.5	40.2	25.8	4.0
社会民主主義	18.2	28.5	48.6	3.7
合計	20.1	30.1	44.4	3.7

表4 福祉国家レジームと財源構成(一元配置の分散分析)

		平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
INCINS	グループ間	2799.6	2	1399.79	10.50	0.00
	グループ内	15335.7	115	133.35		
	合計	18135.3	117			
INCEMP	グループ間	5628.4	2	2814.20	12.70	0.00
	グループ内	25481.8	115	221.58		
	合計	31110.2	117			
INCGOV	グループ間	18421.1	2	9210.57	23.21	0.00
	グループ内	44846.0	113	396.87		
	合計	63267.1	115			
INCCAP	グループ間	3.5	2	1.76	0.16	0.86
	グループ内	1290.0	115	11.22		
	合計	1293.5	117			

は、自由主義と社会民主主義との財源構成における類似性である。Esping-Andersen (1990) の議論によれば、両者は脱商品化という観点からみて対照的な位置にあるから、社会保障の財源構成においても異なることが予想されるが、実際にはそうなっていなかった。これら2つのレジームのあいだでは、財源構成の相違ではなくて、社会保障制度の規模の相違の方が顕著といえる。

以上から、総じて言えば、次のようになるだろう。財源構成という観点から見ると、保守主義レジームが社会保険にバイアスがあるという点で他と著しく異なっている。自由主義レジームと社会民主主義レジームとでは、後者がより前者より社会保険の比重が大きいが、国公費負担の割合が大きいという点では共通であり、両者の相違は、財源構成ではなく社会保障給付の大きさの方にある。

財源構成の変容

以上は、時間を捨象した分析であるが、各レジームの財源構成が、この30年間に、どのように

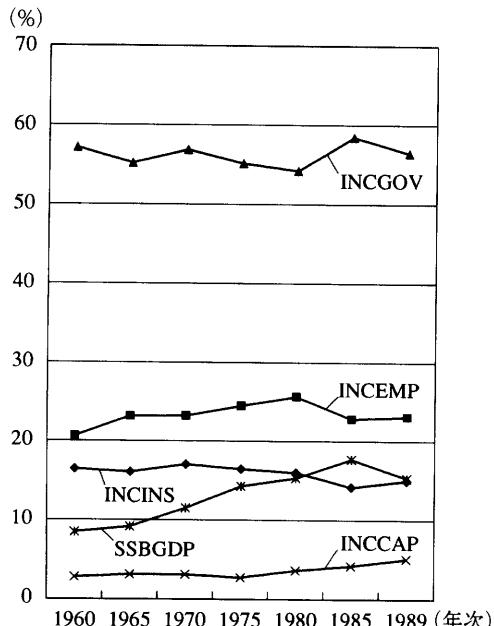


図2 自由主義レジームの財源構成

変化してきたかを見るため、以下に、図2、図3、図4を作成した。図中、SSBGDPは社会保障給付費の対GDP比である。

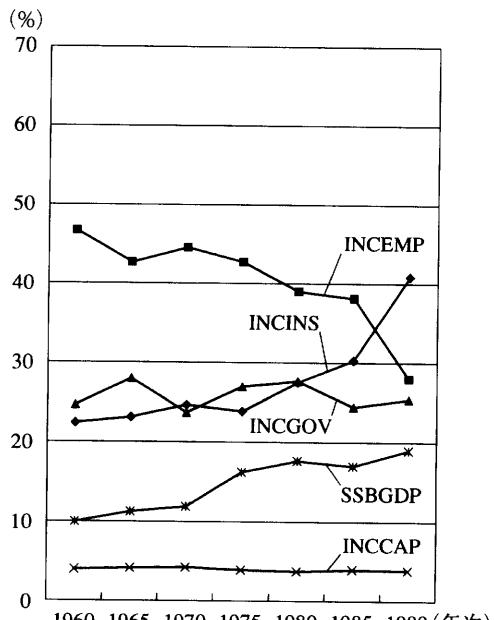


図3 保守主義レジームの財源構成

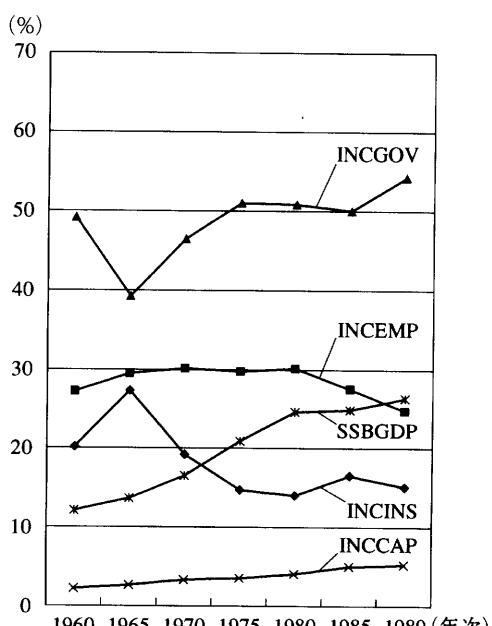


図4 社会民主主義レジームの財源構成

図2は、自由主義レジームにおける財源構成の推移をみたものであるが、これと図3および図4とを比較してみると、このレジームの財源構成が、他の2つのレジームに比べて比較的安定していることがわかる。とはいっても、いくつかの変化の趨勢もみられる。

第一に、社会保障給付費の規模が80年代前半までは漸増していたが、85年を境に微減に転じている。以前の水準に戻っているわけではないので、頭打ちとなったという方が適切かもしれない。この点は、80年代における自由主義レジームにおける福祉国家の危機と再編のありかた(武川 1999: chap. 2)と関係していると思われる。

第二に、資産収入の割合が80年代に漸増傾向となっている。この点も、この時代に自由主義レジームで民営化が進んだことと整合的である。

これに対して、図3から明らかなように、保守主義レジームの財源構成は自由主義レジームに比べて著しい変化を遂げている。

第一に、保守主義レジームでは、社会保障給付費の規模は一貫して増大しており、80年代になっても、この趨勢は逆転していない。

第二に、保守主義レジームの社会保険中心という性格は変化していないが、事業主拠出は一貫して増加しており、被保険者拠出は一貫して減少している。このため80年代後半に、両者は逆転してしまった。事業主拠出の大きさがこのレジームの特徴の一つであったが、福祉国家の危機と再編、そしてグローバル化を経た今日、そうした特徴は急速に崩れつつあるのかもしれない。

第三に、資産収入については、自由主義レジームと異なり、あまり変化していない。また国公費負担についても同様である。

社会民主主義レジームの財源構成も、図4からわかるように、60年代からの30年間に、相当な変化を遂げている。

第一に、70年代までは、社会保障給付費が順

調に増加してきたが、80年代に入ってからは、減少には転じてないものの、その伸び方は鈍化している。

第二に、このレジームでは国公費負担が、一時的な変動はあるものの、全体としてみれば、漸増の傾向にある。

第三に、保守主義レジームほど極端ではないが、社会民主主義レジームでも事業主拠出は減少の傾向にある。福祉国家の危機やグローバル化の影響は、社会民主主義レジームといえども免れてない、ということなのかもしれない。

第四に、自由主義レジームと同様、社会民主主義レジームでも資産収入が漸増している。

また、図2から図4を一瞥すると、各レジームに共通する事項が明らかとなる。それは社会保障給付費の変化のパターンと、財源構成の変化のパターンが異なっているということである。社会保障給付費はいずれのレジームでも共通して単調な趨勢を示しているが、財源構成の方は、資産収入の動きを例外として、概して多様性がある。

この事実は、支出の方が収入よりも制度のイナーシャが大きい、あるいは、財源構成の方が給付水準よりも社会変動に対して敏感である、ということを意味しているかもしれない。もし、この解釈が正しいとすると、社会保障制度の規模よりも、社会保障の財源調達の方法の方が政治的要因の影響を受けやすい、といった社保研プロジェクトにおける知見とも整合的である。

V 結論と考察

Wilensky (1975) の研究では、社会保障給付費の水準を決める要因としては、政治変数ではなく、経済発展、高齢化、制度の経過年数が重要な役割を果たした。しかし、その後の研究で、この点については、エラボレーションを要することが明らかとなった。

その第一は、先進諸国に限ってみると、社会保障給付費の規模の説明にとって政治変数が重要な意味をもつ、というものであり、Wilensky以降、この論点をめぐって多くの論文が生産された⁹⁾。

第二は、Esping-Andersen(1990)によるエラボレーションであり、社会保障給付費の量的特徴だけではなく質的特徴(脱商品化と階層化)についても、政治変数(福祉国家レジーム)は説明力をもつというものである。

社保研プロジェクトにおける武川(1987)のエラボレーションは、社会保障給付費(の規模)を説明する変数が、必ずしも社会保障の財源構成を説明せず、収入に対しては、政治変数の方が説明力をもっている、というものであった。

本章における分析結果も、政治変数の説明力を再確認するものとなった。政府の規模や福祉国家レジームと社会保障の財源構成とは十分な関連性をもっていることが明らかとされた。その意味で、今回の分析も、上述のエラボレーションの延長上にあることになる。

また、今回は、社会保障の給付水準と財源構成についての関連についての分析も行ったが、社会保障制度の成熟の度合いと財源調達の方法には関連がありそうだという推論と解釈を提示した。ただし、ここで用いられたのは探索的方法であり、ここでの言明はまだ作業仮説の域を出ていない。

OECD諸国を全体としてみると、この30年間の財源構成は、それほど大きな変貌を遂げていなかった。しかし、そこに政治変数を導入すると、今まで隠れていたものが現れてくる。すなわち、福祉国家レジームによって、財源構成の変化の趨勢が、かなり異なっているからである。さらに給付より財源構成の方がその変化の仕方が大きい。

とくに1980年代に入ってから、各レジームとも、財源構成という点で、70年代までとは異なった動きを示している。しかも各レジームの変化のベクトルは別々の方向を示している。

これは、福祉国家の危機と再編、および、グローバル化が、OECD諸国における社会保障の財源構成の変化にも影を落としていることを意味すると思われるが、それだけでなく、レジームによって、そうした変動の受け止め方が同じではなかった、言い換えると、こうした変動への適応の仕方がレジームによって異なっていた、ということを示している。しかも、給付より拠出の方が、こうした変動に対して敏感であった、ということを示唆する。少なくとも80年代までは。

注

- 1) 90年代以降では、Esping-Andersen(1990)が、福祉国家研究に大きな影響を及ぼしてきているが、これも公的年金など所得保障に関する分析が中心である。もっとも、彼の場合には、脱商品化といった視点を導入することによって、社会支出の総額だけでなく、その効果に関する定性的分析も行っている。
- 2) また、このプロジェクトの追試と追跡調査を行ったものとして、藤村(1999)がある。また、埋橋(1997)もまた、計量的方法による比較福祉国家研究である。
- 3) その後の研究で、先進諸国に限ってみると、政治的要因が社会保障給付費の大きさに対して一定の役割を果たしていることが認められるようになったが、第三世界を含む世界全体を母集団にして分析すると、Wilensky(1975)の結論は依然として正しいようである(下平 1985)。
- 4) OECD19カ国は、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデン、イス、イギリス、アメリカである。
- 5) ここで度数が133(=19×7)となっていないのは、ベルギーの1989年が欠損値となっていることと、アイルランドの1960年と1965年の国公費負担が不明なためである。
- 6) この変数の作成方法については、武川(1987:48)を参照。
- 7) 福祉国家を、資本制との関係で脱商品化という変数から類型化したのが、Esping-Andersenの福祉国家レジームであるが、福祉国家の分析視角はこれだけではなく、家父長制との関係でジェンダー化といった変数から類型化することも可能であるし、こうした分析もすべきである。しかし今回はデータの制約から断念した。
- 8) 福祉レジームは、Esping-Andersen(1990)のTable 2.2
The rank-order of welfare states in terms of combined

- decommodificationに基づいて作成。
- 9) これらの論文のいくつかは、下平(1975)に引用されている。

引用文献

- Deacon, Bob. 1993, "Developments in East European Social Policy", Jones, C., ed., *New Perspectives on the Welfare State in Europe*, London: Routledge
- Esping-Andersen, G. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity (= 2001 岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- 衛藤瀧吉ほか 1979 『戦後世界データハンドブック』世界経済情報サービス
- 藤村正之 1999 『福祉国家の再編成—「分権化」と「民営化」をめぐる日本の動態』東京大学出版会
- 平岡公一 1987 「社会保障発展の趨勢分析」「季刊社会保障研究』22(4): 389-403
- 三重野卓 1987 「社会保障給付費の加速化と国際的格差—その要因とパターン構造」「季刊社会保障研究』22(4): 18-39
- Mishra, Ramesh. 1999, *Globalization and the Welfare State*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing
- 下平好博 1985 「産業化と福祉国家—先進国における収斂理論の妥当性をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会 57-94
- 下平好博 2001 「グローバリゼーション論争と福祉国家」「明星大学社会学研究紀要』(21): 57-77
- 武川正吾 1987 「社会保障財源の国際比較分析—社会保障負担の政治的要因」「季刊社会保障研究』23(1): 78-93
- 武川正吾 1999 『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版会
- 武川正吾 2002 「グローバル化と福祉国家」小倉充夫・梶田孝道編『グローバル化と社会変動』東京大学出版会 121-150
- 富永健一 1987 「社会保障の決定要因—福祉国家の普遍主義的解釈」「季刊社会保障研究』23(1): 108-121
- 富永健一 1988 「日本産業社会の転機」東京大学出版会
- 埋橋孝文 1997 「現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望」日本評論社
- Wilensky, Harold L. 1975, *The Welfare State and Equality: Structural and Ideological Roots of Public Expenditures*, Berkeley: University of California Press (= 1984 下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社)
- 山田晋 1999 「世界銀行の年金戦略」「明治学院論叢』(628): 101-155
(たけがわ・しょうご 東京大学助教授)

福祉国家発展の時系列データ分析

— pooled time-series data の利用 —

織田 輝哉

■ 要約

福祉国家のマクロな数量的分析の一つの重要な課題として、福祉国家化がどのような要因によって引き起こされるのかというテーマがある。従来の分析においては、これは主として国を単位とする横断的データを用いて行われてきた。本論文では、従来研究の成果を概観するとともに、「転換期における福祉国家の国際比較研究」プロジェクトで整備した時系列データを利用して、横断的データによる分析の異時点間比較、各国ごとの時系列分析、pooled time-series data の分析を行い、福祉国家発展の要因分析を時間的推移の中でとらえることを試みる。

■ キーワード

福祉国家化、数量的分析、pooled time-series data

1. 福祉国家発展のマクロデータ分析

福祉国家の発展を数量的に分析しようとする場合、「福祉国家化」を、広義の社会福祉に対して、国家がより多くの資源を配分することととらえ、操作的指標として、例えば社会保障費の対GNP比あるいは一人当たり社会保障給付費等を用いることができる。福祉国家化を近代化・産業化のプロセスの一環としてみて、高度な近代化・産業化は福祉国家化を必然的に伴うという収斂説の立場をとるならば、近代化・産業化の諸指標と、福祉国家化とは当然高い相関を持つ、ということになるだろう。すなわち、福祉国家化は全体社会システムの近代化プロセスの一環としてとらえられ、工業化・都市化・核家族化等との高い相関を持つことになる。一方、福祉国家の危機が叫ばれ、サッチャリズムやレーガノミックスなどの新自由主義的政策によって、福祉国家の再編が進んでいく中で、むしろ福祉国家の多様化・拡散に着目して、エスピング＝アンデルセン(Esping-Andersen 1990)のように福祉

国家の類型化を目指す試みも�くなっている。エスピング＝アンデルセンは、先進資本主義国における福祉国家は3つのレジームにクラスター化しているという。すなわち、自由主義的福祉国家、コーポラティズム的福祉国家、社会民主主義的福祉国家である。このような類型を分けるのは脱商品化指標(人々が労働を商品として市場で売らなくても生活できる程度)と階層化指標(福祉サービスの享受において階層性が存在する程度)である。もちろん、異なった基準を用いることで異なった類型化が可能になるのではあるが、いずれにせよ一枚岩の福祉国家観から多様性へという方向性を見ることができる。

さて、長期的・歴史的な視点で見た場合、近代化・産業化の高度な展開が、福祉国家化をもたらすということはほぼ首肯できるところである。前近代社会において家族・親族組織によって担われていた福祉的機能が、近代化に伴う伝統的親族集團の崩壊によって、充足し得なくなったとき、機能的

代替物としての公的福祉諸制度が成立していった。そして、近代化の進展とそれに伴う市場メカニズムの範囲の拡大とともに、福祉制度を維持するための費用も増大していったのである。しかしながら、欧米および日本を含む先進国の経験に基づくこのような長期的トレンドについて的一般化については、ある程度共通認識が出来上がっているとしても、次のような問題は今なお重要な解明すべき課題として存在する。すなわち、(1) 欧米先進国は確かに福祉国家化の道を進んできたが、にもかかわらずその内部でかなりの程度の種差が存在している。近代化の程度という要因をコントロールしてもなお残るこのような先進国内部での相違はいったいどのようなメカニズムによって決まっているのか。(2) 近代化・産業化に伴って福祉国家化が進展する、という命題はある一時点での各国のマクロデータを用いた、横断的データによる分析によって検証されてきた。だが、これは、厳密に言えば、時間的な変化のパターンを表しているというよりは、現時点での近代化の度合いと福祉国家化の度合いの相関関係の布置を示しているにすぎない。例えば、今日の発展途上国において将来近代化が進んだとして、今日の先進国のように福祉国家化が進むかどうかは厳密に言えば予測できない。今日の近代化・産業化の度合いと、福祉国家化の度合いの相関は、歴史的経緯・地理的要因・模倣効果・等々によるのかもしれない。時間的変化の中での因果関係を見ようとするならば、時系列データを用いた分析が必要となる。

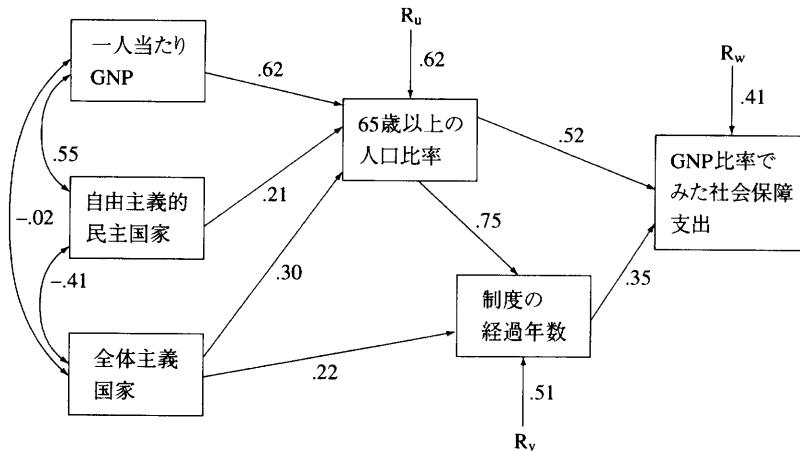
そこで、本稿では、従来の横断的データに基づく分析の結果を再確認するとともに、時系列データを用いた、福祉国家化の要因分析を行う。特に、どうしてもマクロデータ分析においては不足してしまうケース数の問題を解消するために、pooled time-series dataを用いた分析を行い、時間的経緯の中での福祉国家化の要因分析を行うこととしたい。

2. 従来の福祉国家化の分析例

従来の福祉国家化の要因分析においては、被説明変数である福祉国家化の度合いとして、社会保障費の対GNP比・一人当たり社会保障給付費等を用い、説明変数としては、経済発展度（一人当たりGNP等）、民主化の度合い、政治体制、労働組合の力、高齢化率、近代化指標（都市人口比率、工業労働人口比率等）などを用い、国民国家単位のマクロデータを利用して分析が行われてきた。ここでは、いくつかの分析例を取り上げて、そこで明らかになってきた命題を確認しておこう。

まず、このようなマクロデータによる福祉国家の分析の嚆矢とされるのが、Cutright (1965) である。この論文の中でカットライトは国家間で比較可能な社会保障水準の指標（5つの社会保障プログラムの経験年数の和）を作成すると同時に、先進国から発展途上国までを取り混ぜた76カ国のデータを用いた分析で、社会保障水準と、エネルギー消費（近代化の指標）の相関が極めて高く、また、都市化・識字率・政治的代表性との相関も高いことを示した。

Wilensky (1975) では、被説明変数は、社会保障費の対GNP比が用いられ、分析もパス解析によって多変量間の因果関係を解明する、という手法をとっている。データは1966年の、先進国から発展途上国を含む、64カ国の横断的データを用いている。ここで、近代化・産業化と福祉国家化という点で重要な分析結果を取り上げると、図1 (Wilensky (1975) の図1) のようになる（使われたデータは60カ国分である）。すなわち、一人当たりGNPで表される経済発展の度合いは、65歳以上の人口比率で示される高齢化率に影響を及ぼす。また、自由主義的民主国家・全体主義国家という政治体制のダミー変数は高齢化率に影響を及ぼし、さらに全体主義国家のダミー変数は、制度の経過年数に影響を及ぼす。そして、高齢化率は、社会保障費の対GNP比によって表される福祉国



注: 実線は、有意水準5%以下の関係を示している。なお有意な関係をもたない経路は省略してある。

図1 ウィレンスキーの社会保障支出の因果モデル (Wilensky 1975=1984: 66)

家発展の度合いに、直接影響を及ぼすとともに、制度の経過年数にも影響を及ぼし、制度の経過年数がさらに、福祉国家発展の度合いに影響を及ぼす、という関係になっている。ここで、偏回帰係数の大きい経路を参照すると、経済発展が、高齢化を媒介し、さらに一部制度の成熟も経由して福祉国家化の進展を促している、ということが読み取れる。ウィレンスキーは、このような一般的の傾向としての経済発展による福祉国家の収斂メカニズムを示すとともに、先進国内部での多様化についても着目し、労働組合の強さ・租税の負担感・不公平感などによって分化している可能性を指摘している。

ウィレンスキーの研究の流れを受け継いで、今回のプロジェクトに先行する社会保障研究所のプロジェクト「社会保障発展パターンの国際比較」の中で行われた、主として回帰分析を用いて行われた分析を次に取り上げる。三重野(1987)は、社会保障給付費対GDP比を高齢化率・都市人口比率・農業人口比率等に単回帰させ、1965年・70年・75年・77年・80年の各時点での比較を行っている。その結果から、各単回帰分析の切片および傾きが次第に増加していく傾向を認め、これを

先進国が次第に福祉国家化程度を高めていくのに対し、非先進国が停滞してしまっているため、と解釈している。また、1970年時点(37カ国)と、1977年時点(17カ国)で、高齢化率・工業労働人口比・平均世帯規模を説明変数とし、社会保障給付費対GDP比を被説明変数とする重回帰分析を行い、1970年時点では、その3つすべてが、また1977年時点では高齢化率と平均世帯規模が有意な影響を及ぼしており、福祉国家発展の産業化仮説(収斂説)が検証されたと結論付けている。

さらに同プロジェクトのデータを用いて分析した富永(1988)では、1970年の27カ国、1977年の16カ国のデータによるパス解析を行い、1970年時点では、一人当たりGDPと非農業人口比とが高齢化率に影響を及ぼし、さらに、一人当たりGDPと高齢化率が一人当たり社会保障給付費に影響を及ぼすというパスが有意であり、また1977年時点でも同様のメカニズムが妥当していることを見出している。そして、産業化に伴う福祉国家化の発展という収斂説とともに、その媒介要因としての高齢化と、家族・親族機能の弱体化を指摘している。

その後、藤村(1999)は、OECD加盟の先進国のデータを用いてパス解析を行っている。1960年

データの分析では、一人当たりGDPと地域ダミー(社会保障の伝統があるヨーロッパ諸国か否か)が、老人人口比に影響を及ぼし、老人人口比と一人当たりGDPがともに社会保障制度の経過年数に影響を及ぼし、さらに、それが社会保障のGDP比に影響を及ぼすとしているが、1983年データの分析では、経過年数に至るまでは同じだが、経過年数から社会保障GDP比へのパスが有意ではなく、先進国においては、もはや収斂説が当てはまらないのではないか、という疑問を提示している。

以上、必ずしも網羅的ではないが、従来の福祉国家発展の要因分析を考える上では有効と思われる既存研究を取り上げてきた。これらの分析から一応の共通理解として出てきたことは、低開発国から先進国までを含むような幅広いサンプルを対象とした場合、近代化・産業化・経済発展等々と、福祉国家の発展は明確に関連性を持っている、ということ、その際、高齢化の進展という媒介要因が重要な位置を占めている、ということであろう。これらは、長期的な近代化における福祉国家の収斂傾向が存在するということを示している。しかしながら、サンプルを先進国に限った場合、それほど単純な関係を見いだすことはできず、福祉国家の多様化の進展によって、さまざまな類型が並存している、つまり拡散傾向が見いだされるようになっている、というのが現状であろう。

さて、このような現状を踏まえて、先ほども取り上げた藤村(1999)では、福祉国家のマクロデータ分析の問題点が次のように指摘されている。すなわち、(1)対象国家の範囲をどうするかという問題。先進国のみ(OECD加盟国など)を対象とするか、すべての国家を対象にするのか、対象国家の選び方によって、分析結果も大きく異なってくるし、結論も異なるものになる。(2)分析に用いるデータが一時点のクロスセクションデータか、時系列データか、という問題。クロスセクションデータの利用は、さまざまな発展段階の国々を福祉国家発展の

流れにそって一列に並べることになるが、それで、ある特定の国の時間的変化を予測できるのかという問題である。(3)社会保障の水準を何によって測定するかという問題。しばしば用いられる対GDP比の場合、GDPの伸びの大きい国は、たとえ社会保障給付費が増加傾向にあったとしても、経済発展が停滞している国よりも、福祉国家化の指標という点では過小評価されることになる。(4)政治的要因の問題。政治的要因は重要性が高いにもかかわらず、数量化が難しいということで、十分に分析に取り入れられてこなかった。以上の諸点である。

以下では、藤村の指摘も踏まえながら、まず今回作成したデータベースを用いて、従来の横断的データによる分析を行い、最新のデータによって諸命題を確認し、さらに時系列データを用いた分析を試みる。

3. 「国際比較マクロデータ」に基づく分析

今回の『転換期における福祉国家の国際比較研究』プロジェクトで作成したデータベースは、152カ国について、1949~97年にわたる社会保障関連のデータを収集している。ここでは、各年次の詳細なデータが得られるという本データベースの特性を生かすことを目指し、時系列データをうまく利用することによって、懸案事項を解明していく手掛かりとしていきたい。

3.1 複数時点でのクロスセクショナルな分析

前述の三重野(1987)、藤村(1999)などでも行われていたが、横断的データ分析を行いつつ、それを複数の時点で行うことによって、時点間比較を行い、因果メカニズムの変化を明らかにしていく、という時系列データの利用法を考えてみよう。ここでは、被説明変数を「社会保障給付費対GDP比」(福祉国家化の指標)とし、説明変数を「65歳以上人口比」(高齢化の指標)、「農業労働人口比」(工業化の程度の指標)・「都市人口比」(近代化の

程度の指標)・「国家予算国防費比率」(公的支出内で競合する支出項目)として、重回帰分析を行った。国家予算国防費比率については、それを導入したモデルIと導入しないモデルIIとを推計している。そして、複数時点ということで、1960年・65年・70年・75年・80年・85年・90年のそれぞれの時点について、同様の分析を行う。さらに、対象国として、すべての国を対象にする分析と、先進国(OECD加盟国¹⁾)を対象にする分析とを別に行うこととした。

分析の結果は表1・表2に示すとおりである。はじめに、すべての国を対象にした分析を見てみ

よう。まずいえることは、すべての時点で一貫して高齢化率が社会保障給付費対GDP比を強く規定しているということである。これは福祉国家発展の収斂仮説と一致する。一方近代化指標としての都市人口比は85年時点以前では統計的に有意だが90年時点では有意ではない。これには、発展途上国における都市のスプロール化のような現象によって、都市人口比が必ずしも近代化のよい指標たり得なくなっている(発展が停滞した国においても農村から都市への人口流入が進んでしまう)、ということがかかわっている可能性がある。さらに、農業労働人口比については、収斂説では、符号が

表1 社会保障給付費GDP比の回帰分析(全ての国を対象)

(非標準化偏回帰係数)

	R ²	65歳以上 人口比	農業労働 人口比	都市人口比	国家予算 国防費比率	N
1970年	0.816	0.811***	0.076	0.233*	—	56
1980年 I	0.856	0.872***	0.428***	0.508***	-0.088	53
	II	0.836	0.872***	0.344***	0.440***	76
1985年 I	0.836	0.874***	0.225	0.312**	-0.051	60
	II	0.816	0.855***	0.222**	0.323***	100
1990年 I	0.810	0.885***	-0.091	0.052	0.130	50
	II	0.789	0.858***	0.189	0.289	28

注:有意水準 * 10%, ** 5%, *** 1%

表2 社会保障給付費GDP比の回帰分析(OECD諸国)

(非標準化偏回帰係数)

	R ²	65歳以上 人口比	農業労働 人口比	都市人口比	国家予算 国防費比率	N
1960年	0.614	0.294***	0.164	0.348	—	21
1965年	0.664	0.760***	0.050	0.199	—	25
1970年	0.685	0.697***	-0.009	0.283	—	24
1975年	0.662	0.638***	-0.086	0.277	—	24
1980年	0.669	0.717***	0.099	0.375*	—	24
	0.783	0.680***	0.107	0.415**	-0.260*	19
1985年	0.575	0.829***	0.205	0.266	—	25
	0.685	0.777***	0.133	0.283	-0.235	20
1990年	0.342	0.563*	0.034	0.318	—	16
	0.661	0.430	-0.358	-0.008	-0.723*	9

注:有意水準 * 10%, ** 5%, *** 1%

負になる(農業労働人口比が低いほど社会保障給付費対GDP比が高くなる)はずだが、80年・85年時点では、正で有意になっている。工業化の(逆符号の)指標として導入した農業労働人口比と福祉国家化との関連が不明瞭になっている理由としては、この指標が高齢化率と強く関連し、単独ではほとんど影響がなくなっている(むしろ、高齢化率を経由して社会保障給付費対GDP比に影響を間接的に及ぼしていると思われる)ということがまず考えられる。さらに、農業労働人口比が大きいということは、工業化が停滞しているということを含意し、一次産品の価格の世界的な低迷等を考慮すれば、GDPが伸びない要因になり得る。ここで、高齢化率・都市人口比をコントロールしてしまうと、負の効果は消え、社会保障給付費対GDP比の、分母を小さくすることによる正の効果のみが残る、というメカニズムが考えられる。ここでは、先ほどの藤村(1999)の指摘にあった、測定指標としての社会保障給付費対GDP比の問題も浮き彫りになってくる。

次に表2のOECD諸国を対象にした分析を見てみよう。まず指摘できるのは、すべての国を対象にした分析に比べて決定係数(R^2)が小さい、ということである。これは、先進国内での社会保障給付費対GDP比の散らばりが、ここで用いた近代化・産業化を示す指標によって説明される度合いが小さいことを示している。次に、85年までは、一貫して高齢化率の係数が大きいが、90年になると、対象国の数が減少したこともあり、説明力が弱まっている。さらに、農業労働人口比・都市人口比はほとんど説明力を持たない。以上からわることは、OECD諸国ではすでに一定水準まで経済発展が進んでいるため、経済発展レベルよりも、むしろ65歳人口のような直接給付費を左右する変数が有効である、ということ、また、社会保障費の予算規模の拡大が他の項目と競合するようになるためか、国家予算国防費比率もわずかではあるが負

の影響を持つことがわかる。

以上をまとめると、発展途上国を含めたすべての国を対象とする場合、収斂説が妥当する可能性は高い。これは時点間でもある程度一貫している。経済発展にともなって、近代セクターの国民が増え、平均寿命の伸びにより高齢者が増加して、社会保障給付費が増大していく。だが、OECD諸国の場合、すでに経済発展が一定水準に達しているため、その中の変動は他の要因に求めざるを得ない。

3-2 国別の時系列データの分析

時系列データを用いる方法として、次に、国ごとに時系列分析を行うことで、時間的経緯の中での因果関係をとらえることを考える。ここで、対象国は、OECD加盟国から、時系列が途中で途切れていったり、年次が少なすぎるものを除いた20カ国(チェコスロバキア・西ドイツ・ギリシャ・アイスランド・韓国・メキシコ・ポーランド・ポルトガル・スウェーデンは除く)とした。ここでも、被説明変数は社会保障給付費対GDP比とし、説明変数は、65歳以上人口比、農業労働人口比、都市人口比とする。時系列データの年次は、1967~90年である。ただし、国によってはデータの入手可能性により短期間になる場合がある。

さて、まずラグ変数(1年前の社会保障費対GDP比)を含まないモデルによる分析を見てみよう(表3)。これは、各年次のデータをそれぞれ一つのケースとして分析するものである。自己相関がなければ、分析結果はそのまま解釈できるので、DW比²⁾(ダービン=ワツソン値)によって、一次の自己相関の有無を検定している。

ここで、一次の自己相関がない、という帰無仮説が棄却されないのは、カナダとニュージーランドのみである。まずカナダについては、農業労働人口比のみマイナスで有意である。すなわち、農業労働人口比減により社会保障給付費GDP比が増加するという関係にある。これは、収斂仮説と合

表3 社会保障給付費GDP比の時系列回帰分析

① ラグ変数を含まないモデル

(非標準化偏回帰係数)

	R ²	65歳以上人口比	農業労働人口比	都市人口比	DW比
オーストラリア	0.594	1.298	1.847	1.386	0.703**
オーストリア	0.928	-0.061	-0.428	-0.876***	0.910**
ベルギー	0.951	-0.954**	-2.961***	-1.102*	1.307*
カナダ	0.834	-0.867	-1.890**	-0.155	2.465
デンマーク	0.951	-0.440	-0.804	-2.210	1.322*
フィンランド	0.947	-2.078	-3.325**	-0.298*	1.004**
フランス	0.859	-0.140	-0.485*	0.547*	0.556**
ハンガリー	0.871	0.713***	1.823*	2.115**	1.631*
アイルランド	0.953	-0.483***	-0.600	0.005	1.104**
イタリア	0.334	2.899***	2.236*	0.691	1.322*
日本	0.945	-0.450*	-2.334***	-0.991***	0.873**
ルクセンブルグ	0.867	0.523***	1.968***	2.451***	0.706**
オランダ	0.926	-0.012	-0.383	0.613***	0.442**
ニュージーランド	0.801	0.912***	1.362**	1.341***	2.211
ノルウェー	0.684	6.284**	13.828**	8.493***	1.389*
スペイン	0.951	-1.106	-0.998	0.981	1.268*
スイス	0.704	0.473	-1.654	-1.394**	0.993**
トルコ	0.781	1.019***	1.952**	2.941***	1.190*
イギリス	0.820	1.184***	0.261	-0.044	0.558**
アメリカ	0.856	-1.604***	-2.933***	-0.607**	1.283*

注：偏回帰係数 有意水準 * 10%, ** 5%, *** 1%

DW比 *5%水準でどちらともいえない, **5%水準で棄却

致するものである。一方、ニュージーランドについてみると、65歳人口比・農業労働人口比・都市人口比すべてがプラスで有意である。65歳以上人口比・都市人口比については、収斂仮説の予測と合致するが、農業労働人口比については、逆である。先に述べた、農業労働人口比減少はGDPを押し上げる、という効果によって社会保障給付費対GDP比が減少するというメカニズムが可能性としては考えられよう。

次に、一次の自己相関が無い、という帰無仮説が棄却される場合、すなわち、自己相関がある場合を見よう。これには、10カ国が該当する。ここでは、ラグ変数(1年前の社会保障給付費対GNP

比)を説明変数として加えたモデルを見てみよう(表4)。これによると、オーストラリア・オーストリア・フィンランド・日本・オランダ・スイスの6カ国は、ラグ変数以外の説明変数は有意でなくなる。前年度の水準に縛られる度合いが強く、ここにあげた近代化・産業化・高齢化の指標としての説明変数は、ここで扱っている期間においては、あまり影響しない、ということになる。他の国について見ると(それぞれラグ変数は有意である)、フランスは農業労働人口比が正で有意であり(収斂説と逆符号となる)、アイルランドは65歳以上人口比がマイナスで有意(収斂説と逆、ただし弱い)、ルクセンブルグは65歳以上人口比がプラスで有

表4 社会保障給付費GDP比の時系列回帰分析

(2) ラグ変数を含むモデル

(非標準化偏回帰係数)

	R ²	65歳以上人口比	農業労働人口比	都市人口比	社会保障給付費GDP比(1年前)
オーストラリア	0.840	1.018	1.283	0.722	0.590***
オーストリア	0.974	0.071	0.151	-0.519	0.585**
ベルギー	0.964	-0.154	-1.013	-0.484	0.593**
カナダ	0.813	-1.047	-2.271**	-0.209	-0.187
デンマーク	0.949	-0.552	-0.589	-0.528	0.408*
フィンランド	0.954	-1.686	-2.299	-0.098	0.459**
フランス	0.940	-0.031	0.683**	0.376	1.282***
ハンガリー	0.870	0.581**	1.489	1.673	0.262
アイルランド	0.961	-0.231*	1.393	1.669	0.515**
イタリア	0.423	1.542**	1.415	0.050	0.323
日本	0.976	-0.199	-0.270	0.114	0.812***
ルクセンブルグ	0.943	0.321***	0.583	0.675	0.647***
オランダ	0.972	-0.257	-0.218	0.183	0.841***
ニュージーランド	0.788	1.138**	1.476**	1.010**	-0.105
ノルウェー	0.695	5.305*	11.891**	7.152**	0.336
スペイン	0.950	2.445	4.342	1.744*	1.255**
スイス	0.753	-0.556	-1.804	-1.031	0.214**
トルコ	0.791	0.777**	1.733**	2.458**	0.383*
イギリス	0.934	0.362	0.463**	0.059	0.977***
アメリカ	0.857	-1.560**	-2.072**	-0.203	-0.489*

注:有意水準 *10%, **5%, ***1%

意(収斂説と合致)、イギリスは農業労働人口比がプラスで有意(収斂説と逆)、という結果になっている。

さらに、帰無仮説が棄却できるかどうか、どちらともいえない場合に該当する8カ国(ベルギー・デンマーク・ハンガリー・イタリア・ノルウェー・スペイン・トルコ・アメリカ)について見てみると、結果はそれぞれの国でまちまちだが、ノルウェー・トルコのように、どちらにせよすべてがプラスで有意の国、唯一65歳以上人口比が5%水準でマイナスのアメリカが特徴的である。

全体的に見ると、国単位の時系列分析では、クロスセクショナルな分析ほど明確に、説明変数の影響が読みとれなくなる。これについては、1967

年以降のデータを用いるということで、すでにある程度の経済発展・近代化が進展してしまった後のデータである、ということが大きな要因として考えられよう。また、ラグ変数をいかに解釈するか、ということも重要であるので次で論じよう。

3-3 ラグ変数の解釈

ラグ変数がモデルに含まれるケースとしては、(1) 分布ラグモデル、(2) 部分調整モデル、(3) 適合的予測モデル、(4) 合理的期待モデルをあげることができる(伴・中村・跡田、1988)。このうち、分布ラグモデルは、過去の要因が時間的に減衰しながら影響を及ぼすようなモデル、適合的予測モデル・合理的期待モデルは例えば消費者の予測所得

のようなものを仮定するモデルなので、この場合は当てはまらないと考えられる。

部分調整モデルは、調整にある程度時間がかかるというモデルで、例えば、高齢化率が上昇しても直ちに社会保障給付費が増加せず、遅れが生じるというものである。

「調整関数」は次のように表される。

$$C_t - C_{t-1} = \phi (C_t^* - C_{t-1}) + u_t$$

ここで、 C_t^* が被説明変数の最適水準、 ϕ は調整速度 ($0 < \phi < 1$) である。

C_t^* はラグ変数以外の説明変数によって決まるすれば、

$$C_t^* = \alpha + \beta X_t$$

これを上の式に代入すると、

$$C_t = \alpha \phi + \beta \phi X_t + (1 - \phi) C_{t-1} + u_t$$

となる。よって、ラグ変数の係数の意味は、 $1 - \phi$ であるから、その期の間には調整しきれない割合ということになる。このような視点で表4を見ると、日本・オランダ・イギリスなどが、ラグ変数の係数が大きく、説明変数の変動への対応がゆっくりしか進まない、という解釈ができる。制度設計が、ニーズに対応して自動的に支出が増えるようになっていれば、遅れなく調整されるだろうが、一般には、制度改正には法整備など一定の時間がかかるはずであるから、ラグ変数の係数が大きくなることは予測可能性の範囲内であろう。ただ、それでも、 β に関しては収斂説が当てはまっている限りは、予測と一致する符号となるはずだから、やはり経済発展・近代化の指標が持つ意味が先進国では弱くなっているということはいえるだろう。

4. Pooled time-series data の分析

最後に、国別のデータを合わせて時系列とクロスセクションを同時に分析することにより、時間的推移と国の違いによる変動を同時に取り込むために、pooled time-series data 分析を行う。用いるデータとしては、各国のデータを時点ごとでばらば

らにし、それをすべての国についてプールして分析する、ということになる。ただしこのデータを通常の OLS で分析するのは問題がある。なぜなら、これは、OLS の仮定からはずれている可能性があるからである (Janoski & Hicks 1994: Chapter 6)。すなわち、(1) 誤差項が時点間で独立でない可能性がある。その場合には自己回帰・自己相関を考えなくてはいけない。(2) 不均一分散性の問題。誤差項の分散が、国や時点によって異なる可能性がある。(3) 誤差項のクロスセクショナルな相関。誤差項に国との間で相関があるかもしれない。(4) 誤差項が時間的・クロスセクショナルな要因を両方含むかもしれない。(5) 誤差項が時間的あるいは空間的にランダムではないかもしれない。以上のような問題があるので、OLS 以外の方法で推計を行なう必要がある。

ここで、Parks-Kmenta モデル (PK モデル) は、自己回帰性・不均一分散性・クロスセクショナルな相関を仮定して、GLS (Generalized Least Square : 誤差項間の相関を仮定する) で計算を行う (4) については、ダミー変数の導入、(5) についてはランダム性の検定を行うことで対応する)。ただし、PK モデルは時系列支配的なデータ (時点の数が国の数を上回る) を用いる時に有効なモデルである。今回用いるデータは、クロスセクション支配的 (国の数が時点の数を上回る) なので、利用することは難しい。

さらに PK モデルについては、標準誤差を小さく推計するために、各係数が統計的に有意になりやすい傾向があるという指摘があり (Beck & Katz, 1995)、代わりのモデルとして、OLS を使い、クロスセクションの不均一分散性とクロスセクションの相関を調整した標準誤差 (panel-corrected standard errors) を用いて推計する方法が提案されている。こちらは時系列支配的でなければならないという制約はない。

ここでは、この panel-corrected standard errors を

用いて推計を行う方法を利用できる、計量経済学の統計パッケージ「SHAZAM 9.0」を用いて、分析を行った。データは、18時点(1969～86年)×19カ国のデータ(「クロスセクション支配的」なデータ)を用いる。19カ国は、OECD加盟国の中で、有効な時系列データが得られる国々(オーストリア・ベルギー・カナダ・デンマーク・フランス・アイルランド・イタリア・ルクセンブルグ・オランダ・ノルウェー・スイス・トルコ・イギリス・アメリカ・日本・フィンランド・オーストラリア・ニュージーランド・ハンガリー)である。被説明変数はここまで分析と同様に、「社会保障給付費対GDP比」とし、説明変数も「65歳以上人口比」、「農業労働人口比」、「都市人口比」とする、重回帰分析をおこなう。さらに、時系列データの特性である自己回帰を想定し、以下の3つのモデルについて推計を行った。

- モデル1：Panel-Corrected Standard Errors を用いて OLS で分析
- モデル2：Panel-Corrected Standard Errors を用いて OLS で分析
ただし、ラグ変数を投入
- モデル3：Panel-Corrected Standard Errors を用いて OLS で分析
ただし、一次の自己相関を修正

分析結果は表5のようになった。まず、ラグ変数を導入しないモデル1であるが、65歳以上人口比、農業労働人口比、都市人口比のすべてが符号が正で1%水準で有意となった。65歳以上人口比・

都市人口比は収斂説の予測と一致するが、農業労働人口比は逆である。モデル1は、異時点の同一国のデータも個別のケースとして取り扱うということになり、いわば時系列データを強引にクロスセクションデータとして解釈していることになる。これによって国ごとの多様性を保存した上でデータ数を増やすことができることになり、収斂説にフィットする結果が得られたと思われる。ただし DW 比が 0.1118 と小さく、一次の自己相関があるので、この結果をそのまま解釈することはできない。そこで、自己相関を想定して推計を行う、モデル2、モデル3を用いる必要がある。まず、モデル2を見てみよう。1期前の被説明変数をラグ変数として投入すると、65歳以上人口比のみ、正の符号、5%水準で有意となった。また、ラグ変数の標準化偏回帰係数が大きく、 $1 - \phi = 0.95665$ で、調整速度が遅いことがわかる。すなわち、高齢化の進行が福祉国家化を押し進めるが、それは直ちに反映されるのではなく、制度的慣性・政治的決定のプロセスなどの要因で、かなりの遅れを伴うということである。さらに、モデル3の結果では、65歳以上人口比と都市人口比は正で1%水準で有意となっており、こちらも収斂説の予測と一致する。

以上の分析から、OECD諸国において、65歳以上人口比が、社会保障給付費対GDP比を規定する要因としては重要な要因であることが確認できた。また、都市人口比もモデル3では有意である。符号が収斂説の予測と逆になるという問題をはら

表5 pooled time-series dataによる社会保障給付費GDP比の回帰分析
(OECD加盟国対象)

(標準化偏回帰係数)

	R ²	65歳以上人口比	農業労働人口比	都市人口比	ラグ変数	N
モデル1	0.5751	0.732***	0.153***	0.304***	—	342
モデル2	0.9535	0.047**	0.012	0.015	0.942***	342
モデル3	0.9404	0.742***	0.203*	0.460***	—	342

注：有意水準 * 10%， ** 5%， *** 1%

む農業労働人口比は、自己回帰を考慮すれば影響はない。結局、先進国において、福祉国家化に対しては高齢化の進展が重要な要因であり、経済発展そのものの影響はほとんどなくなっているということがわかる。また、ラグ変数の導入によって、都市人口比の影響が消えるということは、国との間での都市化の進展度の違いが、福祉国家化の違いと相関はしているが、一国の中で都市化が進んでも福祉国家化は進まない、ということを意味している。すなわち、都市化という指標はクロスセクショナルな相関は持つが、時系列的な変化においては影響を持たないという可能性が高い。

先進国の福祉国家化の進展は高齢化によって推進されることはわかったが、国家間の福祉国家化の進展度の差異については、課題が残されている。というのは、ラグ変数の導入は決定係数を高めるが、これは自国の一時点前のデータに回帰することで、他の要因の重要性を相対的に小さくしてしまっているからである。したがって、今後は、先進国相互間の福祉国家化のベースとなる類型的差異がいかなる要因で生じているかを説明する必要がある。

5. おわりに

福祉国家の収斂説で主張されてきた、経済発展・近代化による福祉国家化の進展という命題は、先進国から発展途上国までを含めた非常に長期的な視点ではかなりの程度妥当していると考えられる。しかしながら、先進国のみを取り上げた分析では、経済発展・近代化という要因は、説明力を弱めるか、あるいは有意な効果を持たなくなっている。そこでは高齢化という人口学的要因が最も重要な説明因であり、さらにラグ変数の影響の大きさは、ニーズに対応するための調整に時間がかかる、という社会保障制度の動かしにくさを示唆している。先進国における多様性を解明していくためには、従来の指標以外の要因、例えばエ

スピン=アンデルセンの用いたような、脱商品化指標や、さまざまな政治的要因・あるいは家族主義の強さのような価値観の尺度等を分析に組み込んでいく必要があるだろう。しかしながら、pooled time-series data を用いた分析では、【時系列×国】で欠損値の無い完備なデータを用意しなければならないため、使える変数が限定されてしまうという問題がある。そのため、先進国内部での拡散化傾向、あるいは福祉国家化進展のベースにおける差異の要因を分析するためのデータを得ることはたいへん難しくなる。今後は、時系列データの利用について、分析手法の工夫を進めていくとともに、従来指標化が難しかった要因についても、何らかの形で数量化を行い、先進国における福祉国家の多様性の問題に対して取り組んでいく必要があると思われる。

注

- OECD 加盟国は 2001 年現在、オーストリア・ベルギー・カナダ・デンマーク・フランス・ドイツ・ギリシャ・アイスランド・アイルランド・イタリア・ルクセンブルグ・オランダ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・トルコ・イギリス・アメリカ・日本・フィンランド・オーストラリア・ニュージーランド・メキシコ・チェコ・ハンガリー・ポーランド・韓国・スロバキア。ただし、チェコとスロバキアはチェコスロバキアのデータのみ、またドイツは東ドイツ・西ドイツに分かれているがここでは西ドイツのみを使用している。
- DW 比は、一次の自己回帰モデル

$$u_t = \rho u_{t-1} + \epsilon_t$$

の検定を行うために用いられる。すなわち、被説明変数が一時点前の被説明変数と相関していないという帰無仮説（すなわち、 $\rho = 0$ ）の検定を行う。DW 比は 0.0 ~ 4.0 の値をとるが、2.0 より小さければ正の相関、大きければ負の相関があることになる。

参考文献

- 伴金美・中村二朗・跡田直澄 1988 『エコノメトリックス』
有斐閣
- Beck, N. & Katz, J. N. 1995. "What to do (and not to do) with Time-Series Cross-Section Data", *American Political Science Review*, vol. 89, 634–647
- Cutright, P. 1965. "Political structure, economic development, and national social security program",

- American Journal of Sociology 70 (5) : 537-550.
- Esping-Andersen, G. 1990. *The Three World of Welfare Capitalism*, Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳 2001『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房)
- 藤村正之 1999 「福祉国家論・収斂の終焉」『福祉国家の再編成』東京大学出版会 : 25-50
- Janoski, T. & Hicks, A. M. 1994. *The Comparative Political Economy of the Welfare State*, Cambridge University Press.
- 三重野卓 1987 「社会保障給付費の加速化と国際格差」『季刊社会保障研究』vol.22, No.4: 404-425
- 富永健一 1988 「福祉国家形成の普遍主義的解釈」『日本産業社会の転機』東京大学出版会 : 87-125
- Wilensky, H. L. 1975. *The Welfare State and Equality: Structural and Ideological Roots of Public Expenditures*, University of California Press. (下平好博 訳 1984『福祉国家と平等』木鐸社)
- ※ 本報告は、国立社会保障・人口問題研究所平成10～12年度のプロジェクト『転換期における福祉国家の国際比較研究』にて作成された「国際比較マクロデータ」のデータベースを利用している。

(おだ・てるや 慶應義塾大学助教授)

福祉国家レジームと世帯内性別役割分業： ジェンダーからみた比較福祉国家試論

白波瀬 佐和子

■ 要約

本稿では、女性の就労参加や世帯内の性別役割分業に対する意識や程度に注目して、行為の決定要因パターンが福祉国家レジーム間でどの程度異なっているのか、似通っているのかを、ミクロデータ分析を通して明らかにしていく。比較対象国として、自由主義型福祉国家のイギリス、アメリカ、保守主義型福祉国家の旧西ドイツ、オランダ、社会民主主義型福祉国家のノルウェー、スウェーデン、家族主義型福祉国家のイタリア、日本、を取り上げた。

福祉国家レジームを超えて、ミクロな決定構造はジェンダー間で異なっていた。男女平等政策が相対的に充実している社会民主主義型福祉国家でも、既婚女性の就労は子どもの出産によってマイナスの影響を受け、世帯内の性別役割分業も子どもの有無や仕事の有無によって影響されることが多い。一方男性の間では、子どもの有無によって就労が妨げられることはなく、配偶者を持つことでかえって仕事に就く確率が高められた。日本に注目すると、比較対象国と共通するパターンを示しつつ、特異な位置を占めることが多かった。わが国の相対的に高い性別役割分業の程度は、妻によって担われる家計管理という実質的な家庭内勢力の保持とともに実現されていた。

■ キーワード

福祉国家レジーム、国際比較、ジェンダー、家庭外就労、世帯内性別役割分業

1. はじめに

日本は、家族の生活保障的機能や企業による福利厚生に依拠しつつ福祉国家を発展させ、その時期や形態もヨーロッパとは異なる。新川(1993)は政治経済学の枠組みで日本型福祉を検討し、保守主義的原則に則った福祉社会への道を新保守主義戦略と絡めて説明する。平岡(2000)はわが国における福祉国家論は、オイルショック後マイナスのイメージを伴って展開されたとする。経済学者の橋木(2000)は、低い社会保障給付費の対国民所得比や租税負担の対GDP比をもって、「日本は“福祉国家”ではない」(P.222)とする。家族や企業が中心となって提供してきたセーフティーネットと福祉のあり方を、「非福祉国家」とみるか「日本型福祉」とみるかは議論が分かれるところであるが、福祉国家という

一般的枠組をもってわが国をみる場合、比較福祉国家研究がその有効な分析枠組みとして考えられる。1960年代から1970年代にかけて、カットライト(1965)やウイレンスキー(1985)は、社会福祉発展の程度を説明するにあたって政治的要因よりも、経済発展の程度に寄るところが大きいことを示して、収斂理論を展開した。産業化・近代化論とともに、福祉国家は「イデオロギーの終焉」の中で位置づけされることになる(新川 1993)。

一方、ゴールドソープ(1984)は収斂理論に異議を申し立て、多様な福祉国家形態の存在を指摘した。1990年代に入り、単線的な発展論に対抗する概念として福祉国家の類型化論が活発に議論されるようになる。比較福祉国家研究において最も大きな影響を及ぼしたものに、エスピニ・アンデルセン

の *The Three Worlds of Welfare Capitalism* (1990) がある。ここでは、収斂理論から離れ、福祉国家を各の制度や政策の特質からいくつかのレジームに類型化する試みがなされた。人々が失業、障害、疾病、老齢といった社会的リスクから、個人の労働市場との関係とは独立して保護、保障される程度に着目する。これを「脱商品化指標」として、福祉国家を自由主義型、保守主義型、社会民主主義型の3つに類型化した。脱商品化の程度は、自由主義型が最も低く政府による支援は極めて限定的である。一方、社会民主主義型は政府が積極的に人々の生活保障機能に関与し、脱商品化の程度は最も高い。保守主義型は両者の中間に位置し、既存の社会構造の維持を第一義とし、労使間の協調関係が認められる。このように、エスピング・アンデルセンによる福祉国家類型論は、社会政策と社会階層システムとの関連をもって提唱されている。エスピング・アンデルセンは、日本を福祉国家類型の中で「ハイブリッド型」と位置づける (Esping-Andersen 1997; 富永 2001)。家族に人々の生活保障機能の第一義的役割を見いだし、協調的な労使関係が認められる点においては保守主義型であるが、市場原理を積極的に取り入れた自由主義型の特性も併せ持つ (Esping-Andersen 1997; 埋橋 1997)。平岡 (2000) は、日本の福祉国家としての特殊性を儒教倫理や伝統的な家族制度の残存がその背景にあると指摘する (cf. Goodman and Peng 1996)。

社会保障制度や社会政策を中心に展開された福祉国家レジーム論において、家族やジェンダーの視点は必ずしも十分に組み込まれていなかった。福祉国家をジェンダーの視点からとらえる試みは既存の比較福祉国家論に対する批判として、1990年代に入り活発に議論されるようになった (Sainsbury 1994; 1996; Gordon 1990; Gornick et al. 1998; Leira 1992; 武川正吾 1997)。例えば、シーロフ (1994) は、家族福祉政策の充実度と女性労働の望ましさの程度をもって福祉国家の類型化を試みた。また、ルイス

(1992) は、男性世帯主モデルの程度によって福祉国家を次の3つに類型化した。(1) 性別役割分業体制が確固としている「高い男性世帯主型」、(2) 女性の労働参加の上昇とともに保育所などの形で家族の機能 (ここでは子育て機能) が一時的に市場や政府によって代替される「男性世帯主修正型」、(3) 主として女性によって担われてきた無償労働を国や市場で代替しようとする「低い男性世帯主型」である。イギリス、フランス、スウェーデンが、それぞれの型の代表として提示されている。日本は確固とした性別役割分業体制によって特徴づけられ (Nishioka 1998; 岩間 1997; 永井 1999)、「高い男性世帯主型」に当たる。特に 1990 年代以降の少子化は、若年層の晩婚化・未婚化、さらに最近では既婚者間での出生率の低下と関連しており、その背景には強い性別役割分業体制があるといえる (阿藤 2000; 白波瀬 1999)。事実、いまだに M 字型就労パターンが日本女性の間では優勢で、たとえ高学歴を取得しても就業を継続するものは欧米に比べて少なく、仕事と子育ての両立に困難が伴う (白波瀬 2002)。大沢真理 (1993) は日本を「企業中心型社会」と命名し、男性中心主義的な雇用制度や社会保障制度のあり方を指摘した。1960 年代の高度経済成長を可能にした背景には確固とした性別役割分業体制があったことが明らかにされている (落合 1994; 大沢真理 1993)。

しかし、マクロな視点からみた福祉国家論に関連させながら、世帯内の夫婦間の役割分業体制についての十分な議論が展開されているとはいえない。そこで本稿では、女性の就労参加や世帯内の性別役割分業に対する意識と程度に注目して、行為の決定要因パターンが福祉国家レジーム間でどの程度異なっているのか、似通っているのかを、ミクロデータ分析を通して明らかにしていく。福祉国家レジームによって異なるマクロな制度体系と、世帯内の夫婦関係や妻の就業決定といったミクロな行為決定構造の関係について考察を試みる。

2. 分析データと主な分析変数

本稿では、1994年 International Social Survey Program: Family and Changing Gender Roles II(以降、1994年 ISSP¹⁾)を使用する。ISSPは、1983年以降毎年設定された特定のテーマごとに、各国の全国調査から構成される。1994年 ISSPに参加した国は25カ国で、日本もNHK調査が参加している。それらの国から、すでに作成された福祉国家タイプごとに次の9カ国を選択する²⁾。自由主義型福祉国家としてイギリス、アメリカ、保守主義型福祉国家として旧西ドイツ、オランダ、社会民主主義国家としてノルウェー、スウェーデン、家族主義型福祉国家としてイタリア、スペイン、そして日本である。スペインについては分析に使用する変数の不足から、行為の決定構造を検討する重回帰分析からは除く。

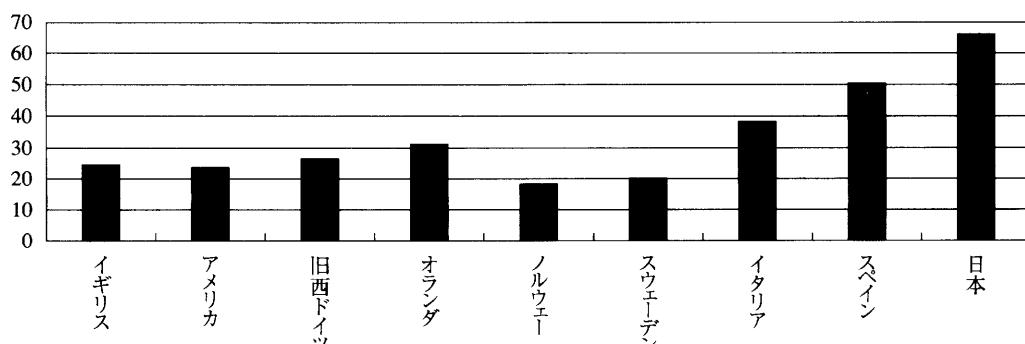
世帯における性別役割分業体制は、家事がだれによって担われているのか、家計の管理はだれが行っているのか、を通してみる。家事を洗濯、病人の世話、買い物、夕食の献立とし、それぞれの項目の担当者を(1)常に女性、(2)概して女性、(3)男女がほぼ同等に負担、(4)概して男性、(5)常に男性、に分けて、(1)常に女性の割合の平均をみたものである。本分析においては「常に女性」の割合をもって家事の女性集中度とする。家計の管理者は、(1)男性(夫)が主として行う、(2)女性(妻)が主として行う、(3)二人で行う、に分かれる。

説明変数として、年齢、仕事の有無、教育程度、子供の有無、世帯収入に占める妻による所得割合を使用した。年齢は非線形的な効果をみるために、年齢の二乗を説明変数として加えた。教育は国により教育システムが異なるので、国際比較分析を行うにあたって困難を伴う。例えば、ドイツやイギリスなどのヨーロッパにおいては、学校教育以外に、学校教育と同程度の職業上の資格獲得が重要な位置を占める。そこで本稿では、異なる教育カテゴリーを年数に換算し分析に用いた。子ど�数や末子年齢などファミリーステージに関する変数は1994年 ISSPに含まれていないので、子どもの有無のみ分析に含まれる。夫婦間の勢力関係は家計に占めるそれぞれの所得比によって表す。夫婦ともに課税前の前年度における総収入が設問されており、階級値での回答であるので中位点をもって連続変数に見立てた。世帯内性別役割分担に関する分析では既婚者に焦点をあてる。既婚か否かは、法律上の婚姻のみならず同棲も国によって含まれる。

3. 分析

3-1 性別役割分業と女性の就業率の関係

図1は、家庭内役割分担が女性(妻)に偏っている割合(家事の女性集中度)を分析対象国ごとに示した。ここでは洗濯、病人の世話、買い物、夕食の献立すべての家事項目について「常に女性」と答え



出所：1994年ISSP

図1 国別妻による家事集中度

表1 国別既婚女性の年齢階級別就業率

(%)

年齢	イギリス	アメリカ	旧西ドイツ	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	イタリア	スペイン	日本
20-24	75.0	66.7	44.4	53.8	60.0	45.5	14.3	37.0	0.0
25-29	70.0	57.9	52.3	36.6	66.0	61.9	50.0	50.0	38.7
30-34	61.9	79.0	51.1	32.7	61.1	69.8	55.0	31.7	57.6
35-39	60.7	68.9	51.2	27.0	76.3	70.2	59.1	40.2	49.0
40-44	72.7	67.4	64.0	28.8	72.3	89.1	65.7	34.8	66.2
45-49	75.0	83.8	45.3	29.9	77.6	85.5	45.7	28.2	74.6
50-54	76.9	75.7	38.6	34.8	78.7	92.5	32.3	20.7	55.7
55-59	56.5	68.0	31.1	4.9	63.0	90.0	17.1	14.9	62.8
60-64	22.7	33.3	6.7	2.8	40.0	50.0	16.7	7.8	40.0
65+	6.1	3.4	2.6	2.2	7.2	6.3	0.0	0.8	23.5
全体	57.9	58.5	40.2	25.6	60.3	65.8	39.6	24.2	53.1

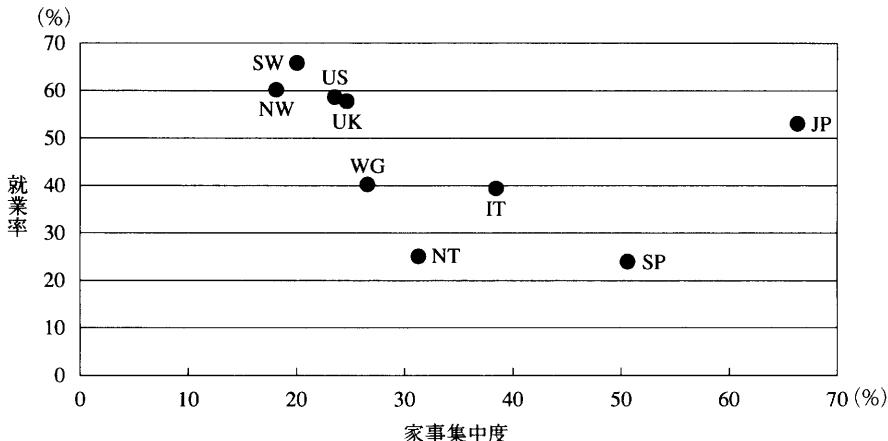
出所：1994年ISSP

たものの割合を示している。家事の女性集中度は日本が最も高く66.1%であり、次いでスペインの50.5%が高い。同じ家族主義型に分類されるイタリアは38.4%と比較的低い女性集中度を示した。最も低い値を示したのがノルウェー(18.3%)であり、次いでスウェーデンも20.2%と低い。社会民主主義型福祉国家においては高い女性の就業率をもつて労働市場における高い男女平等が実現されているが、家庭内の役割分担も女性に偏る程度が低いといえる。イギリス、アメリカ、ドイツはほぼ同様の女性集中度を呈し、オランダは31.3%と同じ保守主義型のドイツに比べると家事の女性集中度が高い。

表1は、既婚女性の5歳年齢階級別の就業率³⁾を国ごとに示す。全体としてスウェーデン、ノルウェーが6割以上の高い就業率を呈し、次に高いのがイギリス、アメリカの自由主義型福祉国家である。イタリア、スペインといった南欧の家族主義型福祉国家は既婚女性の就業率が低く、保守主義型とみなされるオランダも同様に低い。一方日本は就業率そのものはイギリスと最も近く、同じ家族機能への期待が高い国といえどもイタリア、スペインよりもその値は高い。しかし、日本の就業率を見る上で注意しなければならないことは、自営・家族従業者割合が欧米に

比べて高いことである。同じ仕事を持つといえども、自営・家族就業者として働くことは伝統的な性別分業体制を維持、促進する側面がある(白波瀬 2000)。

家事の女性集中度と就業率との関係をみてみよう(図2)。ここで、日本は比較的高い女性就業率であるが女性への家事偏重程度も高いという特殊な位置を占める。その理由として、欧米に比べて高い自営・家族従業者割合とM字型で代表される断続的な女性の就業パターンの2つが主として考えられる。自営・家族従業者は家業という資産の世代間継承と深くかかわっており、家父長的要因を内包させた就労環境がある。また既婚女性が出産を経ても継続的に就労するものはまだ少数派であり、子育てに区切りをつけて仕事を再開する中高年女性の多くはパート就労である。このパート就労はあくまで家庭責任を第一とした世帯内性別役割分業体制を前提として実現されることが多い(上野 1998)。従って、値としては相対的に高い就業率であっても、伝統的な性別役割分業体制を前提、内包している側面が、図2の日本の特異な位置に反映されているのではなかろうか。一方、日本を除く欧米では、家庭内役割分担の女性偏重度と既婚女性の就業率は逆相関している。図2を見る限



出所：1994年ISSP

注：UK=イギリス、US=アメリカ、WG=旧西ドイツ、NT=オランダ、SW=スウェーデン、

NW=ノルウェー、IT=イタリア、SP=スペイン、JP=日本

図2 妻による家事集中度と妻就業

り欧米では、女性が家庭外に仕事を持つことは物理的にも家庭内の役割分担を夫婦間でより平準化することと関連しているようだ。

3-2 個人と世帯における意思決定要因

3-2-1 就業決定構造

個人と労働市場との関係を見るために、男女それぞれの就労参加に関する決定要因について分析を行う。分析にあたって次の2つの仮説を検討したい。(1)教育取得程度といった人的資本量に比例して就労参加が決定されるとする人的資本仮説と、(2)結婚や子どもの有無といったライフサイクル上の位置によって就労参加が決定されるとするライフサイクル仮説である。女性については、結婚や出産は、就労参加の確率を引き下げる効果をもつと想像する。一方男性は、特に家族規範が強い保守主義型や家族主義型福祉国家において、女性ほど結婚や出産による影響を受けないであろうと想定する。教育効果については男女ともに共通して就労参加にプラスの効果をもたらすと想定する。年齢は世代効果を見る手段として投入し

た。男女間で就労参加決定構造が異なるのかどうか、もしここでジェンダー差があるとすると、福祉国家レジームごとに異なったジェンダー関係パターンを認めることができるので、が本分析にあたっての検討課題となる。

表2は仕事の有無を従属変数としたロジット分析結果である。ここでの大きな発見は、福祉国家レジームを超えて共通に男女の間で就業決定構造が異なるということである。特に自由主義型と保守主義型において、女性にとって概して結婚や子どもを持つことは就労参加にあたりマイナスの影響をもたらす。ノルウェーやスウェーデンといった既婚女性の就労率が高く、男女平等政策も充実している社会民主主義型福祉国家でさえ、子どもを持ちながら仕事をすることは決して容易ではないことが想像できる。

一方男性においては、子どもを持つことや結婚をすることは就労参加を促すことになり、家計を支える世帯主としての役割行使することに通じる。この点はノルウェーやスウェーデンも同様で、男性の有配偶ダミーはプラスの有意な効果を呈している。ライフサイクル上の影響は概して女性の方が大

きく、就労と世帯・家族の関係は男女間で非対称である。同じ結婚、出産(育児)という出来事の影響が男女の間で逆となり、特に自由主義型福祉国家や保守主義型福祉国家においてジェンダー間の非対称性が顕著である。

教育は、有意な影響を呈した場合には男女ともに就労参加にプラスの影響をもたらす。教育程度が高いほど、男性も女性も仕事に就く確率を高くなる。しかし、旧西ドイツ、スウェーデン、イタリア、日本において、女性の就労参加への教育効果が有意でない。日本ではすでに指摘されているが(cf. 大沢真知子 1998; Brinton 1993)、学歴によって代表される人的資本アプローチのみをもって女性の就業行動を説明するには限界があるようだ。教育効果の欠落は、旧西ドイツやイタリア、日本といった家族規範が強く、家族の生活保障機能に多く依拠する保守主義型、家族主義型福祉国家に認められた。一方、スウェーデン女性の間で教育効果が認められなかったことは、教育程度にかかわ

らず女性が広く仕事に携わると解釈できる。

以上、就労参加に関する決定構造に関して、女性は男性よりも結婚や出産・子育てにより左右される傾向にあり、男女平等施策が進んでいるスウェーデンでさえ子どもを持つことは女性の就労の妨げとなる。一方男性は、結婚や子どもを持つことが就労参加を促し、家計の稼得者としての役割を担っていく。教育程度は男女ともに就労参加を促すが、旧西ドイツ、イタリア、日本といった家族役割への期待が高い国において教育効果が認められなかつたことは興味深い。家族の生活保障機能への期待が高い国において、女性の就労参加は結婚や子どもの有無といったライフサイクル的な要因と強くかかわっていることが認められた。労働市場のみならず家庭内における男女平等を政策の中に積極的に取り入れている国に比べ、夫が家計の稼得者になり、妻が家庭責任を一手に担うような家族を制度設計上前提とする国において、結婚、出産は仕事をする上により大きな負荷

表2 国別男女別労働参加に関するロジット分析結果

変数	イギリス		アメリカ		旧西ドイツ		オランダ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.237**	0.321**	0.194**	0.292**	0.389**	0.362**	0.506**	0.335**
年齢二乗	-0.003**	-0.004**	-0.003**	-0.004**	-0.005**	-0.005**	-0.007**	-0.004**
教育	0.088	0.114*	0.135**	0.204**	0.071*	0.044	-0.020	0.213**
有配偶ダミー	0.404	0.536*	0.367	-0.353*	0.602*	-0.743**	0.982**	-0.357
子どもの有無	-0.173	-0.844**	0.958**	-0.419	0.571*	-1.181**	-0.131	-1.338**
定数	-4.464**	-6.912**	-3.690**	-6.781**	-5.967**	-5.436**	-7.889**	-8.813**

変数	ノルウェー		スウェーデン		イタリア		日本	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.609**	0.427**	0.525**	0.576**	0.771**	0.519**	0.226**	0.222**
年齢二乗	-0.007**	-0.005**	-0.006**	-0.007**	-0.010**	-0.006**	-0.003**	-0.003**
教育	0.042	0.161**	-0.614*	-0.041	-0.070	0.026	0.019	-0.031
有配偶ダミー	0.665*	0.250	0.599*	0.284	0.157	-0.528	0.540	-0.878**
子どもの有無	-0.075	-0.378	0.058	-0.850**	0.245	-0.648**	0.061	-0.947**
定数	-10.828**	-9.605**	-1.700	-9.661**	-11.265**	-9.230**	-1.356	-1.934*

注：*5%水準で統計的に有意 **1%水準で統計的に有意

出所：1994年ISSP

を女性にかけることになる。

3-2-2 性別役割分業

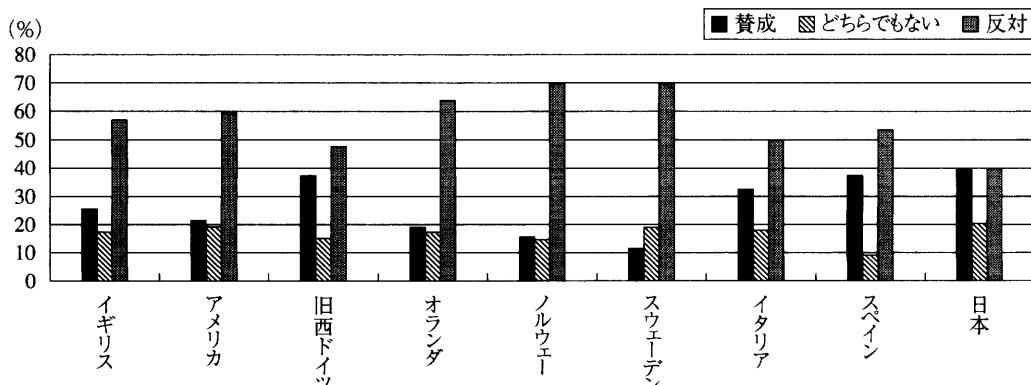
世帯員間の関係を夫婦(パートナー)に注目して検討してみよう。まず、「男性は外、女性は内、が最も望ましい夫婦のあり方であるか」という家庭内性別役割分業に対する意識を既婚者について検討する。図3は性別役割分業観について、賛成、反対、どちらともいえないの割合を示したものである。賛成割合が最も高い国は日本(39.8%)であり、次いで旧西ドイツとスペインの37%で、イタリアの32.5%が続く。家族主義型のスペイン、イタリアは性別役割分業観に対する肯定的意見が高く、家族機能を社会的な諸政策の根底に位置付ける旧西ドイツについても性別役割分業観を支持する傾向は相対的に高い。一方同じ保守主義型レジームに分類されるオランダは19%と賛成派が少なく、15.6%のノルウェーや11.4%のスウェーデンという社会民主主義型レジームと同様の低い支持率を呈している。既婚女性の就労率が4分の1と低く、20代前半における就労率をピークに就業率が低下していくオランダは、意識の上では性別役割分業観に対して極めて否定的であるという皮肉な結果を得た。

では、何が家庭内性別役割分業観に対して賛

成/反対の要因となっているのであろうか。家庭内性別役割分業に対して賛成と答えたものを1、そうでないと答えたものを0として、男女別にロジット分析をした結果が表3である。世帯内の勢力関係をはかる一つの指標として、世帯所得に占める妻の所得比を説明変数として加える。

教育は概してどの国においても有意な効果を呈しており、教育程度が高いほど性別役割分業観には否定的になる。その影響は男女とも同様で、教育は夫婦の役割分担を意識の上で柔軟にする効果を持っている。また仕事の有無は、特に女性の分業観に重要な効果を呈し、仕事を持つことが伝統的な性別役割分業観に対して否定的な見解へと促す。仕事の有無と分業観の関係において因果関係を特定することは難しいが、ここでの最も大きな発見は仕事の有無は女性にのみ性別役割分業観に影響を与えているという点である。男性については自らが仕事を持っているか否かによって、性別役割分業観に大きな違いはない。

イタリアの女性については教育程度と仕事の有無、家計への貢献度によって性別役割分業観が左右されていた。教育程度と仕事の有無に関する影響は他国と同様であるが、家計への貢献度が高いほど性別役割分業観を支持しやすいという結果を



出所：1994年ISSP

図3 家庭内性別役割分業観

得た。妻による家計への貢献度が高いこと自体、女性の労働参加率がそれほど高くないイタリア社会(同データより、イタリア女性の労働参加率は39.6%)では少数派であろう。また妻による高い貢献度は夫による低い所得を意味し、典型的な男性世帯主型世帯からの逸脱はかえって性別役割分業観を肯定することを促すのかもしれない。

日本の結果に着目してみると、教育の効果とともに子どもの有無によって世帯内性別分業観が説明されていた。性別役割分業観に関する見解に対して、子どもの有無による有意な効果が認められたのは日本のみであった。ただし効果の方向はマイナスであり、子どもを持つほうが性別役割分業観を支持しない。これは子どもを持つことによって世帯内役割が夫婦間で分断されたことに対する、否定的な見解を解することができよう。単純化してしまうと、子どもを持たない間は性別役割分業に対

して肯定的な見解を持っていても、一旦子どもが生まれ夫婦間での役割分業体制が明確化するとその分業体制に対して否定的になる。既婚者の間で子どもを持つかどうかによって性別役割分業観が大きく分かれるのは、子どもの有無によってライフスタイルが大きく異なる状況とも関連すると考えられる(白波瀬 2002)。

以上、既婚男性についてはスウェーデン以外どの国においても、教育程度のみ統計的に有意な効果を呈した。教育程度が高いほど、世帯内性別役割分業観に対して否定的な見解を有する傾向にある。女性についても、異なる福祉国家レジームにかかわらず教育は有意な効果を示した。また女性については、多くの国において仕事の有無が大きな影響を示していた。しかし、日本とスウェーデンでは、女性の間でも仕事の有無は性別役割分業観に対して有意な説明力を持たず、その意味は次の

表3 国別性別役割分業観に関するロジット分析結果

変数	イギリス		アメリカ		旧西ドイツ		オランダ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.066	0.085	-0.083	0.012	0.044	-0.019	-0.061	-0.074
年齢二乗	0.000	-0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
教育	0.022	-0.273**	-0.163**	-0.225**	-0.142**	-0.216**	-0.315**	-0.351**
子どもの有無	-0.440	0.094	0.099	1.651	0.090	0.285	-0.019	-0.243
仕事の有無	-1.016	-1.665**	0.177	-0.804*	-0.544	-1.061**	-0.697	-1.817**
所得割合	-0.096	-0.018	0.409	-0.577	0.196	-0.936	-0.869	-3.126
定数	-3.173	0.732	2.009	-0.722	-1.015	1.223	4.310	4.539*

変数	ノルウェー		スウェーデン		イタリア		日本	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.053	0.149	0.068	-0.225**	0.011	0.033	-0.087	0.016
年齢二乗	0.000	-0.001	0.000	0.002**	0.001	0.000	0.001	0.001
教育	-0.229**	-0.214**	-0.448	-0.992	-0.130**	-0.211**	-0.109*	-0.159**
子どもの有無	0.012	-0.739	-0.332	0.432	0.770	0.198	0.277	-0.937*
仕事の有無	-0.740	-0.968**	0.017	-0.772	-0.465	-1.069**	-0.543	-0.327
所得割合	0.899	0.147	0.289	0.324	0.984	1.710**	0.688	-0.626
定数	-2.096	-2.975	1.106	14.278*	-1.913	0.237	2.466	1.703

注：*5%水準で統計的に有意 **1%水準で統計的に有意

出所：1994年ISSP

ように解釈することができる。日本は仕事を持つていいようがいまいが概して性別役割分業観への支持が高く、スウェーデンはその逆で女性の就労状況に関係なく性別役割分業観への支持率は低い。

次に実際の性別役割分業の程度を妻による家事分担の偏重程度によって検討する。従属変数として、家事を洗濯、病人の世話、買い物、夕食の献立について妻が中心となって担うと答えた場合を1として、異なる項目で合算しポイントの高いものから低いものへとスコア化した。同スコアは最小0から最大4の値をとり、値が高いほど世帯内の性別役割分業程度が高いとする。説明変数は、年齢、教育年数、子どもの有無、仕事の有無、妻の所得割合、を投入した。表4がその結果である。

まず男女間の性別役割分業程度の決定要因を比べると、多くの国で男女の間で決定構造が異なる。概して女性の方が仕事の有無やライフサイクル

要因の影響を受けることが多い、女性が仕事を持つことは世帯内の性別役割分業をより分散化させるが、子どもを持つことは逆に夫婦間の分業体制をより女性に偏重させることになる。スウェーデン女性の間でも、子どもを持つことは世帯内の性別役割分業体制を妻に偏重させることになる。また、ノルウェーやスウェーデンといった社会民主主義型福祉国家においては、妻の家計への貢献度が世帯内の夫婦分業体制に有意な効果を及ぼしている。スウェーデンにおいては仕事の有無は有意な効果を示さなかったが、仕事を持つか否かといったことよりも、その仕事が具体的にどの程度家計に貢献しているかが、家事分担程度を決定するうえにも重要である。

一方日本の既婚女性については、どの要因も有意な結果は認められなかった。妻が仕事を持っていても、子どもがいても、夫婦間の家事分担程度

表4 国別性別役割分業程度に関する重回帰分析結果

変数	イギリス		アメリカ		旧西ドイツ		オランダ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.025	0.010	0.055	0.049	0.057	0.08645**	0.027	0.047*
年齢二乗	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001	-0.004	-0.009**	-0.001	-0.0001**
教育	-0.065	0.069*	-0.006	0.010	-0.051*	0.0079	-0.015	0.016
子どもの有無	0.212	0.593**	0.355	0.377	0.234	0.293*	0.548**	0.459**
仕事の有無	-0.090	-0.098	-0.313	-0.506**	0.425	-0.325**	-0.124	-0.357**
所得割合	0.561*	-0.323	0.302	-0.045	0.203	-0.129	0.540	-0.624
定数	1.993*	0.987	0.830	1.350	0.638	0.581	1.242	1.544*

変数	ノルウェー		スウェーデン		イタリア		日本	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	-0.018	0.037	0.030	0.070*	0.101	0.170**	-0.007	0.022
年齢二乗	-0.0001	-0.0004	-0.0002	-0.001*	-0.001	-0.002**	0.0001	-0.0002
教育	-0.014	0.009	-0.191	0.014	-0.030*	-0.035*	-0.088**	-0.010
子どもの有無	-0.025	0.287	0.174	0.728**	0.281	0.233	0.129	0.002
仕事の有無	0.103	-0.317**	-0.025	0.092	-0.835**	-0.297*	-0.378	-0.004
所得割合	0.339*	-0.582**	0.305	-0.491*	0.155	-0.024	0.221	-0.129
定数	1.662*	1.602**	3.450	0.095	1.007	-0.469	4.776**	3.249**

注：*5%水準で統計的に有意 **1%水準で統計的に有意

出所：1994年ISSP

には大きな違いがない。女性がどのような属性を持つとともに、日本は概して家事が妻に集中する程度が極めて高いということになる。一方日本の既婚男性については、教育程度が夫婦間の家事分担程度に有意な効果を示し、教育程度が高いものほど家事が分散される傾向にある。教育は男性にとって、性別役割分業観のみならず実際の家事参加にプラスの影響を持っている(白波瀬 1999)。

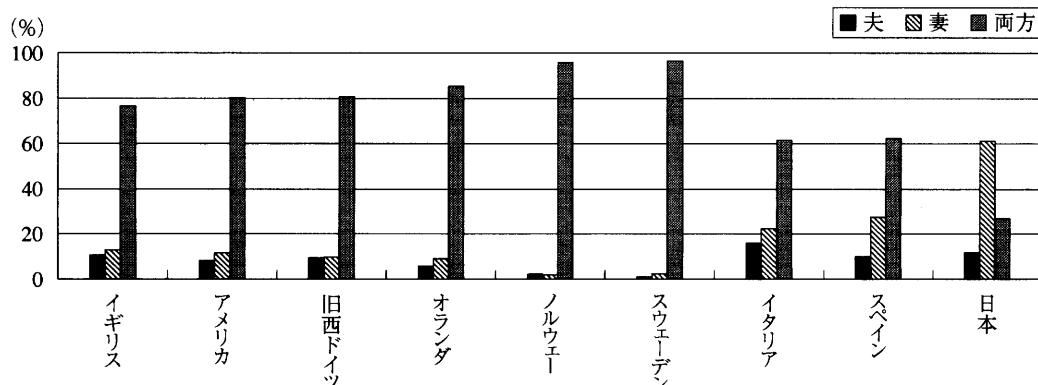
以上、家事の妻集中程度を女性からみる限り、保守主義型国家とみなされる旧西ドイツ、オランダは類似した決定構造が認められたが、自由主義型、社会民主主義型の間で明確な違いは認められなかった。一方、男性をみると、旧西ドイツやオランダ、イタリア、日本といった家族に高い生活保障機能を期待する国において、教育が有意な効果を共通して示した。家族規範の比較的強い保守主義型や家族主義型福祉国家において、教育は男性をより積極的な家事参加へと促す。

3-3-3 家計管理

わが国では「財布は妻が握る」といわれるよう、稼得者としての役割は担わないが家計を管理する役目を妻が担ってきた。ライシャワー(1977)は妻による家計管理をもって妻の家庭における実権とし、

日本におけるフェミニズムの台頭を実質的に抑制する効果を持っていたと指摘する。最後に家計の管理をだれが握っているのかについて簡単に触れておこう。図4は家計の管理が夫によるのか、妻によるのか、共同であるのか、の分布をみたものである。ノルウェー、スウェーデンといった社会民主主義型レジームにおいては、家計管理は夫婦ともに実施されているのがほとんどである。保守主義型の旧西ドイツ、オランダ、自由主義型のアメリカでも「夫婦一緒に」とする割合が約8割と高い。イギリスも夫婦が共に家計を管理するケースが高いものの、その割合は76.7%と若干低くなっている。

家族主義型のイタリア、スペインは、妻が家計を管理する割合が2割以上と高く、スペインも既婚者の4分の1以上が妻によって管理されているとする。さらに日本に目を向けると、妻による家計管理割合が一層高くなり6割以上が妻によって家計が管理されている。この値の高さは群を抜いており、日本は家計管理においても性別役割分業体制が貫徹している点で特異である。すでにみたように日本の場合、家事が妻に集中する程度が極めて高いが、実質的な家計運営にも関与している。家事における明確な家庭内役割分担体制は、家計管理を通じた実質的な家庭における勢力の保有とともに



出所：1994年ISSP

図4 国別家計を管理するもの

実現されていると言っても良いかもしれない。

では、これらの家計管理のあり方は何によって説明されるのであろうか。家計管理が妻による場合を1として、ロジット分析を行った結果が表5である。男性についてはどの国も説明変数による有意な効果が認められない。女性の場合も、アメリカ、ノルウェー、スウェーデンは男性同様に、どの変数も有意な効果を呈していない。旧西ドイツ、オランダ、イタリア、日本といった家族による基本的かつ重要な役割を社会保障制度の中で前提とする保守主義型福祉国家や家族主義型福祉国家では、仕事の有無が共通して有意な効果を呈する。家庭外就業にかかわり自らも稼得者としての役割を担うことは、稼ぎ手と受け取り手という明確な役割分業体制を崩すことに通じる。伝統的な性別役割

分業体制が相対的に強い福祉国家において、妻の就労参加は家計管理を含む性別役割分業体制の決定に大きな影響力を及ぼすといえよう。

4. 考察

本分析では、エスピニ・アンデルセン(1990; 1999)によって提唱された4つの福祉国家レジーム(自由主義型、保守主義型、社会民主主義型、家族主義型)に沿って、就労参加や家庭内性別役割分担に関するミクロな個人の決定構造をジェンダー間で検討した。まず就労参加については、男女間で異なる決定構造が福祉国家レジームを超えて共通に認められた。どの福祉国家レジームにおいても女性は男性よりも結婚や出産といったライフサイクル的要因を受けやすい。男女平等政策が最も充

表5 国別妻による家計管理割合

変数	イギリス		アメリカ		旧西ドイツ		オランダ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	0.153	-0.212*	0.116	0.032	0.014	0.046	0.086	0.144
年齢二乗	0.002	0.002	-0.001	0.001	0.001	-0.001	-0.001	-0.001
教育	0.268	-0.225	-0.008	-0.105	0.272	-0.076	0.779	-0.321*
子どもの有無	-1.615	1.930*	-0.908	-0.303	0.181	-0.237	-1.044	-0.141
仕事の有無	-8.080	-0.203	-1.830	-0.119	0.382	-0.726*	5.828	-1.532*
妻偏重型分業	-0.345	0.531**	-0.096	0.214	0.069	0.287*	-0.076	0.333
所得割合	-7.221	1.795*	0.551	-0.113	0.440	-5.580	-5.073	-2.287
定数	3.829	3.160	2.981	-1.331	-0.224	-2.499	-9.454	-2.137

変数	ノルウェー		スウェーデン		イタリア		日本	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	-0.324	0.206	-1.864	0.413	0.056	-0.095	-0.179	0.138**
年齢二乗	0.003	-0.003	0.022	-0.005	-0.001	0.001	0.001	-0.002**
教育	-0.125	-0.018	-1.577	0.022	-0.036	-0.129**	0.078	-0.084
子どもの有無	-0.139	-0.166	-7.148	-1.136	0.324	-0.277	0.180	0.511
仕事の有無	8.197	0.963	10.610	-1.156	1.351	-1.655**	0.618	0.626**
妻偏重型分業	-0.042	0.521	-1.022	0.281	-0.516*	0.340*	-0.118	0.151
所得割合	-6.569	0.708	-6.890	-6.244	-0.836	1.011	-1.304	-0.723
定数	-11.168*	-7.999	69.132	-10.260	1.880	2.242	6.605	-1.821

注：*5%水準で統計的に有意 **1%水準で統計的に有意

出所：1994年ISSP

実しているとみなされるスウェーデンでさえ、女性が子どもを持つことは就労参加にマイナスの効果をもたらす。子どもを育てながら母親が仕事を続けることは、福祉国家として子育て支援策がどの程度充実しているかによって程度の違いはあるにせよ、困難を伴うことに違いはない。一方、男性は有配偶となることで稼得者としての役割を担うことが促され、労働市場との関係がパートナーを持つことでより緊密化することが、社会民主主義型福祉国家でも認められた。

性別役割分業観に関しては、どの国も男女とも教育による効果が重要であった。高い教育程度を獲得することは、男女ともに性別役割分業に対する意識を否定的にする。しかし女性は男性と異なり、仕事を持つか持たないかが意識の上でも大きな影響を及ぼしていた。女性の場合のみ、仕事の有無が性別役割分業観に有意な影響を与えていた点は見落とせない。一方日本では、性別役割分業観は子どもの有無によって左右され、この効果は他の国で認められなかった。日本では、子どもを持つことと伝統的な性別役割分業に対する意識が密接に関連しており、子どもを持ったことによる実際の世帯内分業体制に対する否定的な見解という、現実と理想のねじれが認められる。このねじれは若年層の結婚離れ、出産離れを促し、少子化に拍車をかけているのかもしれない。

実際の性別役割分業の程度についても男女間で異なる決定構造があり、このジェンダー差は福祉国家型にかかわらず8カ国に共通して認められた。女性は男性に比べて仕事の有無や子どもの有無によって家事分担程度が異なる場合が多く認められた。性別役割分業程度の決定構造は、旧西ドイツとオランダの保守主義型福祉国家に加え、イタリアやスウェーデンも似通っていた。たとえ男女平等政策が最も充実していると考えられるスウェーデンにおいても、子どもを持つことは家庭内の性別役割分業を女性に偏らせていました。仕事の有無について

は、アメリカ、旧西ドイツ、オランダ、ノルウェー、イタリアが女性の家事分担の程度に有意な効果を示した。このように、福祉国家類型を超えて、家庭内の性別役割分業観や分業体制の決定構造が男女で異なり、女性の間では自らの仕事の有無によって夫婦間の家事分担の程度に変化がみられる。

女性の就労率や妻による平均家事分担程度といったマクロなレベルでは、福祉国家レジームに即したパターンがある程度は認められたものの、世帯内の夫婦間の家事分担決定構造といったミクロなレベルでは福祉レジーム間の違いはそれほど大きく認められなかった。それでも、妻が仕事の有無や子どもの有無に影響される程度が高いのは、家族機能に重要性を見いだす保守主義型や家族主義型であり、そこには制度設計における家族の位置付けがミクロな個人の決定構造にも反映される側面も垣間見ることができた。

本稿を締めくくるにあたって、これまでの福祉国家比較を通した日本の位置付けについて簡単に述べたい。本分析において、日本は特異な位置を占めることが多かった。性別役割分業が妻に偏っている度合いは日本が最も高く、その程度を決定するにあたって日本の既婚女性のどの属性をもってしても有意な違いは認められなかった。また、性別役割分業観に対する意識は子どもの有無によって大きく異なっていた。この明確な性別役割分業体制は妻によって担われる家計管理という実質的家庭内勢力の保持とともに実現されていた点では、日本は特異であった。「男性は外、女性は内」という性別役割分業は既婚女性の断続的な就労パターンとともに実現されると同時に、家計を管理する「内の責任者」としての役割を共存させる。このような単なる家事の遂行にとどまらない家庭内性別役割分業はその他の比較対象国には認められなかった。その一方で、既婚女性と労働市場の関係や家庭内の夫婦関係は福祉国家レジームを超えて日本と共通する側面もあった。社会政策という

マクロな制度が、ミクロなレベルの意思決定構造にどのような影響を与え、個人の行為プロセスはどう関与していくのか、さらなる研究を試みたい。

注

- 1) 1994年ISSPデータは、東京大学社会科学研究所データアーカイブより入手した。
- 2) 各国のサンプルサイズは、イギリス984、アメリカ1,447、旧西ドイツ2,324、オランダ1,968、ノルウェー2,087、スウェーデン1,272、イタリア1,018、スペイン2,494、日本1,307である。
- 3) ここで就労率とは、該当年齢カテゴリーに属するもののうち、仕事ありと答えたものの割合をいう。若年層や高齢者層においては該当カテゴリーのサンプルが小さいため数値の解釈においては注意を要する。

参考文献

- Brinton, Mary. 1993. *Women and the Economic Miracle: Gender and Work in Postwar Japan*. Berkeley: University of California Press.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1997. "Hybrid or Unique? The Japanese Welfare State between Europe and America." *Journal of European Social Policy* 9(3): 92–123.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford University Press.
- Cutright, Phillips. 1965. "Political Structure, Economic Development, and National Social Security Programs." *American Journal of Sociology* 70: 537–550.
- Goldthorpe, John H. 1984. "The End of Convergence: Corporatist and Dualist Tendencies in Modern Western Societies." pp. 313–343 in *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, edited by J. H. Goldthorpe. Clarendon Press.
- Goodman, Roger and Ito Peng. 1996. "The East Asian Welfare States: Peripatetic Learning, Adaptive Change, and Nation-Building." pp. 192–224 in *Welfare States in Transition*, edited by G. Esping-Andersen. London: Sage Publications.
- Gordon, Linda (ed.). 1990. *Women, the State, and Welfare*. The University of Wisconsin Press.
- Gornick, J., Meyers, M., and Ross, K. 1998. "Public Policies and Employment of Mothers: A Cross-national Study." *Social Science Quarterly* 79(1): 35–54.
- 平岡公一 2000 「福祉国家研究における社会学的アプローチ」『福祉政策の理論と実際』東信堂, 187～211頁
- 岩間暁子 1997 「性別役割分業と女性の家事分担不公平感」『家族社会学研究』第9号, 67～76頁
- Leira, A. 1992. *Welfare States and Working Mothers: Scandinavian Experience*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lewis, Jane. 1992. "Gender and the Development of Welfare Regimes." *Journal of European Social Policy* 2(3): 159–73.
- 永井暁子 1999 「現代夫婦の性別役割分業の実態」「妻たちの生活ストレスとサポート関係」石原邦雄編・高橋勇悦監修、東京都立大学都市研究所, 179～201頁
- Nishioka, Hachiro. 1998. "Men's Domestic Role and the Gender System: Determinants of Husband's Household Labor in Japan." *Journal of Population Problems* (54)3: 56–71.
- 落合恵美子 1994 「21世紀家族へ」有斐閣
- 大沢真知子 1998 「新しい家族のための経済学」中公新書
- 大沢真理 1993 「企業中心型社会を超えて」時事通信社
- Reschauer, Edwin O. 1977. *The Japanese*. Cambridge: Harvard University Press.
- Sainsbury, Diane (ed.). 1994. *Gendering Welfare States*. Sage Publications.
- Sainsbury, Diane (ed.). 1996. *Gender, Equality, and Welfare States*. Cambridge University Press.
- 白波瀬佐和子 1999 「女性の高学歴化と少子化に関する一考察」『季刊社会保障研究』第34巻第4号, 392～401頁
- 白波瀬佐和子 2000 「家庭内性別役割分業と社会的支援への期待に関する一考察」『季刊社会保障研究』第36巻第2号, 256～268頁
- 白波瀬佐和子 2002 「少子高齢化と男女共同参画社会」金子勇編著『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房, 73～98頁
- Siaroff, Alan. 1994. "Work, Welfare, and Gender Equality: A New Typology" pp. 82–100, In *Gendering Welfare States*, edited by D. Sainsbury.
- 新川俊光 1993 「日本型福祉の政治経済学」三一書房
- 橋木俊詔 2000 「セーフティーネットの経済学」日本経済新聞社
- 武川正吾 1997 「福祉国家の行方」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社
- 富永健一 2001 「社会変動の中の福祉国家—家族の失敗と国家の新しい機能」中公新書
- 上野千鶴子 1998 「出生率低下：誰の問題か？」『人口問題研究』第54巻, 41～62頁
- 埋橋孝文 1997 「現代福祉国家の国際比較」日本評論社
- Wilensky, Harold L. 1985. *The Welfare State and Equality*. University of California Press.

(しらはせ・さわこ 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第二室長)

貯蓄支援税制としてのアメリカ 401(k)に関する考察

吉田 健三

■ 要約

401(k)制度は、日本では主に退職金や確定給付型企業年金の再編成のツールとして注目が集められ、昨年度の成立に至った。しかしそれは、近年の世界的な年金再編議論では、より広く退職所得保証政策の重心を個人貯蓄に移すものとして議論されている。本稿は、そうした個人貯蓄支援税制としての401(k)の評価を、実証研究の整理と理論的な性質の検証の両面において試みたものである。

まず実態の面において、401(k)税制は退職支援政策として、租税支出のコストとの対比で見た新規貯蓄創出の効率性に疑問が残ること、また一定の規制の存在にもかかわらず積立資産が低所得層を中心に退職前に利用されているなどの問題を抱えている。また理論的には、それは「合理性」を基盤とする経済学からは支持されがたい存在である。これらの点から、401(k)税制は、単なるフローとしての貯蓄創出の量の問題や、また標準的な経済学の観点からは十分に理解され得ない。それは、むしろ401(k)税制を通じた退職資産の性質変化、すなわち退職資産としての株式保有の進行という側面から、またもたらした金融市場の構造変化とのかかわりにおいて考察されるべきである。

■ キーワード

年金政策、退職貯蓄優遇税制、401(k)、企業年金、個人貯蓄

はじめに

20世紀を通じて世界各国で形成されてきた年金システムは、その終盤にさしかかる頃から大半の国で財政的な危機や制度のあり方への疑問が指摘されてきた。その結果、国民の退職所得保証における「公私の役割分担」は国際的に問い合わせられ、例えば1994年の世界銀行の提言にも見られるように私的セクターの役割や個人の自助努力による貯蓄への期待が高まっている¹⁾。アメリカにおいて401(k)等の私的貯蓄に対する優遇税制が1980年頃より創設され、今日さらに強化されつつあるのも、まさにそうした年金制度再編の流れを背景とする国民の退職後所得保証に関する責任の政府から個人への重心移動であり、同時にその個人の退職

貯蓄に対する政府介入の開始でもあった²⁾。

この401(k)に関しては、日本でも従来の企業年金にとてかわる新しい制度として注目され、すでに数多くの論考が提出されてきた。しかしながら、それらは主に自国の企業年金再編という問題意識に規定されて、従来から支配的年金形態であった確定給付型年金との優劣を論じる視点からの評価が大勢を占めていた。そのため、401(k)はこれまで本来の政策目的である個人の退職貯蓄支援策として評価されることが少なかったといえる。そこで、本稿では、退職貯蓄促進策としてのアメリカ401(k)の実態と、その理論的な性格についての評価を行い、401(k)税制の意義と問題を考える視点を提起したい。

I 401(k)に関する評価の視点

この節では、まずこれまでの401(k)への評価を簡単に整理した上で、この論文における政府の租税政策としての401(k)制度に対する評価の視点を確定する。

(1) これまでの評価

～確定給付型年金(DB)との対比

日本において、401(k)制度は主に既存の退職金制度や企業年金などの確定給付型年金(DB)を再編する際のオルタナティブとして注目されたものである。それ故、401(k)の評価もまた確定拠出型企业年金(DC)の代名詞として、主に従来支配的であった確定給付型企業年金(DB)との対比を中心として行われた。

その対比は、第1に運用リスクのシェアのあり方に関して行われた。DCとは、その最も基本的な定義において、運用リスクを従業員が負うか企業が負うか、という形でDBと区別される企業年金形態である。ここから、日本では401(k)導入はしばしば「資産運用のリスクを加入者に押し付けるものである」として批判されてきた。しかし、こうした批判は、なぜそもそも企業が従業員の資産運用リスクを負うべきか、いいかえれば定率の運用パフォーマンスを保証すべきか、という原理的な問題から考えた場合には必ずしも十分な説得力を持っているわけではない³⁾。また、運用リスクの負担先に関するDC批判は、その時々の金融市場の状況次第で正反対のものとなる点にも注意が必要である。実際、アメリカでは、1980～90年代にかけての好調な金融市場を反映してDCのほうが退職後の金融的保障を強化しているとする実証研究が提出されていた⁴⁾。

401(k)の評価に際して第2の軸となっているのは、年金受給権ポータビリティである。すなわちこれまでの退職金や企業年金の基本的な形態であ

るDBは、受給権付与に長期の加入期間を要すること、またその現在価値を計算する年金数理の問題から、加入者が転職の際に不利を被る仕組みとなっている。またDBによる年金・退職金受給権は現在の日本では、権利として確立していないため、給付の「功労報奨性」の問題も指摘されている⁵⁾。これに対し401(k)のようなDCでは、受給権の付与期間が一般的に短く、拠出金は個人の積立金として各々の口座に振り込まれるために、そうした権利の不明瞭さによる問題や転職に伴う不利は基本的に発生しにくい。ここから、DCは、経済のサービス化や雇用の流動化が進む今後の経済に適合した企業年金の形態であるとされている⁶⁾。

このように日本では、401(k)は主にDB対DCという枠組みで評価されてきた。そこでは、DBの欠点、すなわち加入者の権利や企業の義務が複雑な上に不明瞭であるといった問題が浮き彫りにされる形で、権利関係が比較的簡素で明確な401(k)の有利さが強調してきた。

(2) 退職貯蓄支援税制としての評価軸

このように日本では、401(k)をめぐる関心は既存の企業年金であるDBとの対比に集中してきた。それは、DBの積立不足に悩む日本の、企業年金再編に対する問題意識を色濃く反映したものであるといえる。しかしながら、こうしたDB対DCという枠組みでの401(k)評価は、現実のアメリカにおける政府政策としての401(k)を評価する視点としては必ずしも妥当ではない。なぜなら、第1に401(k)はDCの中でも、「従業員拠出金への税制優遇」という特徴を備えた特殊なDCを指すものであり、第2に、こうした特殊なDCである401(k)がアメリカで認可された背景は、DBの再編という日本的な問題意識とは基本的に無関係のものであったからである。

アメリカにおいて、401(k)タイプのDCが登場したことの中身は、既存の企業の従業員貯蓄制度へ

の従業員拠出金に対して追加的な税制優遇枠が設けられたことである。その政策的意義は、個人貯蓄に対する税制優遇の追加・強化にはかならない。それが登場した政策的背景には、第1には投資を刺激するための貯蓄創出という経済政策的目的と、第2に年金システムの第1・2脚である公的年金や企業年金の動搖を補うため、第3脚にある個人の退職貯蓄への支援を強化するという年金政策上の目的が存在していた。すなわち経済政策と年金政策といった異なる2つの政策目標は、新規貯蓄の創出という一点において調和し、その調和点の達成を企図したものが401(k)等の貯蓄優遇税制であるといえる⁷⁾。

401(k)設立の政策的な意味をこのように理解するのであれば、401(k)はその政策的意図に照らして次の2つの観点から評価されるのが妥当であると思われる。第1に、401(k)という税制優遇枠は、いったいどれだけの貯蓄を生み出したのかという点である。この点は貯蓄創出という経済的目的を持った税制として評価する上でも、またそれが国民の退職貯蓄形成にどれだけ寄与したのかという評価の上でも重要な問題となる。第2に401(k)に積

み立てられた資産が、実際に国民の退職後の備えにどれだけ役に立っているのか、いいかえれば401(k)の加入者が実際にはそれをどのような用途に用いているか、という点である。これは401(k)資産を退職貯蓄として政府の年金システム整備の一環としてとらえた場合には重要な評価基準である。

以上のことと踏まえて、次節では貯蓄優遇税制としての401(k)に関する評価を整理する。

II アメリカ401(k)効果の評価

(1) 貯蓄創出効果について

まず401(k)という税制優遇制度が、アメリカ国民の貯蓄創出にどれだけの効果を持ったのかという点から見ていきたい。図1に見るよう、401(k)は1981年に成立して以来、ほぼ一貫してその資産と拠出額を増大させ、1996年には、資産額1兆615億ドル、拠出額1039億ドルにまで達していた。この拠出額は、同時期のアメリカにおける個人貯蓄額3891億ドルの26.7%に相当する数値である⁸⁾。

しかしながら、この拠出額を直ちに401(k)制度による貯蓄創出効果として理解するのは早計であ

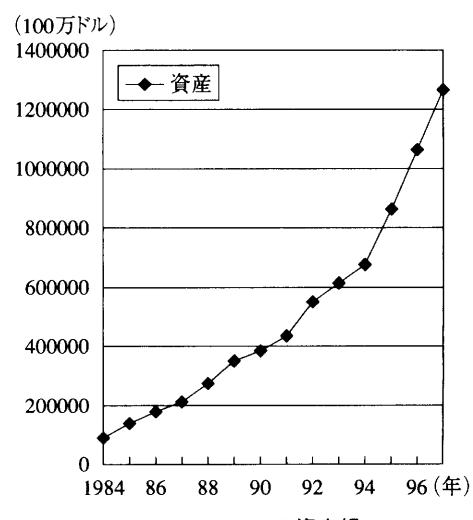
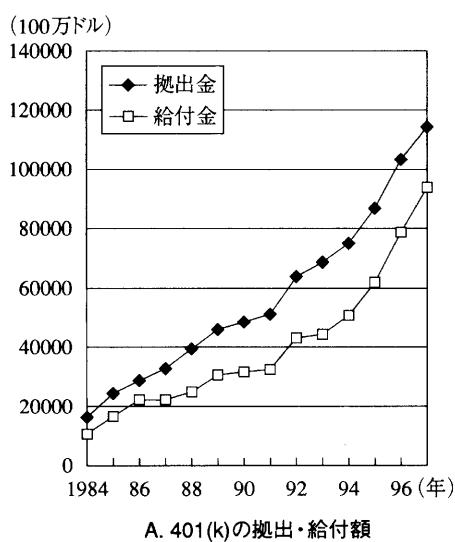


図1 401(k)の拠出・給付・資産

る。第1に、401(k)によって生じた純貯蓄を求める際には、この401(k)制度への流入である拠出金から流出額である給付金を差し引かなければならぬ。1996年における401(k)の給付金は784億ドルに及び、ここから401(k)制度への純流入額は拠出額の四分の一である255億ドルという計算となる。さらには第2に、401(k)制度への資金流入が本当に、401(k)によって発生した追加的貯蓄であるかどうかという問題である。すなわち401(k)への資金流入は401(k)の効果として新たに生み出された貯蓄ではなく、単に他の形態で貯蓄されていたはずの資金が税制優遇のある401(k)に移動したものにすぎないかもしれません、その場合は401(k)制度の貯蓄創出効果は極めて限定的であったということになる。

こうした問題を踏まえて、401(k)等の貯蓄優遇制度に累積した資産は、実際にはどれだけの純粹な新規貯蓄を表していたのか。この問題は貯蓄創出を重要な課題としていた当時のアメリカの政策的論議にとっても重要な論点であった。そのため、401(k)資産の性格に関する評価については、同時代の類似の税制優遇措置であった1981年の退職個人勘定(IRA)規定拡大の評価と合わせて、数多くの実証研究が提出されてきた。例えば、Attanasio & Deleire [1994]やEngen, Gale & Scholz [1994]などの研究では、401(k)やIRAに積み立てられた資産は、他の金融資産の減少を通じてもたらされたものであり、401(k)やIRAの貯蓄創出効果に抜本的な疑問を投げかけている⁹⁾。特に、Attanasio & Deleire [1994]などは、401(k)に類似する退職貯蓄優遇税制であるIRAへの拠出のうち、新規貯蓄であるものは20%にも満たないと推定している。他方で、これとは反対にVenti & Wise [1986]、Feenberg & Skinner [1989]のように、401(k)やIRA加入と保有資産との有意な正の相関を見いだし、貯蓄優遇税制の効果を支持する研究は昔から数多く存在してきた¹⁰⁾。特に長年この問題に

関して研究を続けてきたPortaba, Venti & Wise [1996]らの総括的な研究では上記のAttanasio & Deleire, [1994]やEngen, Gale & Scholz [1994]のデータや方法の再検証による批判を通じて、貯蓄優遇税制の効果を改めて強調している¹¹⁾。

このように、401(k)等の貯蓄優遇税制が持った効果の有無は、研究者の議論においても見解が分かれている錯綜した問題である。それはこの問題が、「もし401(k)がなければ」という、正確には実証不能な仮定を検証しなければならないため、その推定をめぐってのアプローチが錯綜せざるを得ない事情にも基づいている。401(k)やIRA税制の貯蓄創出効果に関する研究は、2000年を過ぎた今日でもなお次々と提出されており、実証面においていまだに結論的な合意は得られていないのが現状である¹²⁾。

しかしながら、仮に401(k)への資金流入のすべての部分が税優遇効果によって生まれた新規の貯蓄であるとしても、そのことから直ちに401(k)が国民の貯蓄創出に効果的な税制であったと結論づけることはできない。なぜなら、401(k)が貯蓄に対する税制優遇を用いた租税政策である以上、その政策効果はコストとの、ここでは税控除によって生まれる税収ロスとの対比で評価されなければならないからである。このような優遇税制によって発生する税収ロスは、一般的に租税支出(tax expenditure)と呼ばれている。

従来から企業年金が生み出している租税支出は、連邦政府財政の租税支出の大半を占める最大の費目として注目されてきた。財務省の調査によると、1991年で401(k)を中心とした民間の確定拠出型企業年金(DC)で発生した租税支出は、193億ドル。これに対し、同年の確定拠出型年金の純拠出金、すなわち拠出と給付の差額は、169億ドルである。このように、純拠出額に対して同水準以上の税コストが費やされていることを考へるならば、仮に401(k)制度を中心とする確定拠出型制度

への資金流入がすべて401(k)等の優遇税制によって生まれた追加的貯蓄であるとしても、それが貯蓄優遇税制として効率的な制度であったとは言い難い。

もちろん、この租税支出という数字をそのまま政府の支出と同様に扱うことには、従来から多くの問題が指摘されている。例えば租税支出は、「もし税制優遇がなければ」という仮定に基づいた推計値にすぎない上に、一般の企業年金や401(k)などへの税制優遇があくまで繰り延べであって免除でないこと、さらにはそれは現行の課税の発生主義が前提にされていることなど、従来から多くの問題が指摘されており、これを単純に政策のコストとして把握することには数多くの批判が存在している¹³⁾。とはいっても、たとえこの租税支出という数字が、政府の実際の支出や損失を示す数字ではなかったとしても、その数字が、実際に現行の税制からの現時点での税控除額を表現しているという事実には変化がない。いずれせよ、こうした税制上の対価とのかかわりで見た場合、貯蓄形成策としての401(k)型税制の効果に関しては、いっそうの疑問が投げ掛けられることになるといえる。

(2) 退職貯蓄としての機能

次に、401(k)に積み立てられた資産が實際にはどのように用いられているのかについて見ていきたい。これは具体的には、退職後の備えという名目で税制優遇を与えられた401(k)資産が退職前に養育費や住宅費などの用途に使用されるのではなく国民の退職後の備えとして機能しているかどうかという問題である。このことは退職貯蓄促進政策としての401(k)を見る際には、上記の量的な貯蓄創出効果と並ぶ重要な評価点となる。

退職後に備えた貯蓄であるはずの401(k)資産が實際には退職前に利用されているという問題は、401(k)が登場し始めた1980年代の前半においてすでに401(k)批判の材料として取り上げられて

いた。というのも401(k)規定は、その成立当初においては積立金の退職前の利用に関して十分な規制を有していなかったからである¹⁴⁾。この特徴は、同時代に議会の立法により成立した類似の退職貯蓄制度である企業IRAが、積立金の退職前の利用に対して10%の追徴税を科しているのと比べた場合、退職貯蓄支援制度としての401(k)の欠陥を際立たせる材料となった。そのため1980年代の前半まで401(k)はそれを管轄していた労働省からさえ、退職前も利用できる単なる貯蓄にすぎないという趣旨の批判が浴びせられ¹⁵⁾、これを年金として認められないという観点から当時の401(k)廃止論の一論拠ともなった。その結果、1986年の税制改革法において401(k)にもIRAと同様に退職前の積立金利用に関する規制が強化され、401(k)資産の退職前の引き出しには10%の追徴税が課されることになった。

では、その1986年税制改革以降、401(k)資産は退職に備えた貯蓄として用いられるようになったのだろうか。この問い合わせをして、Bassett, Fleming, Rodrigues [1998]では、退職前の一括払い年金分配の調査を通じて極めて批判的な結論を導き出している¹⁶⁾。一括払い年金分配とは、加入者が転職する時点などにおいて積み立てられた資産を一括して受け取ることである。以前の仕事の年金プランでカバーされているすべての勤労者の中で、47%が少なくとも一つの一括払い年金分配を受け取ったと回答している。1992年の時点では、同年の401(k)拠出額の約30%に相当する190億ドルが、退職前一括払い分配として受容されたと推計されている。これは同年の拠出と給付の差分である純拠出額212億ドルにも匹敵する数値である。

この一括で受け取った年金積立資産は、それを別の、例えばIRAや転職先の401(k)に移行するのでなければ、上記の1986年税制改正法に従い10%の追徴税が科される。しかしながら、1992年の時点で、一括払い受領者のわずか28%(ドル加

重では56%)のみが、その資金を別の適格プランに移行させ、他の者は追徴税の存在にもかかわらず、住宅投資等に消費あるいは他の資産に投資したと回答している。この傾向は、とりわけ低所得者層に顕著であり、年間所得7万5000ドル以上の層は、47.1%(ドル加重で64.9%)が移行を選択しているのに対し、1万5000ドル以下の層は、15.6%(ドル加重で30.6%)のみが移行を選択している。これらのことから、勤労者、とりわけ低所得層は、たとえ401(k)への参加・拠出を行っていたとしても、多くが一括払い分配を通じて機会が与えられれば、その金を退職前に引き出している、と考えることができる。

また、積立401(k)資産に退職前にアクセスする手段としてはほかには、401(k)制度から資金をローンする手段が存在する。1999年時点において、401(k)加入者の82%がこのローン規定を利用することができる制度に加入している。ただ現状では、実際にこのローンを利用しているのはそのうち18%と必ずしも多くはない¹⁷⁾。とはいえ、これは1990年代の持続的な経済的好調のもとでの数値であり、今後の経済の動向次第では、401(k)資産への退職前の需要も当然高まり、こうしたローン制度の活用も高まる可能性もある。何より重要なのは、加入者にとって追徴税の科せられる引き出しのほかに、実質的に401(k)資産を退職前に活用する方法が存在し、事実一定程度の利用がされているということである。

以上から、401(k)資産は、特に低所得者を中心として必ずしも退職後に機能することを保障されておらず、実際にもその資産の一定部分は退職前に利用されている。これは401(k)を政府の退職保障制度の一環として、また税制優遇というコストを伴って実施されている退職貯蓄支援策として考えた場合、大きな課題であるといえる。

III 401(k)税制の理論的性格に関する考察

前節では政府の貯蓄創出および退職貯蓄支援政策としての401(k)制度が抱える現実的な問題を指摘してきた。この節では、そうした問題を手掛かりにしつつ、401(k)等の貯蓄優遇税制の性格に関して、もう少し理論的な側面からのアプローチを試みていきたい。

(1) 「合理性」への期待をめぐる錯綜

401(k)等の貯蓄優遇税制は、理論的性格においてやや複雑な内実を持っている。それは、一見すると税制優遇による国民の貯蓄刺激というごく明快な論理で成り立っているが、少し立ち入ってその論理が有効に成立する条件を考察していくならば、問題はやや込み入った性質を帯びてくる。そのため、401(k)をはじめとする貯蓄優遇税制は、実際にまだ経済学的に一貫した理論的根拠を得るに至ってはいない。ここでは、そうした401(k)税制の理論的複雑さについて、「合理性」への期待をめぐる錯綜という観点から明らかにしていきたい。

401(k)税制は、一方で個人の「合理性」への期待に理論的に依拠して成り立っている制度である。本稿の冒頭で述べたように、401(k)のような退職貯蓄支援税制の登場やその活用は、より広い年金制度の再構築の一環であり、既存の公的なまた集団的な年金制度の機能を代替し、補強するものとしての個人貯蓄を支援することを企図したものである。このように公私の役割分担が見直される形で政府の年金システムの再構築が図られる際には、それを支える論拠としてしばしば「自己責任」や「自助努力」といったことが訴えられる。これらの掛け声は、一面では政府責任の縮小を単に正当化する消極論の表明である。しかし、他面でそれは、暗黙にまた時には明示的に彼らの生涯的な生活設計における「合理性」への期待を表すものもある。逆にいえば、こうした個人の「合理性」

の想定が、401(k)登場の背景となる年金システム再構築の動きを正当化する重要な理論的支柱となっているといえる。

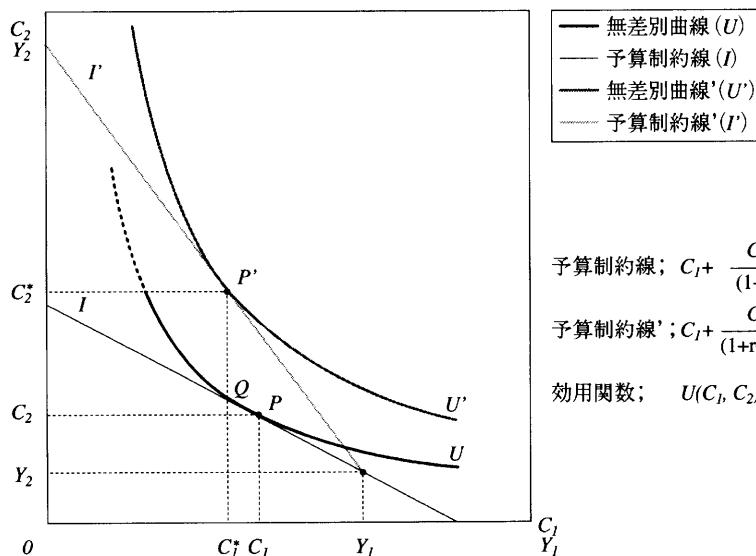
このことは、公的年金の非効率性等が批判される際に、しばしばライフサイクル・モデルが援用されることに端的に示されている¹⁸⁾。ライフサイクル・モデルとは、個々人が自らの退職時期や死亡時期、また各期間での所得や利率等をすべて完全にあるいは確率論的に把握した上で、その予算制約のもと自らの効用を最大化する形で各期の消費を決定していくモデルである。すなわちそれは、個人の生涯の生活設計における「合理的行動」を体現したものであり、同モデルによる公的年金の批判は、個人の「合理性」の論理による既存の年金システムの批判にほかならない。

こうした「合理性」の論理に基づいた年金システムの再構築の流れに対しては、そもそも個人が生涯の見通しに関して合理的だとすること自体を非現実的な仮定だと批判することも可能であろう。しかし、401(k)の抱える理論的な問題を考える上でより重要なことは、この「合理性」の存在の非現

実性にあるのではなく、この「合理性」の論理が、401(k)税制を支持する論理ではなく、むしろそれを批判する論理であるという点にある。なぜなら、個人の「合理性」の論理から見れば、401(k)のような貯蓄優遇税制もまた、公的年金システムなどと同様に、「合理的」個人の貯蓄に介入し、個人の「合理的」行動を歪め、非効率を生み出すものであるからである。

(2) ライフサイクル・モデルにおける401(k)税制の効果

このことを、もう少し詳しくるために、「合理性」の論理が体現されているライフサイクル・モデルにおける401(k)税制の効果を考えてみよう。ここでは、ごく簡単にライフサイクルを現在と退職後の二期に分けた最も単純なモデルを想定する。図2はそのモデルを図示したものである。まず、税制優遇がなされない以前の状態は、予算制約線(I)上で効用関数を最大化する点、すなわち効用の無差別曲線(U)との接点(P)において、第一期、第二期のそれぞれの消費が決定されている。



$$\text{予算制約線; } C_I + \frac{C_2}{(1+r)} = Y_I + \frac{Y_2}{(1+r)}$$

$$\text{予算制約線'; } C_I + \frac{C_2}{(1+r+\Delta r)} = Y_I + \frac{Y_2}{(1+r+\Delta r)}$$

$$\text{効用関数; } U(C_I, C_2) = \varepsilon_1 \log C_I + \varepsilon_2 \log C_2$$

図2 二期ライフサイクル・モデルと貯蓄優遇税制

401(k)税制の効果は、この図においては予算制約線の傾きである利子率 $(1+r)$ を増加させる定率 Δr として扱われている。このように貯蓄優遇税制を貯蓄に対する定率の補助として簡略化してしまうことは、現実にある401(k)税制の複雑さや、拠出上限の問題、またマッチング拠出や401(k)以外の貯蓄の存在を捨象し、さらには他の企業年金や公的年金の控除との区別等いくつかの厳密性を犠牲にした操作である。しかしながら、第I節で見たように本稿の趣旨は401(k)税制の性格を貯蓄優遇税制の追加的設定・強化として理解した上で、その政策的な妥当性を検証することにある。こうした目的に照合すれば、401(k)を貯蓄優遇税制一般として扱うことは無用の煩雑さを避け、この内容を端的に示すことに有用な方法である。また、仮にこのモデルに拠出上限や貯蓄の分類、さらには401(k)貯蓄の引出制限などの要素を追加して、より精密なモデルを構築したとしても、ここで述べる結論は基本的に変更されない¹⁹⁾。

このように401(k)を貯蓄への定率の補助として理解するならば、その効果は予算制約線の利率を上昇させた場合と同様のものとして理解できる。当初の均衡点(P)は、予算制約線のシフト($I \rightarrow I'$)に応じて、新しい無差別曲線(U')との接点(P')にシフトする。この当初の均衡点と新しい均衡点との幅($C_1 - C_1'$)が、この税制によって創出される貯蓄額(ΔS)を表している。

しかしながら、この図のように貯蓄優遇税制が貯蓄を上昇させるかどうかは、必ずしも理論的に確定できる問題ではない。なぜなら、優遇税制による利率の上昇は、一方では現在と退職後の相対的な価格を変化させる代替効果によって貯蓄を増加させる効果を持つが、他方でその利率上昇によって実質的な購買力を増加させる資産効果によって貯蓄を減少させる効果も持っているからである。貯蓄優遇税制は、貯蓄に対して正・負両面の影響を与えるものであり、そのいずれが大きい

かは理論的に一意に確定できない。

このように貯蓄優遇税制が持つ貯蓄創出効果が確定できない中で、確実に発生しているのが優遇税制による租税支出のコストである。図では2つの予算制約線の差($P - Q$)がそのコストとなる。問題は、ここで発生するコストが、追加された貯蓄に対する優遇分($\Delta S \cdot r$)ではなく、それ以外のすべての貯蓄に対する優遇分($S \cdot r$)であるということである。これは、このモデルでは個人がすべての貯蓄を401(k)の形で積み立てることが想定されている結果であるが、これはより高い効用を求める合理的な行動からすれば当然の帰結である。つまり貯蓄優遇税制は、追加的貯蓄への補助として機能する以前に、それが個人に「合理的」に活用される結果、もともと存在していた貯蓄への補助金として機能する。

401(k)の貯蓄創出効果は、この確実に発生するコストとの対比で評価される必要があるが、この意味において401(k)税制が効率的な制度であり得るのはごく稀である。この図に示されたモデルにおいても、優遇税制のコスト(現在価値)一単位当たりで、1以上の貯蓄追加効果が得られるのは、個人の第一期・第二期の所得比や選好が、非現実的ともいえる厳しい条件を満たす場合だけである²⁰⁾。したがって、ライフサイクル・モデルにおいては401(k)のような貯蓄優遇税制はほとんどの場合において非効率であるという帰結が導かれる。

さらに、貯蓄創出に負の影響を与える資産効果についてより詳しく見てみると、それは一定の条件のもとでは資産の取り崩し時期の早期化を促し、退職前の取り崩しを誘発させる効果を持っている。図3-A. は、上述の単純なライフサイクル・モデルを、個人の退職期を現役時40年(20~60歳)、退職後20年(60~80歳)の合計60期に拡張した結果を示したものである。ここでは、貯蓄に対する優遇税制の効果によって消費が(C)から(C')へとシフトし、その結果消費が所得を上回り貯蓄が

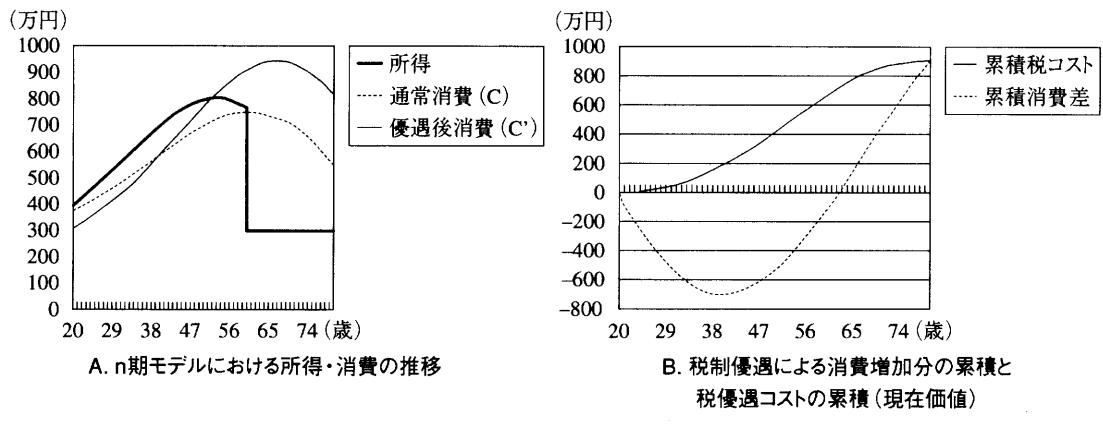


図3 ライフサイクル・モデルにおける貯蓄優遇税制の効果の例 (n期モデル)

負になる時期、すなわち資産を取り崩し始める時期が早まることで退職前の資産の取り崩しが発生している。もちろん、この図に用いられている生涯所得や消費の選好は任意のものであるため、このモデルのもとで常に退職前の取り崩しが発生するわけではない。しかし、貯蓄優遇の定率の利益である Δr が大きければ大きいほど、この個人の消費の増大率が上昇することはこのモデル固有の性質であり、その結果として消費が所得を上回る時期が退職前に来ることになれば、退職前の取り崩しが発生することになる。なお、こうした積立金取り崩しの早期化も促進し得る効果をもたらす資産増加は、必ずしも生涯にわたる資産の増大を意味しているわけではない。確かに、税制優遇はライフサイクル前半期の貯蓄を促進することで一定時期の積立資産を増大させる。しかし、このモデルにおいては、税優遇によって生まれる生涯の消費量の増大は、現在価値ベースで見た場合図3-B.のように常にその税優遇によるコストと一致し、これを超えることはない。すなわち全生涯の合算で見た場合、退職前資産の取り崩しを促進する「資産効果」は、単に税コストの補助による所得増大によってもたらされるものであるといえる。

このように401(k)積立資産の退職前取り崩しは、理論的にはそれが税優遇による補助金による「資

産効果」によって誘発され得るものである。ただし、こうした「資産効果」を原因とした退職前の資産取り崩しは、現実に発生している低所得者層を中心とした取崩し問題を理解する上では、明らかに説得力に欠ける説明である、という点には注意が必要である。ここで明らかにされたことは、前節で問題として取り上げた退職前の401(k)資産利用という現象が、個人の不合理性の結果や失業や疾病などの不測の事態に対応したショックアブソーバーとしてのみ発生するのではなく、むしろそれらの不確実性・非合理性を排除した完全な合理性の仮定のもとでもその発生が促進される可能性を指摘した点にとどまる。

以上のように、個人の合理性を前提としたライフサイクル・モデルにおいては、401(k)政策は、個人が401(k)税制を合理的に活用することによって貯蓄創出政策として非効率性を生みだし、また一定の条件のもとでは退職前利用にも結びつき得ることが明らかにされた。新規貯蓄創出による経済政策と年金政策との同時的追及といった401(k)の政策的目的は、合理性の想定下では成立しがたい、と評価することができる。しかしながら、こうした結論が、直ちに実際の401(k)政策の意義を否定することにつながるわけではない。なぜなら、この節で行われてきた考察は、現実に対する分析では

なく、むしろ現実の多くの側面を捨象し、その結果得られる個人の完全合理性の仮定から展開された規範論的なアプローチであり、あくまで観念上の作業にすぎないからである²¹⁾。

こうした制限を踏まえた上で、この節で明らかにしたこととは、401(k)のような貯蓄優遇税制は、その政策目的どおりの個人の「自助」を促す制度として一面的に把握することはできないという点である。国民の退職後の備えとして、「合理的」な個人の「自助」に期待する論理は、近年の年金システム全体の再構築に関する世界的な潮流を支える理念ではあるが、それは同時に401(k)税制の存在を支持しない。むしろ個人の「合理性」を前提とする経済学にとって、401(k)は個人の合理的行動に介入し、これを歪めることで全体的な非効率を生み出す税制である。この論理から導かれる規範は、むしろ課税中立の論理であって特定の行為に対する補助ではない。このように、401(k)等の貯蓄優遇税制は、理論的性格としては、「合理性」への期待をめぐる錯綜を抱えている。それは、一方で個人の「合理性」への期待をその背景に持ちながら、他方でその「合理性」の論理により批判され、少なくとも「自助」の制度としては、一貫した理論的な基礎づけを獲得するには至っていない。401(k)税制に有効性や意義があるとすれば、それは「合理的な個人」による「自助」とは別の論理から展開されなければならない。

IV アメリカにおける401(k)税制の意義

前節までの考察で明らかになったように、401(k)等の退職貯蓄優遇税制の意義は、単純な貯蓄創出策として、また「合理的な個人の自助」という抽象的な論理からは理解しえない。実際に、アメリカの401(k)が今日注目を集めに至ったのは、貯蓄優遇税制として掲げられた政策目的どおりアメリカの経済的・あるいは退職貯蓄増加への寄与

が評価されているからではなく、ましてや「合理的個人」という抽象的な存在に期待したマクロ貯蓄策として評価されているからでもない。

アメリカの401(k)が注目を集めているのは、401(k)やIRA等の退職貯蓄勘定が、個人の退職貯蓄を、単なる預金からMMFほか投資信託やGIC(確定利付商品)などの金融商品へシフトさせ、また株式の大衆保有を促進する基盤として機能している点である。すなわち問題とすべきは、401(k)税制によって追加的に生み出された貯蓄量の問題ではなく、その貯蓄の性質である。例えば、2000年の時点で401(k)資産のうち約44.7%が投資信託の購入に充てられ、約70%の資産が、直接・間接に株式の保有に充てられている²²⁾。さらには、Weisbenner [1998]、Pence [2002]のように401(k)のような年金プランの加入者は、他の資産においても株式を保有する傾向にあるとの研究もある²³⁾。こうした機能は、単に「個人」の退職資産の運用に関する判断の合理性にかかるだけの問題ではない。それは退職貯蓄口座の運営・管理サービスを軸に、自社の金融商品の顧客リテーリングを行ってきた各種金融機関の努力を反映したものである。401(k)税制の意義とは、金融機関のこうしたリテーリング努力を支援したことにあり、その結果として株式の大衆保有が進行し、国民の退職貯蓄資産と資本市場とのかかわりが緊密化していくのを促進したことにある。なお当然ながら、こうした動きは、リスク管理手法の高度化や各種金融商品の発達、商品の直販の金融機関による拡販戦略など、1970年代以降進行する金融市場の構造変化という特定の歴史的文脈、経済的条件を前提に進行したものである。

このような現実を踏まえるならば、政府政策としての401(k)税制の評価は、掲げられた政策目的とは別に、次の視点から行われるべきと考えられる。すなわち第1に、経済政策としては、貯蓄創出の単純な量的効果ではなく、401(k)税制を通じた退

職貯蓄の性質変化の内容を確定すること。またそれがアメリカの経済構造といかなるかかわりを持ち、また1990年代の金融市場の構造変化や資産膨張にどのように寄与したのか、を分析することである。第2に年金政策としては、401(k)税制を国民の単純な退職の備えに対する「自己責任」の強化として一面的に見るのでなく、この税制をてこに国民の退職資産の性格が変化し、国民の老後と金融市場の関係がより緊密化している現実をどう評価するのかが問題となる。例えば、長くアメリカの貯蓄低下を問題視し続けた代表的な論者であるM. フェルドシュタイン氏は、1990年代の金融資産ストックの拡大を指摘して「個人貯蓄率の低下は、富の拡大があるので問題はない」と論調を転換している²⁴⁾。もちろんこの意見自体は、20世紀末の株価高騰のピークを過ぎた今日から見れば、あまりにも楽観的な見方であったといえる。しかし、他方でこの発言は、国民の退職の備えがすでにフローとしての貯蓄創出の問題だけでなく、それが資産ストックの膨張に大きく左右される点を指摘し、退職資産の質の問題へ注意を喚起している点で興味深い。

年金政策としての401(k)の評価には、現実に401(k)資産と密接なかかわりを持つ20世紀末アメリカの金融市場の発達に対する分析と評価が必要である。こうした特定の歴史的分脈と切り離されたところで、正しい401(k)評価を成し得ることはないであろう。

むすび

わが国では、まだ401(k)のような個人貯蓄支援を全体の年金システムの中に位置付けようとする議論は本格化していない。しかしながら、世界的には、世銀の勧告やイギリスでの年金改革、アメリカの個人貯蓄提案のように公的年金を含む年金体系全体の再編に位置付ける流れが存在し、日本の年金改革の論議にも影響を与えつつある現実もある。

そのことをかんがみれば、わが国では今後も401(k)を検討する意義は、改めて重要性を増すであろう。その際には、これまで提起してきたように、401(k)をマネーフロー面での単純な貯蓄創出策や「自助」のツールといった平板な視点からとらえるのではなく、アメリカ金融市場の発達といった特定の経済的条件とのかかわりで、401(k)等の貯蓄優遇税制が發揮した機能と意義、そして問題点を多面的に分析していくことが必要である。次稿の課題としたい。

投稿受理(平成14年8月)
採用決定(平成14年10月)

注

- 1) World Bank, *Averting the Old Age Crisis*, Oxford Univ. Press, 1994
- 2) 401(k)型制度登場の政策的背景に関しては、吉田健三 2002「アメリカ年金政策における401(k)成立の意義～企業IRAとの競合関係の分析を中心に」『社会政策学会誌』第7号を参照。
- 3) 例えは、西村周三 2000『年金と保険の経済学』名古屋大学出版会。企業と従業員の適切なリスク・シェアリングという観点から、DBとDCを整理することを試み、その点からのDCの妥当性が展開されている。
- 4) A. Samwick & J. Skinner, "How Will Defined Contribution Pension Plans Affect Retirement Income?", NBER Working Paper No.W6645, 1998.
- 5) 日本の企業年金・退職金制度の功労報奨性に関しては、森戸英幸 1998「退職給付の受給権保護～企業年金・退職金のポートフォリオと不利益変更」『ジュリスト』No.1128を参照。
- 6) 例えは、橘木俊詔、鯛天材樹「わが国企業年金の制度改革：ポートフォリオと確定拠出型の導入をめぐって」、大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』1997年12月号など。
- 7) 吉田、前掲論文。
- 8) この計算の分母にあたる個人貯蓄の数値はFederal Reserve System, *Flow of Funds Accounts*. から。
- 9) Engen, Eric, William G. Gale, and John Karl Scholz. 1994. "Do Saving Incentives Work?", *Brookings Papers on Economic Activity*, 1:85–151. Orazio P. Attanasio & Thomas C. Deleire. 1994. "IRA's and Household Saving revisited: Some New Evidence", NBER Working Paper, No.4900.
- 10) S. Venti & D. Wise. 1986. "Tax-Deferred Accounts, Constrained Choice, and Estimation of Individual

- Saving”, *Review of Economic Studies*, LIII, p.579–601, D. Feenberg & J. Skinner. 1989. “Sources of IRA Saving.”, *Tax Policy and the Economy*, 3: 25–46. Cambridge: MIT Press.
- 11) James M. Portaba, Steven F. Venti & David A. Wise. 1996. “Personal Retirement Saving Program and Asset Allocation: Reconciling the Evidence”, *NBER Working Paper*, No.5599.
 - 12) 例えば, K. Pence “401(k)s and household saving: New Evidence from the Survey of Consumer Finances”, *Finance and Economics Discussion Series (FEDS)*, 2002-6, The Federal Reserve Board, 2002. では, 最新のデータを用いて401(k)の新規貯蓄創出効果を再度批判している。
 - 13) 例えばJoint Economic Committee, Vice Chairman Jim Saxon, *Tax Expenditures: A Review and Analysis*, August 1999を参照。
 - 14) 吉田, 前掲論文。
 - 15) *Pension & Investment Age*, October 29, 1984, p.9.
 - 16) W. Bassett, M. Fleming, A. Rodrigues, “How Workers Use 401(k) Plans: The Participation, Contribution and Withdrawal Decisions”, *National Tax Journal*, 51, No. 2 (June 1998): 263–89,
 - 17) Employee Benefit Research Institute (EBRI), “401(k) Plan Asset Allocation, Account Balances, and Loan Activity in 1999”, *EBRI Issue Brief*, No.230, 2001.
 - 18) 例えば, P.Samuelson や M. Feldstein などによる伝統的な公的年金の経済的性格に関する議論など. こうした議論は, 小塩隆士 1998『社会保障の経済学』日本評論社で簡潔に整理されている.
 - 19) より精密なモデルを用いて401(k)やIRAの効果の推計を試みている研究として, 例えばEngen, Eric, William G. Gale, and John Karl Scholz [1994].
 - 20) それが成立する条件は, $(\epsilon_1/\epsilon_2) \cdot (Y_1/Y_2) \cdot (1+r+\Delta r) < 2$ である.
 - 21) 例えば, 貯蓄優遇税制が, 税控除による公的部門の貯蓄減少を考慮に入れた場合には国家全体の貯蓄創出に効果的ではないという可能性はA. Munnell. 1982. *The Economics of Private Pensions*, Brookings Institutionによってすでに指摘されている. 実際の税優遇の効果については, 前節で見てきたような実証研究の課題であるとされてきた.
 - 22) Investment Company Institute, *Mutual Fund Fact Book*, 2001, p.55 およびEBRI [2001]より.
 - 23) Scott Weisbenner, “Do Pension Plans with Participant Investment Choice Teach Households to Hold More Equity?”, *FEDS*, 1999-61, FRB, 1999. Karen M. Pence, “Nature or Nurture: Why Do 401(k) Participants Save Differently than Other Workers?”, *FEDS* 2002-23, 2002.
 - 24) 佐々木スミス三根子 2000『IT革命かITバブルか』東京経済新報社, p.162.

(よしだ・けんぞう 京都大学大学院博士課程)

国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状

— ILO, OECD, EUROSTATの動向から —

勝又 幸子

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2002年12月に「平成12(2000)年度社会保障給付費」の公表を行った。配布資料および研究所ホームページで公表データはすべて入手することができる。給付費のとりまとめは日本の社会保障給付費の推計が主たる活動だが国際比較のデータも付録として収載してきた。しかし過去3年間日本以外の国のデータ更新が行われていない。これは、データ元のILOがデータを更新できないでいるからである。ILO本部への問い合わせでは第19次調査の回答率が低調になったことで第19次調査から採用した「機能別分類」の見直しを行っているという回答だった。しかし、その背景には国際機関間の協力の在り方に関する課題が見え隠れする。

社会保障分野は国の経済発展の度合いおよび人口高齢化や社会制度の成熟度に大きく影響をうける分野であり、ILOのような国連加盟国全体を対象にする機関では、焦点を絞りにくい分野である。それに比べ先進国クラブと言われるOECDは共通の社会経済問題をあげやすい。しかし欧州連合(EU)の地域的活動が活発になるにつれ、欧州委員会(European Commission:共同体法を提案し実施する権限をもつ委員会)の一部局、統計局(EUROSTAT:ユーロstatt)の役割が相対的に大きくなってきた。そこでOECDの加盟国の半数以上を占めるEU加盟国は国際機関に対する二重の情報提供を回避するためEUROSTATにOECD

のみならずILOに対する情報提供を委託したのである。国際機関間の協力としては効率化の面からも結構なことだが、そこで目標とされたのは統合された国際比較データの作成ではなく、それぞれの国際機関が類似点の多い「異なる」費用統計を維持する方向だった。OECDが社会支出統計(Social Expenditure database)の公表を始めたのが1998年、ILOが第19次調査として従来の制度別分類から機能別分類を公表し始めたのが1999年だった。OECDは当初からEUROSTATからデータの提供を受け、ILOは第19次調査から協力を受けることになった。

各国際機関が「独自」の費用統計に关心を持つ理由は、その存在意義を国際社会や加盟国に示す意味で重要である。国民経済計算、労働統計、保健医療統計など主な国際機関はそれぞれのデータを持っている。しかし社会支出の統計については「独自」とはいいがたい「相乗り」の構造がある。それはOECDやILOがデータ提供をEUROSTATに依存していることと、そもそも社会支出の定義や費用統計のまとめ方についての基礎的研究についてもEUROSTATの蓄積(1996年ユーロstattマニュアル¹⁾)を援用させてもらっているからである。EU諸国のデータ収集をEUROSTATに依存せざるを得ない実際の理由があったとはいえ、類似点の多い「異なる」費用統計が生まれた背景には「相乗り」の構造があったのである。

どんな国際比較データがどの期間利用可能なのか

本動向では、2002年末現在入手可能な各国際機関の費用統計についてその概要を紹介する。表1が入手可能な社会保障費の国際統計の現状である。表2でわかるように、財源を併せて集計しているのはILOとEUROSTATだけでOECDでは支出の統計だけを集めており、財源のデータは収集していない。

なお、ユーロstatt 2001『社会保護支出統計』部分翻訳版は国立社会保障・人口問題研究所のホームページでダウンロード形式で公開されている。表7はその一部である。

注

- 1) EUROSTAT ESSPROS MANUAL 1996「ESSPROSマニュアル 1996年度版」国立社会保障・人口問題研究所のホームページ「社会保障部門」から翻訳資料がPDFで入手できる。

参考文献

浅野仁子(2001)「社会保障費の国際比較—基礎統計の解説と分析—」『海外社会保障研究』No.134

EUROSTAT (1996) "EUROSTAT ESSPROS MANUAL"

EUROSTAT (2002) European social statistics Social Protection Expenditure and receipts 1980-99, 2001 edition

(かつまた・ゆきこ

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)

表1 社会保障費国際統計の利用可能状況(2003年1月現在)

	旧 ILO 基準 ¹⁾	新 ILO 基準 ²⁾	OECD ³⁾	EUROSTAT ⁴⁾
日本	1950～1993	1994～2000	1980～1998	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	1980～1999	—
イギリス	1949～1993	—	1980～1998	1980～1999
ドイツ	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1980～1999
フランス	1949～1993	—	1980～1998	1980～1999
スウェーデン	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1980～1999

注1: ILOホームページで1990～93の3年間掲載、それ以前は刊行物参照。

注2: 1994～96の3年間(国によっては2年間)をnew conceptとしてホームページで掲載。

注3: CD-ROMのみでOECD Social Expenditure database2001, 3rd Editionとして販売。(ISBN92-64-09850-X)

注4: 印刷物のみでEUROSTATよりEuropean social statistics Social Protection Expenditure and receipts 1980～99, 2001 editionとして販売。(ISBN92-894-2075-8)

表2 「表1」の国際統計のうち財源データの有無

	旧 ILO 基準 ¹⁾	新 ILO 基準 ²⁾	OECD ³⁾	EUROSTAT ⁴⁾
日本	1950～1993	1994～2000	—	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	—	—
イギリス	1949～1993	—	—	1980～1999
ドイツ	1949～1993	1994～1996	—	1980～1999
フランス	1949～1993	—	—	1980～1999
スウェーデン	1949～1993	—	—	1980～1999

注: 表1と同じ

各国際比較統計の特徴と違い

表3 社会保障費国際統計の比較

	ILO 社会保障費 (旧基準)	ILO 社会保障費 (新基準)	OECD 社会支出統計	EUROSTAT 社会保護費統計
対象国	ILO 加盟国		OECD 加盟国	EU 加盟国
基本区分	制度別収入・支出	機能別収入・支出	機能別支出	機能別収入・支出
範囲 (Scope)	①制度の目的が、治療的又は予防的医療を提供するもの、所得補償を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること 社会保険／公務員／公衆保健サービス／公的扶助および社会福祉／戦争犠牲者	①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること 保健医療／老齢／障害／遺族／失業／業務災害／家族・児童／住宅／公的扶助その他	①制度の目的が、次の社会政策分野のいずれかに対する給付を提供すること 老齢現金給付／障害現金給付／業務災害・疾病／疾病給付／老齢・障害者サービス／遺族／家族現金給付／家族サービス／積極的労働市場政策／失業／公的医療支出／住宅／その他他移転	①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること 保健医療／障害／老齢／遺族／家族・育児／失業／住宅／他の分類に入らない社会的疎外
	②制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関によって責任が課せられていること	②制度が法律によって定められ、それによって特定の者に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関によって責任が課せられるものであること	②上記の社会政策によって公的機関または民間機関による、世帯および個人に対する、公的支出と強制力を持つ私的支出の2種類の費用を計上する(世帯間移転は含まない)	②上記リスクまたはニーズの負担を世帯および個人から免除するための公的機関または民間機関からの全ての介入を含む(同時互恵的措置も個人的措置も含まない)
	③制度が公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること	③制度が法律によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関でも良いこと	③施設整備費などもそれぞれの給付に含まれる	③給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない
	④給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない	④給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない		

出所：浅野仁子(2001)

表4 ILO新基準とEUROSTATの比較

支出の分類	EUROSTAT 社会保護費統計 (ESSPROS)	ILO 社会保障費 (新基準、Cost of Social Security)
A. Social protection benefits 社会保護費用		
老齢	家族/扶養者補助	家族の機能の下で運営されているものを含む
	一括給付	一括給付はその他の現金給付のカテゴリーに含まれる。
	部分年金 (Partial pensions)	特別な項目に記載される。
	在宅療養手当	特別な項目に記載される。
遺族	遺族年金	標準退職年齢を超えた受給者に支払われる遺族年金は老齢の機能に登録される。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。
	労働災害	労働災害の機能は設けられていない。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。
	重度障害年金；軽度障害年金	これらの2つの機能は合計されて障害年金として分類される。
労働災害		労働災害の機能は設けられていない。この項目の下で支払われる給付は病気/医療の機能と障害の機能に含まれる。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。
保健医療	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。
家族	家族計画	家族の機能に含まれる。
失業	労働市場の理由による早期退職	失業の機能に登録される。
B. Administrative costs 管理費		
	総費用。	機関ごとの合計値。
C. Transfers to reserves 積立金への受入		
Legally required transfers 法的に要求された受入	積立金への受入に含まれていない。	法的に要求された積立金への受入を含む。
Transfer to other schemes その他の制度への移転	個別の社会保護費の集計されたデータとして他の制度への移転を含む。	この調査は国の社会保護データを基にしているため、その他の制度への移転は含まれていない。

出所：浅野仁子（2001）

表5 OECDとEUROSTATの比較

支出項目	OECD 社会支出統計	EUROSTAT 社会保護費統計
全ての強制力のない民間社会支出	SOCXには無い	ESSPROSのコアシステムには含まれる
業務災害・疾病(現金給付)	業務災害・疾病	障害/疾病
傷病手当給付(現金) ¹⁾	傷病手当給付	疾病
老齢年金受給者に対する現物給付	老齢者・障害者対象サービス	老齢
障害年金受給者に対する現物給付	老齢者・障害者対象サービス	障害
出産・育児休暇給付	家族現金給付	家族/育児
家族現物給付	家族サービス	家族/育児
雇用促進対策	積極的労働市場政策	ESSPROSのコアシステムには無い ²⁾
障害者雇用促進給付 (Sheltered workshops)	積極的労働市場政策	障害
障害者雇用促進に関連するリハビリ現物給付	積極的労働市場政策	障害
職業訓練手当	積極的労働市場政策	失業
解職手当(追加補償) ³⁾	失業(公的のみ)	失業
公的医療支出 ⁴⁾	医療	疾病
住宅手当	住宅手当	住宅
低所得者	その他臨時支出	その他の機能
原住民	その他臨時支出	その他の機能

注 1：傷病手当給付(現金)は、その他の現金給付と分割できず、障害者現金給付に分類されている。

注 2：EUROSTATの雇用促進対策は、失業機能として登録される現金給付に限られている。

注 3：解職手当(追加補償)は、EUROSTATでは被用者に雇用契約の廃棄に関して過失が無い場合、理論的には解職手当は、すべての支払を含む。実際には政府や民間大企業による支払のみ計上されている。

注 4：公的医療支出は、Annex to EUROSTAT (1994), Digest of Statistics on Social Protection in Europe, Vol. 5 "Sickness", Luxembourg, and OECD (1998), OECD Health Data 98: A Comparative Analysis of 29 Countries, Paris を参照。

出所：浅野仁子(2001)，ユーロstatt 2001「社会保護支出統計』

表6 ユーロstatt「社会保護支出統計」における集計国とその分類

社会保護支出データのある国	ヨーロッパ 15ヶ国平均	B 3.2 ヨーロッパ 11ヶ国平均	B 3.3 ヨーロッパ 12ヶ国平均	EEA (European Economic Area)
ベルギー	○	○	○	
デンマーク	○			
ドイツ	○	○	○	
ギリシャ	○	○	○	
スペイン	○	○	○	
フランス	○	○	○	
アイルランド	○	○	○	○
イタリア	○	○	○	○
ルクセンブルク	○	○	○	○
オランダ	○	○	○	○
オーストラリア	○	○	○	○
ポルトガル	○		○	○
フィンランド	○	○	○	○
スウェーデン	○			○
イギリス	○			○
アイスランド				○
ノルウェー				○
スイス				
リヒテンシュタイン				△

注：△の意味は、リヒテンシュタインはEEAに含まれるがここではデータ無し。

EU加盟国以外のデータも収集していることに注意。

表7 ヨーロッパ統計2001エディションにおける各国の社会保護支出合計額

		1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
EU-15	EU全体の合計	:	:	:	:	1,657,590	1,719,487	1,780,431	1,886,234	1,958,104p	2,018,368*	2,115,024*
EUR-11 ¹⁾	EU11か国の合計	690,570*	1,008,216	1,142,281	1,254,744	1,313,619	1,357,370	1,420,474	1,498,930	1,511,273p	1,549,576*	1,616,369*
EUR-12	EU12か国の合計	:	1,022,459	1,157,263	1,270,587	1,330,534	1,375,265	1,439,816	1,520,512	1,535,319p	1,575,070*	1,645,295*
B ¹⁾	ベルギー	28,932*	38,961	42,220	45,657	50,862	53,132	56,283	57,447	56,835	58,992*	61,491*
DK	デンマーク	20,746	29,322	31,377	33,532	36,840	40,915	43,183	44,124	44,126	45,309	47,319
D	ドイツ	209,349	288,913	360,858	415,167	455,924	480,315	522,317	541,915	530,499	541,814	563,844p
D_90	1990年10月3日以前のドイツ	209,349	288,913	360,858	341,552	372,032	392,297	425,689	440,718	432,466	439,638	457,643p
EL	ギリシャ	:	14,243	14,982	15,842	16,915	17,896	19,342	21,381	24,046	25,494	28,927p
E	スペイン	41,940	77,411	90,488	99,771	97,928	93,277	95,286	102,129	101,751p	105,132p	109,564p
F ¹⁾	フランス	188,584*	254,197	266,996	289,084	316,924	329,500	344,692	360,545	363,113	375,076	388,416p
IRL ¹⁾	アイルランド	5,706*	6,563	7,219	8,023	8,225	8,702	9,220	9,836	11,241	11,442	12,509
I ¹⁾	イタリア	119,564*	205,434	226,133	238,374	214,295	214,524	200,182	232,324	253,227	257,747p	270,067p
L	ルクセンブルク	1,170	1,796	2,062	2,254	2,610	2,866	3,164	3,309	3,390	3,531	3,854
NL ¹⁾	オランダ	51,793*	68,828	72,652	78,162	85,055	85,443	92,662	92,263	91,945	93,838	98,866p
A	オーストリア	23,065	32,488	35,220	38,678	43,742	47,615	50,785	51,464	50,643	52,082	55,058
P ¹⁾	ポルトガル	3,981*	7,504	9,551	12,176	13,256	14,273	15,305	16,878	17,842	19,467	21,334p
FIN	フィンランド	16,486	26,122	28,882	27,397	24,786	27,723	30,578	30,821	30,787	30,436	31,328p
S	スウェーデン	:	:	:	:	62,531	63,893	63,614	70,067	69,790	69,903	73,245p
UK ¹⁾	イギリス	137,876*	170,862	205,327	220,752	227,684	239,413	233,818	251,532	308,870	328,086	349,165p
IS	アイスランド	:	827	948	958	957	953	993	1,052	1,187	1,323	1,517
NO	ノルウェー	:	23,409	25,442	27,162	27,554	28,140	29,529	31,807	34,250	35,494	39,363
EEA	欧州経済地域	:	:	:	1,686,101	1,748,580	1,810,953	1,919,093	1,993,541p	2,055,185*	2,155,904*	
CH	スイス	:	32,089	36,051	39,672	45,720	50,558	55,528	57,432	58,021	59,997	62,382
SK	スロバキア	:	:	:	:	:	:	2,677	3,090	3,497	3,792	3,696p
SI	スロベニア	:	:	:	:	:	:	:	3,798	4,185	4,561	4,868

出所：EUROSTAT 2001 Ed Table “C.1.1 Total social benefits”

注1：1980～1989のデータについてはEurostatの推計値。

表記記号説明 p暫定値, : 計数無し, * 推計値

表8 ヨーロスタット2001エディションにおける各国の社会保護支出対GDP比

	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
EU全体の合計	:	24.4*	:	:	27.5	27.2	27.1	27.3	26.9p	26.5*	26.4*
EU11カ国の合計 ²⁾	24.8*	24.5	25.1	26.2	27.2	26.8	27.1	26.8p	26.4*	26.3*	
EU12カ国の合計	:	24.4	25.1	26.1	27.1	26.7	27.0	27.0p	26.3*	26.3*	
ベルギー ²⁾	26.5*	25.1	25.8	26.1	27.7	27.0	26.7	27.1	26.4	26.4*	26.3*
デンマーク	26.2	27.9	28.9	29.5	31.1	32.0	31.3	30.6	29.6	29.1	28.6
ドイツ	25.6	24.4	25.2	26.6	27.3	27.2	27.8	28.9	28.5	28.3	28.6p
1990年10月3日以前のドイツ	25.6	24.4	:	:	:	:	:	:	:	:	:
ギリシャ	:	21.5	20.5	20.6	21.2	21.2	21.5	22.0	22.5	23.5	24.7p
スペイン	19.0	19.4	20.6	21.8	23.3	22.2	21.3	21.3	20.6p	20.1p	19.5p
フランス ²⁾	27.3*	26.5	27.0	27.8	29.1	28.9	29.0	29.4	29.3	28.9	28.8p
アイルランド ²⁾	22.9*	17.6	18.7	19.4	19.3	18.9	18.1	17.1	15.9	14.8	14.1
イタリア ²⁾	21.4*	23.7	24.1	25.1	25.2	24.8	23.9	23.9	24.6	24.1p	24.4p
ルクセンブルク	22.9	21.2	22.3	22.4	23.1	22.8	22.7	23.1	22.0	21.5	21.2
オランダ ²⁾	30.6*	30.9	31.0	31.5	32.0	29.1	29.2	28.4	27.6	26.7	26.4p
オーストリア	26.4	25.9	26.1	26.7	28.0	28.8	28.7	28.6	27.8	27.4	27.7
ポルトガル ²⁾	12.8*	13.3	14.6	16.1	18.0	18.7	18.5	19.1	19.0	19.5	19.9p
フィンランド	22.9	24.2	28.9	32.7	33.7	32.9	30.9	30.7	28.5	26.4	26.0p
スウェーデン	:	:	:	:	38.1	36.7	34.6	34.0	33.1	32.7	32.3p
イギリス ²⁾	22.9*	21.9	24.6	26.8	27.8	27.4	27.1	27.1	26.5	26.1	25.8p
アイスランド	:	16.6	17.3	17.9	18.4	18.0	18.6	18.4	18.2	18.3	18.7
ノルウェー	:	25.7	26.7	27.8	27.8	27.2	26.3	25.6	25.1	27.0	27.3
欧州経済地域	:	24.4*	:	:	27.5	27.2	27.0	27.3	26.9p	26.5*	26.5*
スイス	:	17.8	19.2	21.1	22.6	22.9	23.6	24.7	25.7	25.5	25.9
スロバキア	:	:	:	:	:	19.1	19.8	19.4	20.0	20.0p	
スロベニア	:	:	:	:	:	:	25.5	26.1	26.1	25.9	

出所：EUROSTAT 2001 Ed Table “C 1.3.Total social benefits 对 GDP比”

注1：次の国のGDPはESA95で算出されている。ベルギー、デンマーク、ギリシャ、1991年以降のドイツ、1995年以降のフランス、1990年以降のアイerland、1990年以降のイタリア、1995年以降のルクセンブルク、1994年以降のオランダ、1990年以降のポルトガル、1993年以降のフィンランドとスウェーデン、イギリス、アイスランド、ノルウェー、スロベニア、スロバキア、オーストリアとスイス他の国についてはGDPはESA79で算出されている。

注2：1980年と1985年のデータは欧州連合統計局推計値による。
表記記号説明 p 暫定値、: 計数無し、* 推計値

『海外社会保障研究』執筆要領

1. 執筆枚数

原稿の字数は以下の限度内とします。

(1) 論文：16,000字(図表を含む)

本文のほかに要約文(400字以内)およびキーワード(3～5語)を添付。

(2) 研究ノート：12,000字(図表を含む)

(3) 動向：8,000字(図表を含む)

(4) 書評：6,000字

2. 原稿の構成

必要に応じて、I II III …→ 1 2 3 …→ (1) (2) (3) …→ ①②③ …→ の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書の文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a) (b) (c) または・で始めてください。完成原稿は横書きとし、各ページに通し番号をふってください。

3. 引用

本文中の引用の際は、出典(発行所、発行年)を明記してください。

4. 年号

西暦を用いてください。元号が必要なときには、西暦の後に()入りで元号を記してください。
ただし、年代の表記については、西暦なしで元号を用いてもかまいません。

5. 図表

図表はそれぞれ通し番号をふり、表題を付けてください。1図、1表ごとに別紙にまとめ、挿入箇所を論文中に指定してください。なお、出所は必ず明記してください。

6. 注

注を付す語の右肩に1) 2) …の注番号を入れ、論文末まで通し番号とし、論文末に注の文を一括して掲げてください。

7. 参考文献

文献リストは、以下の例を参考に論文の最後に付けてください。

(例)

馬場義久 1997 「企業内福祉と課税の中立性—退職金課税について」 藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』 東京大学出版会

Ashford, Douglas E. 1986. *The Emergence of the Welfare State*. Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. 1981. "Education and Social Entitlements in Europe and America." In *The Development of Welfare State*, edited by P. Flora and H. Heidenheimer. Transaction Books.

Beattie, Roger. 1998. "Pension Systems and Prospects in Asia and the Pacific." *International Social Security Review* 58(3): 63–87.

樋原朗 1998 「イギリスにおける就労促進政策と社会保障」『海外社会保障研究』 第125号 pp. 56–72

新藤宗幸 1998 「地域保健システムの改革と残されている課題」『季刊社会保障研究』 第34巻第3号 pp. 260–267

研究の窓

- 所得再分配政策は支持されているのか? 大竹 文雄

特集: 所得格差と社会保障

- 特集の趣旨 松浦 克己・玄田 有史
既婚女性の就業決定と子育て
—これから社会保障政策に向けて— 松浦 克己・白波瀬佐和子
見過ごされた所得格差
—若年世代 vs. 引退世代, 自営業 vs. 雇用者— 玄田 有史
引退期所得格差のOECD 9カ国における動向, 1985-95年
—社会保障資源配分の変化および高齢化, 世帯・所得構成変化の影響— 山田 篤裕
地域別に見た所得格差 小島 克久

投稿(研究ノート)

- 公的介護保険における介護サービス需要の価格弾力性の推定 大日 康史
年金制度の賦課方式から積立方式の移行について
—経済厚生ならびに教育水準への影響— 伊藤 健宏

判例研究

- 社会保障法判例 橋爪 幸代
—父から認知を受けることによって, 母が婚姻によらない
で懐胎した児童を, 児童扶養手当の支給対象から除外
することを定めた児童扶養手当法施行令が, 法の委任
の範囲を逸脱するとされた事例(原田訴訟上告審判例)

書 評

- 平岡公一編『高齢期と社会的不平等』 阿部 彩
Martin Feldstein and Jeffery B. Liebman (eds.)
The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform 宮里 尚三

海外社会保障研究

第143号 2003年6月発行予定

特集：第7回厚生政策セミナー「こども、家族、社会—少子社会の政策選択—報告」

第144号 2003年9月発行予定

特集：ロシア・東欧における社会保障の動向

バックナンバー（在庫あり）

第141号 2002年12月発行 特集：社会的排除—概念と各国の動き—

第140号 2002年9月発行 特集：先進諸国の所得保障政策における障害給付の変化とその背景

第139号 2002年6月発行 特集：日本とカナダの社会保障
—加日社会保障政策研究円卓会議の成果—

第138号 2002年3月発行 特集：現代の規範理論と社会保障

第137号 2001年12月発行 特集：国際機関における年金政策論

第136号 2001年9月発行 特集：保険者機能から見た欧米諸国の医療制度改革と国際比較

第135号 2001年6月発行 特集：第5回厚生政策セミナー「アジアと社会保障」

第134号 2001年3月発行 特集：グローバル化と社会保障

第133号 2000年12月発行 特集：社会保障と情報化

第132号 2000年9月発行 特集：中国の社会保障改革と企業行動

第131号 2000年6月発行 特集：介護保険の国際的動向

第130号 2000年3月発行 特集：社会保障給付費の国際比較研究

第129号 1999年12月発行 特集：医療サービスの質の確保をめぐる諸問題

第128号 1999年9月発行 特集：EUの社会保障政策の展開

第127号 1999年6月発行 特集1：福祉施策の国際比較

特集2：OECD社会保障大臣会議

第126号 1999年3月発行 特集：各国の年金改革

第125号 1998年12月発行 特集：就労インセンティブと社会保障

※ バックナンバーの詳しい内容をインターネットでご紹介しております。

<http://www.infoasia.co.jp> をご覧ください。

「海外社会保障研究」投稿規程

1. 投稿は、「論文」、「研究ノート」及び「動向」の3種類です。投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限ります。
2. 投稿者は、審査用原稿2部を送付してください。採用の決まったものは、フロッピーディスクも提出していただきます。
3. 投稿原稿のうち、「論文」及び「研究ノート」の掲載の採否については、指名されたレフェリーの意見に基づき編集委員会において決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。
4. 投稿のうち、「動向」の掲載の採否については、編集委員会において決定します。
5. 執筆に当たっては、「海外社会保障研究」執筆要領に従ってください。なお、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
6. 原稿の送り先、問い合わせ先
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
Tel: 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816
e-mail: kaigai@ipss.go.jp

編集委員長

阿藤 誠 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

埋橋 孝文 (日本女子大学教授)

岡 伸一 (明治学院大学教授)

尾形 裕也 (九州大学教授)

沙 銀華 (ニッセイ基礎研究所副主任研究員)

武川 正吾 (東京大学助教授)

土田 武史 (早稲田大学教授)

植村 尚史 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

中嶋 潤 (同研究所・総合企画部長)

小島 宏 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長)

府川 哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

松本 勝明 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

阿部 彩 (同研究所・国際関係部第2室長)

金子 能宏 (同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長)

白波瀬 佐和子 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

佐藤 雅代 (同研究所・総合企画部研究員)

山本 克也 (同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員)

小林 信彦 (同研究所・客員研究員)

上枝 朱美 (同研究所・客員研究員)

海外社会保障研究 No. 142

平成15年3月25日発行

ISBN 4-900849-65-0

編集 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

Tel: 03-3595-2984

homepage: <http://www.ipss.go.jp>

製作 株式会社アーバン・コネクションズ

〒150-0011 東京都渋谷区東2丁目16番10号

東京日産渋谷ビル8階

Tel: 03-5467-4721 Fax: 03-5467-4722

e-mail: books@infoasia.co.jp

homepage: <http://www.infoasia.co.jp>

ISSN 1344-3062